

<Carbon Tax Express> 【行政】：2005年6月～2009年6月

<Carbon Tax Express> 2005年6月号 (ナンバー 0001号)

【行政1】京都議定書達成計画を閣議決定 意見募集で大きな修正なし

京都議定書が定める「1990年比マイナス6%」という国際公約を果たすため、政府は4月28日、温室効果ガスの大幅削減を目指す「京都議定書目標達成計画」を閣議決定した。3月末から4月半ばまで行われた意見募集では「環境税の検討」「原子力発電の推進」「京都メカニズムの活用」の3項目を中心に、環境保護団体や産業界などから約1900件の意見が寄せられたが、賛否両論が分かれたため(環境省)、同項目では記述の修正は行われなかった。

Yahoo! ニュース(共同通信) :

<http://headlines.yahoo.co.jp/hl?a=20050428-00000045-kyodo-soci>

京都議定書目標達成計画(pdf形式) :

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/ondanka/kakugi/050428keikaku.pdf>

【行政2】環境省中央環境審議会が「環境税の経済分析等に関する専門委員会」を発足させる

5月10日、環境省は「環境税の経済分析等に関する専門委員会」を発足させた。この委員会は技術的・専門的な見地から環境税の経済的分析・調査を行い、環境税の総合的な検討に役立てるために設置されたものであり、環境税の価格インセンティブ効果・アナウンスメント効果、国民経済や産業の国際競争力に与える影響、環境税額の価格転嫁等について、技術的・専門的観点からの調査を行う。第一回会合は同日5月10日、第二回会合は5月27日、第三回会合は6月14日に行われた。

環境省ウェブサイト :

<http://www.env.go.jp/press/press.php3?serial=5945>

中央環境審議会総合政策・地球環境合同部会環境税の経済分析等に関する専門委員会第1回資料 :

<http://www.env.go.jp/council/16pol-ear/y163-01.html>

中央環境審議会総合政策・地球環境合同部会環境税の経済分析等に関する専門委員会第2回資料 :

<http://www.env.go.jp/council/16pol-ear/y163-02.html>

中央環境審議会総合政策・地球環境合同部会環境税の経済分析等に関する専門委員会第3回資料 :

<http://www.env.go.jp/council/16pol-ear/y163-03.html>

【行政3】日本付近の年平均気温、約100年後には約2～3℃上昇 気象庁予測

気象庁は2100年ごろの日本付近の通年の気候変化予測を行った「地球温暖化予測情報 第6巻」をまとめ、同庁ホームページに掲載した。予測結果としては、(1)日本付近の年平均気温は全国的に2～3℃程度上昇する、(2)年間冬日日数(最低気温0℃未満の日数)が全国的に減少する一方、熱帯夜日数(最高気温25℃以上の日数)は全国的に増加する、(3)年降水量はほとんどの地域で増加し、最大20%程度の増加が見込まれることなどが示されている。

EIC ネット国内ニュース :

<http://www.eic.or.jp/news/?act=view&serial=10286&oversea=0>

気象庁平成17年報道発表資料 :

http://www.jma.go.jp/JMA_HP/jma/press/0505/18b/climate_prediction.html

【行政4】03年度の日本の温室効果ガス総排出量、90年比8.3%増に

環境省は、2003年度の日本の温室効果ガスの総排出量を算出、京都議定書の基準年(1990年度)の総排出量を8.3%上回る13億3900万トンと公表した。増加の要因としては、人口・世帯数の増加、経済規模の拡大、自動車保有台数の増加ほか、原発長期停止で火力発電量が02年度よりも243億キロワット(約4.8%)増えたことが指摘された。

環境省報道発表資料：

<http://www.env.go.jp/press/press.php3?serial=6009>

EIC 国内ニュース：

<http://www.eic.or.jp/news/?act=view&serial=10340&oversea>

【行政5】中環審 総合・地球環境合同部会施策総合企画小委員会が再開される

6月16日、産業界、学識経験者、専門家等からなる環境省中央環境審議会総合政策・地球環境合同部会の施策総合企画小委員会が昨年の12月ぶりに再開され、環境税及び関連する施策の最近の検討状況に関して、確認と議論がなされた。各委員からは、現在別途に進行中で学識経験者からなる「環境税の経済分析等に関する専門委員会」の討議内容に関する質問が挙げられたほか、7月から同委員会が再開する地方ヒアリングの形態についても指摘がなされた。

環境省ウェブサイト：

<http://www.env.go.jp/press/press.php3?serial=6076>

議事録・当日配布資料等：

<http://www.env.go.jp/council/16pol-ear/y162-18a.html>

<http://www.env.go.jp/council/16pol-ear/y162-18.html>

<Carbon Tax Express> 2005年7月前期号（ナンバー 0002号）

【行政6】全国市長会が発表した提言書「都市と環境-美しい日本、持続可能な社会を目指して-」において、環境税について提言

平成17年6月8日、全国市長会が「都市と環境-美しい日本、持続可能な社会を目指して-」と題する提言書を発表。同提言書中で環境税についての提言も行っており、「有効な政策手段である」とした。

全国市長会ホームページ内「全国市長会の主張>提言」ページ：

<http://www.mayors.or.jp/opinion/teigen/teigen-index.html>

（環境税についての記述は「都市と環境-美しい日本、持続可能な社会をめざして-【提言】」（PDF ファイル）内第3章第2節「環境税をはじめとする経済的手法の導入」より）

【行政7】17年版環境白書が閣議決定

平成17年版環境白書の内容が6月17日の閣議で閣議決定された。今回の白書は「脱温暖化-“人”と“しくみ”づくりで築く新時代」が総説のテーマとなった。17年2月に京都議定書が発効し、日本でも脱温暖化社会の構築に向けた取組みを強化していくが必要であること、そのために環境保全に自発的に取り組む「人づくり」と、社会全体で環境保全を進めるための「しくみづくり」の双方を進めていくことが重要であることなどを訴えている。環境税については、政府の税制調査会など関係会議体の結論を紹介し「真摯に総合的な検討を進めていくべき課題」と記述されるにとどまった。

環境省報道発表資料：

<http://www.env.go.jp/press/press.php3?serial=6099>

【行政8】環境省、環境税導入で7月から全国で対話集会

環境省は、環境税導入に関する議論を一般市民や地域レベルにも広げていくため、7月から全国各地で政策対話集会を開催する。また、京都議定書目標達成計画の基本的考え方と環境税との関連などを分かりやすく解説した小冊子を作成し、希望者に配布する。環境税は、CO₂を排出するすべての主体に対して、排出量に応じた負担を求めるもの。これについて、公平性、透明性の観点から優れた経済的手法であると主張する環境省に対し、産業界はCO₂排出抑制効果が不確実であり、国際競争力を阻害するとして強く反発している。対話集会は、こうした議論を拡大し、環境税に関する理解を市民レベルに浸透させるねらい。

化学工業日報6月17日：

http://www.chemicaldaily.co.jp/news/200506/17/04101_4138.html

【行政 9】導入遅れで炭素税 1.3 倍 国立環境研が試算

京都議定書が定める温室効果ガスの排出削減目標を達成するために必要な炭素税の税額は、導入が1年遅れただけで約 1.3 倍に増えるとの試算を、国立環境研究所（茨城県つくば市）のグループが7月4日にまとめた。今年導入していれば炭素1トン当たり4万5000円だったが、来年導入では同6万円。グループは「温暖化対策が遅れば遅れるほど、排出削減のための負担が大きくなる」と早急な導入を訴えている。

河北新報社：

<http://www.kahoku.co.jp/news/2005/07/2005070401000934.htm>

<Carbon Tax Express> 2005年7月後期号（ナンバー 0003号）

【行政 10】環境省 新人事を発表

環境省は7月20日付けの人事を発表、環境省事務次官に炭谷茂氏（留任）、地球環境審議官に小島敏郎氏（新任）、総合環境政策局長に田村義雄氏（留任）、環境経済課長に鎌形浩史氏（留任）、地球環境局長に小林光氏（新任）、地球温暖化対策課長に梶原成元氏（新任）などの人事がとられた。詳細については以下の名簿を参照。

環境省幹部等職員名簿（PDF ファイル）：

<http://www.env.go.jp/guide/gyomu/meibo.pdf>

【行政 11】環境次官就任3年目の炭谷氏 環境税導入に意欲

15日に発表された環境省新人事で、事務次官留任が決定した環境省の炭谷茂事務次官は、同日の記者会見で環境税の導入について「今年是实现させる最後のチャンスというつもりで、省内全体で取り組みたい」（共同通信）と述べ、来年度税制改正に環境税を盛り込むことに意欲を示した。

事務次官として3年目を迎える自らの人事に関しては、「異例なことだと意識を持っているが、環境税を中心とした地球温暖化対策のほか、循環型社会、水俣病、アスベスト（石綿）の問題について、本腰を入れて取り組みたい」と語った。（共同通信）

産経新聞社ウェブサイト：

<http://www.sankei.co.jp/news/050715/sei063.htm>

【行政 12】京都議定書の目標達成と環境税を検討する「推進本部」設置

環境税に関する総合的な検討を行うために環境省が設置する「京都議定書目標達成計画実施・環境税検討推進本部」の第一回会合が、7月21日に開催された。炭谷事務次官は同日の記者会見にて、京都議定書の目標達成のために環境税の導入が極めて重要であることに言及した上で、「ここで環境省の気合いや熱意を京都議定書の目標達成、環境税に集中させたいというところに（本部設置の）狙いがある」と語った。

環境省報道発表資料：

<http://www.env.go.jp/press/press.php3?serial=6201>

【行政 13】中央環境審議会 環境税導入時の各業種の負担を公表

22日に開かれた中央環境審議会総合政策・地球環境合同部会の環境税の経済分析等に関する専門委員会（第5回）で、環境税導入時における各業種の税負担の試算結果が公表された。ガソリン1リットル当たり1.5円を課税した場合、今回調査対象となった全12業種の中で、最も影響が大きいのは紙・パルプ業界で、繊維・衣料業界がそれに続く結果となった。なお、影響が大きいとみられる鉄鋼業界と石油業界については、データが揃わなかったため個別企業の分析に留まった。

中央環境審議会総合政策・地球環境合同部会

第5回環境税の経済分析等に関する専門委員会ページ：

<http://www.env.go.jp/council/16pol-ear/y163-05.html>

各業種の税額と売上高等経営指標との比較 (PDF ファイル) :

<http://www.env.go.jp/council/16pol-ear/y163-05/mat04.pdf>

【行政 14】環境省 環境税のアンケート調査の結果を公表

22日、環境省は「環境税課税に伴う人々の行動変化に関するアンケート」と題したアンケートの結果を公表。これらの結果から、消費者部門において、エネルギー価格の上昇が2%程度の低率の環境税であっても、アナウンスメント効果などによって省エネ行動が促進されることが示唆された。

中央環境審議会総合政策・地球環境合同部会

第5回環境税の経済分析等に関する専門委員会ページ :

<http://www.env.go.jp/council/16pol-ear/y163-05.html>

環境税課税に伴う人々の行動変化に関するアンケート調査の結果 (PDF ファイル) :

<http://www.env.go.jp/council/16pol-ear/y163-05/mat01.pdf>

<Carbon Tax Express> 2005年8月前期号 (ナンバー 0004号)

【行政 15】中環審「環境税の経済分析等に関する専門委員会」これまでの審議を整理

環境省中央環境審議会の「環境税の経済分析等に関する専門委員会」は4日、環境税の位置づけ、効果、マクロ経済及び産業に与える影響等に関するこれまでの審議を整理し発表した。

中央環境審議会総合政策・地球環境合同部会

第7回環境税の経済分析等に関する専門委員会ページ :

<http://www.env.go.jp/council/16pol-ear/y163-07.html>

【行政 16】環境省、環境税の具体案を先送りに

共同通信等によると、環境省は8月5日、同月末に予定されている2006年度税制改正要望に環境税の創設を盛り込むことは決定したものの、郵政民営化関連法案をめぐる国会の混乱から、税率や税収の用途など具体的な内容の発表については予定を変更し、年末の与党税制調査会の議論まで先送りにする可能性が強いことを示唆した。

【行政 17】エネルギーフォーラム誌 エネルギー特会見直しによる環境税導入の可能性を指摘

月刊エネルギーフォーラム誌は8月号の中で、「環境税導入でエネルギー特会が全面崩壊？」と題した記事を掲載した。既存のエネルギー関連税との関係が論議されている環境税に関して、現在経産省が管理するエネルギー特別会計(石油石炭税、電源開発促進税)を見直す形での導入が可能性として大きいことを指摘している。

エネルギーフォーラム ウェブサイト :

<http://www.energy-forum.co.jp/energy-forum.htm>

<Carbon Tax Express> 2005年8月後期号 (ナンバー 0005号)

【行政 18】環境省 平成18年度税制改正要望に環境税盛り込む

環境省は26日、平成18年度の税制改正要望・概算要求をまとめた。税制改正要望には環境税の創設について「京都議定書目標達成計画等を踏まえ、国民、事業者などの理解と協力を得るように努めながら、真摯に総合的な検討を進め、平成18年度税制改正において適切に対応すること」と表記されたが、税率等の具体的内容は今秋まで先送りとした。概算要求総額は2661億円(17年度当初比13.5%増)。このうち地球温暖化対策としては、各家庭での太陽光発電施設の導入拡大を狙う「ソーラー大作戦」事業費のために43億円、海外からの温室効果ガス排出枠の購入のために42億円などを要求している。

環境省ウェブサイト :

<http://www.env.go.jp/guide/budget/>

【行政19】八都府市 温暖化対策の推進に関する要望提出 経済的手法も視野に

東京・埼玉・千葉・神奈川の知事及び横浜・川崎・千葉・さいたまの市長が参加する八都府市首脳会議は9日、「地球温暖化防止対策の推進に関する要望」をまとめ、翌10日環境省等に提出した。同要望の中では、「経済的手法や削減義務の導入」を含めた実効性ある温室効果ガス削減対策、再生可能エネルギー等の普及拡大、森林等の吸収源対策の推進がうたわれている。

東京都報道発表資料：

<http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2005/08/20f89200.htm>

【行政20】和歌山県自由民主党県議団 森林環境税導入に向け中間報告書発表

和歌山県自由民主党県議団の森林環境税懇話会（会長：内田安生・県商工会議所連合会常任幹事）は19日、4月からの森林環境税導入に関する議論を中間報告書にまとめた。課税は、県民税の均等割りに上乗せする形で行うとしている。また、新税が過度の負担とならないよう、県民の合意形成を図りながら税率を決定すること、超過課税による税収は森林環境保全のための基金として運用していくと、一定の期間を経た後に制度の見直しを行うこととしている。同懇話会はこの中間報告をたたき台として、今後県民からの幅広い声・提言を募集する。

和歌山県自由民主党県議団ウェブサイト：

<http://www.jimin-wakayama-kengidan.jp/html/kankyousouth.htm>

【行政21】自動車税のグリーン化 57億円の減収招く

総務省は15日、「自動車税のグリーン化」に関して、その適用実態を都道府県に依頼し調査した結果を発表した。環境負荷の小さい一定の自動車の税率を最大50%軽減し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は10%税率を重くするこの制度の元、（グリーン化されなかった場合に比べ）05年度で57億円の減収との実態が明らかになった。来年3月末で適用期限が切れる同制度に関し、今後見直しを含めた動きがあるものと考えられる。

総務省ウェブサイト：

http://www.soumu.go.jp/s-news/2005/050815_6.html

【行政22】環境省 環境税に関する地方ヒアリングの結果を公開

環境省は23日、7月より行ってきた全国7ブロック（北海道、関東、北越、近畿、中国・四国、九州）における環境税に関する地方ヒアリングの結果を報告した。

資料 環境省中央環境審議会総合政策・地球環境合同部会施策総合企画小委員会（第19回）議事次第・資料：

<http://www.env.go.jp/council/16pol-ear/y162-19.html>

<Carbon Tax Express> 2005年9月前期号（ナンバー 0006号）

【行政23】農林水産省、平成18年度の税制改正主要要望事項に環境税の創設を盛り込む

農林水産省は、8月26日、「農林水産関係税制改正主要要望事項」を発表した。その中で、「森林吸収源対策推進のための税制上の措置」と題し、「地球温暖化対策を推進するため、環境税（仮称）の創設等、必要な税制上の措置を講ずること」「環境税（仮称）の税収の用途に森林吸収源対策を明確に位置付けること」と記述し、環境税の創設を要望した。

農林水産省ホームページ内「平成18年度農林水産関係税制改正主要要望事項について」ページ：

http://www.maff.go.jp/www/press/cont2/20050826press_10.html

【行政24】経済産業省、平成18年度の税制改正意見において環境税に言及

経済産業省は、8月29日、「平成18年度経済産業省の概算要求等について」を公表。この中の「税制改正意見」において、「いわゆる環境税については、国民に広く負担を求めることになるため、はじめに導入ありきではなく、地球温暖化対策全体の中での具体的な位置付け、その効果、国民経済や産業の国際競争力に与える影響等を十分に考慮し、国民的議論を踏まえて、総合的に検討していくべき課題である。」とした。

経済産業省ホームページ内「平成18年度経済産業省の概算要求等について」ページ：

<http://www.meti.go.jp/policy/sougou/yokessan/050829-0.html>

【行政25】中環審、環境税の経済分析等に関する専門委員会が「これまでの審議の整理」を公表

中央環境審議会総合政策・地球環境合同部会環境税の経済分析等に関する専門委員会は「環境税の経済分析等について—これまでの審議の整理—」を発表した。

環境省ウェブサイト内中央環境審議会総合政策・地球環境合同部会環境税の経済分析等に関する専門委員会「環境税の経済分析等について—これまでの審議の整理—」ページ：

<http://www.env.go.jp/policy/tax/a050913.html>

【行政26】経済産業省、「原油価格上昇の影響に関する調査結果」を公表

経済産業省資源エネルギー庁は、8月26日、「原油価格上昇の影響に関する調査結果」を公表した。これは、(1)石油精製業におけるコストアップ分の石油販売業者・最終需要者に対する卸価格への価格転嫁、(2)石油販売業におけるコストアップ分の小売価格への価格転嫁等についての6月時点の状況について、7月に調査を行ったもの。

経済産業省ホームページ内、「原油価格上昇の影響に関する調査結果について 報道発表」ページ：

<http://www.meti.go.jp/press/20050826005/20050826005.html>

【行政27】福島県、森林環境税の一部を市町村へ交付することを決定

福島県は、来年4月から導入する森林環境税の一部を「森林環境交付金」として市町村に交付することを決定した。森林環境税は、高知、鳥取など8県で実施されており、その他各都道府県で導入・検討が進みつつあるが、市町村に対する交付金制度の創設は全国初となる。県は、「県民一人一人が参画する森林づくり」を掲げており、「交付金制度は市町村が自主的に行う森林作りを支援する画期的なもの」（総務部税務企画）としている。

福島県の森林環境税（仮称）制度（案）の概要（PDF）

<http://www.pref.fukushima.jp/zeimu/topix2004/shinzei/shinrinzei.pdf>

「環境・持続社会」研究センター（JACSES）地方環境税-森林環境税-

<http://www.jacs.es.org/paco/shinrinzei.htm>

<Carbon Tax Express> 2005年9月後期号（ナンバー 0007号）

【行政28】小池環境大臣、環境税に意欲

小池環境大臣は13日、記者会見で「課題と言えば環境税もあると思いますが、環境税導入に向けた議論に今回の選挙結果は、何らかの影響を与えることはあるのでしょうか。」という質問に対し、「これからも詰めていきたいと思っておりますし、これだけ石油価格が上がっているからこそ、これまでの化石燃料からのシフトをバックアップできるような、総合的な考え方で進めていきたいと思っています。」と、環境税の導入に意欲的な姿勢を見せた。

環境省ホームページ内「大臣記者会見・談話等」ページ：

<http://www.env.go.jp/annai/kaiken/h17/0913.html>

【行政29】環境省、環境にやさしい企業行動調査の調査結果を発表

環境省は16日、「平成16年度 環境にやさしい企業行動調査」の結果をホームページ上に公表した。この中の、環境税に関しての設問において、環境税の導入について「賛成」または「どちらかといえば導入に賛成」と回答した割合が合わせて37.6%という結果が得られた。また、環境税の用途についてのアンケートもとられている。

環境省ホームページ内「環境にやさしい企業行動調査」ページ：

<http://www.env.go.jp/policy/j-hiroba/kigyo/index.html>

【行政30】資源エネルギー庁、「原油価格上昇の影響調査について」を公表

資源エネルギー庁は20日、「原油価格上昇の影響調査について」を公表。この調査は本年7月の、「原油価格上昇の我が国産業への影響に関する調査」の後、原油価格が再度上昇したことから、緊急フォローアップを行ったもの。主要な調査項目として(1) 原油・石油製品価格上昇の経営・収益への影響(2) 価格上昇の影響への対応(製品価格への転嫁等)が調査されている。

資源エネルギー庁ホームページ内原油価格上昇の影響調査についてページ：

<http://www.meti.go.jp/press/20050920001/20050920001.html>

【行政31】原油問題関係府省連絡会議が開催される

政府は27日、原油価格高騰を受け、原油問題関係府省連絡会議が開催した。議長は内閣官房副長官補、副議長は経済産業省資源エネルギー庁長官となり、内閣官房、内閣府、総務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、水産庁、経済産業省の中小企業庁、国土交通省、防衛庁防衛参事官等が参加している。今回は様々な実態、影響の実態等の分析、情報交換が行われた模様。

首相官邸ホームページ内、官房長官記者発表(速報)ページ：

<http://www.kantei.go.jp/jp/tyoukanpress/press.html>

【行政32】宮崎県、森林環境税の構想案を発表、個人一律年500円

森林環境税について県は14日、県民税上乗せ方式で個人は一律年500円、法人では規模に応じて年1000円～4万円とする構想案を発表した。9月15日～10月14日に県民に意見募集する。来年4月から施行する方針。同様の税は高知県、岡山県など国内8県ですでに実施、福島県、奈良県などで来年度導入が決定している。県によると、森林環境税は「森林の公益的機能の維持」が目的。税収は基金に積み立て、ボランティア団体などの森林づくり活動支援、森林の役割の啓発普及、広葉樹の植林など森林再生、森林の公有化などに使う。税収は個人・法人合計で年約2億2000万円。施行の5年後に制度の見直しを検討する。

宮崎県：「森林環境税(仮称)」の構想案に対する意見募集について：

<http://www.pref.miyazaki.lg.jp/contents/org/somu/zeimu/sinrinkankyozei/page00013.html>

<Carbon Tax Express> 2005年10月前期号 (ナンバー 0008号)

【行政33】小池環境大臣、環境税に意欲的な発言

小池環境大臣は21日、記者会見で「地球温暖化対策を進めるに当たって、必要な措置である環境税導入を進めることも大きなテーマだと思います。既に経済界が反対ののろしを上げていますが、私は、地球温暖化を防止する観点から環境税は必要だと思います。頭を柔軟にし、環境税の実現に取り組みたいと思います。むしろ経済界から一緒にやろうという方向性が出るような形のものにしたいと思います。」と発言。13日の記者会見に引き続き、環境税の導入に意欲的な姿勢を見せた。

環境省ホームページ内、「大臣記者会見・談話等」ページ：

<http://www5.cao.go.jp/koike/2005/0921kaiken.html>

【行政34】内閣府、『地球温暖化対策に関する世論調査』を発表

内閣府は1日、今年7月に行った『地球温暖化対策に関する世論調査』を発表。環境税に関しても調査が行われており、導入に「賛成」と答えた人の割合が24.8%（「賛成」8.4%+「どちらかという賛成」16.4%）、「どちらともいえない」と答えた人の割合が35.5%、「反対」と答えた人の割合が32.4%（「どちらかという反対」16.1%+「反対」16.3%）という結果が得られた。

内閣府ホームページ内、「地球温暖化対策に関する世論調査」ページ：

<http://www8.cao.go.jp/survey/h17/h17-globalwarming/index.html>

【行政35】環境省、子ども用リーフレット『環境税って何だろう？』を公表

環境省は6日、子ども用リーフレット『環境税って何だろう？』をウェブサイト上に公表した。子どもを中心に広く一般に環境税の認識を広めるため、環境税の意義や効果などを分かりやすく説明してある。

環境省ホームページ内、「環境税について」ページ：

http://www.env.go.jp/policy/tax/know/kids_leaf.html

<Carbon Tax Express> 2005年10月後期号（ナンバー 0009号）

【行政36】環境省、新たな環境税案を発表

環境省は25日、来年度からの導入を目指す環境税について、石炭や石油など化石燃料に含まれる炭素1トンあたり2400円相当を課税するとして『環境税の具体案』を公表した。導入は平成19年1月からとし、年収（年間約3700億円程度）は、全額温暖化対策に充当するとして。課税対象は、石炭、重油、電気、ガスなどで、最近の原油価格高騰に配慮し、ガソリン・軽油・ジェット燃料などは当面の間課税対象から外し、これにより、当初の見込みよりも1000億円以上の減収となっている。

環境省ホームページ内『環境税の具体案』ページ：

<http://www.env.go.jp/policy/tax/051025/index.html>

【行政37】経産省事務次官、環境税に対し慎重な考えを表明

環境省から『環境税の具体案』が出されたことについて、経済産業省の杉山秀二事務次官は、27日の記者会見で「石油製品の価格が大きく上がっているという背景の中で、環境税を、新税を賦課することについては、これは相当慎重に考えなければいけないことではないか」と発言し、新税での環境税導入に対し、慎重な考えを示した。

経済産業省ホームページ内、事務次官記者会見録：

http://www.meti.go.jp/speeches/data_ej/ej051027j.html

【行政38】経産省事務次官、環境税に対し慎重な考えを表明

環境省から『環境税の具体案』が出されたことについて、経済産業省の杉山秀二事務次官は、27日の記者会見で「石油製品の価格が大きく上がっているという背景の中で、環境税を、新税を賦課することについては、これは相当慎重に考えなければいけないことではないか」と発言し、新税での環境税導入に対し、慎重な考えを示した。

経済産業省ホームページ内、事務次官記者会見録：

http://www.meti.go.jp/speeches/data_ej/ej051027j.html

【行政39】中環審、環境税に関する審議会を開催

中央環境審議会総合政策・地球環境合同部会第21回施策総合企画小委員会が17日、虎ノ門パストラル新館にて開催された。「環境税をめぐる諸論点について」というテーマの下、環境税の概念や収税用途の精査についての発言が委員から出され、議論が交わされた。

中央環境審議会総合政策・地球環境合同部会施策総合企画小委員会（第21回）議事次第・資料：
<http://www.env.go.jp/council/16pol-ear/y162-21.html>

<Carbon Tax Express> 2005年11月前期号（ナンバー 0010号）

【行政40】小池環境大臣、環境税案について言及

先月25日に公表された環境省の「環境税の具体案」について、小池百合子環境大臣の記者会見におけるコメントが環境省ホームページにて公表された。地球温暖化問題への対応は「喫緊の課題」であるとし、
「税収使途については「また最も効果的な形になるような、税収の使い方をしたい」、またガソリンや軽油などが当分の間、適用を停止したことについては「原油価格の高騰であり、これをしっかりと折り込んだ形で、なおかつ環境によくする方法としての設計をさせていただいた」とした。

小池大臣記者会見録（平成17年10月25日）：

<http://www.env.go.jp/annai/kaiken/h17/1025.html>

【行政41】二階経済産業大臣、環境税に慎重な見解

先月31日の内閣改造により就任した二階俊博経済産業大臣は、初閣議後の記者会見において、環境税に関して、「はじめに税ありきということで対応していくというよりは、少し考える余地といたしますか、円満な話し合いをして、お互いに協調していく。従って、環境税の導入については、私は慎重に行うべき」と、導入について慎重な考えを示した。また、特定財源の見直しについても言及し、「一つ一つ丁寧に見直していくという努力は必要」との考えを示した。

経済産業省ホームページ 経済産業大臣記者会見録：

http://www.meti.go.jp/speeches/data_ed/ed051031bj.html

【行政42】中川農林水産大臣、環境税に対し幅広い議論を求める

中川昭一農林水産大臣は31日、大臣就任会見において「いきなり環境税ありきという議論は、もう少しいろんな観点からまだまだ議論する必要があるのではないかとこのように私は思っています。決して反対とか、賛成とかいうことは、今まで一度も言ったことはありませんので、幅広い議論をしながら考えていきたいと思います」と発言、幅広い議論を求めた。

農林水産省ホームページ内、中川農林水産大臣就任記者会見概要ページ：

<http://www.kanbou.maff.go.jp/kouhou/051031daijin2.htm>

【行政43】中環審地球環境部会、環境税についても議論

中央環境審議会第32回地球環境部会が4日、都内にて開催された。現在策定中の第三次環境基本計画のうち「地球温暖化対策」における環境税を含む記述のあり方に関して委員間の意見交換が行われたほか、先月発表された『環境税の具体案』に関し環境省担当課から内容報告が行われた。

中央環境審議会地球環境部会（第32回）議事要旨：

<http://www.env.go.jp/council/06earth/y060-32b.html>

<Carbon Tax Express> 2005年11月後期号（ナンバー 0011号）

【行政44】小池大臣、環境税導入の意気込みを語る

小池百合子環境大臣は4日、記者会見で環境税についての質問に対し、「環境税は大変強力な手段であるということ、広く業界関係それから党関係の皆様方に訴えていきたい」「国民の皆さんに対して、この環境税がどれくらい有効なのか、どれくらい必要なのかといったことを、率直に訴えていく必要がある」と、環境税導入に向けての意気込みを語った。

環境省ホームページ内、小池大臣記者会見録：

<http://www.env.go.jp/annai/kaiken/h17/1104.html>

【行政45】政府税制調査会石会長、記者会見の中で環境税について言及

石弘光政府税制調査会会長は8日、基礎問題小委員会(第44回)後の記者会見で環境税について言及し、「環境税の持つ価格による抑制効果に期待するというよりは、財源調達型の議論になっている」とし、審議会内での各委員のコメントとして「もう少し本来的な環境税の性格をきっちり議論する必要」「補助金を使うということは汚染者負担原則に反する」「環境税の本来の役割を果たせるような、きっちりとした議論が必要」などの意見を紹介した。

税制調査会ホームページ：<http://www.mof.go.jp/singikai/zeicho/top.htm>

(本記事中の会見録を見るには、「議事録・提出資料」>「基礎問題小委員会」>第44回…「会長会見録」の順に追って下さい)

【行政46】財政審、建議にて現行エネルギー課税の税率水準維持を提言

財政制度等審議会は21日、「平成18年度予算の編成等に関する建議」を公表した。その中で、道路特定財源の見直しについて、「道路歳出は引き続き抑制するとともに、厳しい財政事情の下で、暫定税率による上乘せ部分を含め現行税負担水準を維持しつつ、基礎的財政収支の回復に資するよう一般財源として活用を図るべきである。」とした。

環境省は先月の『環境税の具体案』にて、地球温暖化対策の観点から現行エネルギー課税の税率水準維持を要望しているが、本提案はその要望を後押しする形となっている。

財務省ホームページ内、財政制度等審議会「平成18年度予算の編成等に関する建議」：

<http://www.mof.go.jp/singikai/zaiseseido/tosin/zaiseia171121/zaiseia171121.htm>

<Carbon Tax Express> 2005年12月前期号 (ナンバー 0012号)

【行政47】政府税制調査会、環境税への言及を含む答申を発表

政府税制調査会は25日、平成18年度の税制改正に関する答申を発表した。その中で環境税について、「具体的な位置付け、その効果、国民経済や産業の国際競争力に与える影響、諸外国における取組みの現状、さらには既存のエネルギー関係諸税との関係といった多岐にわたる検討課題がある。」「関係省庁等において、これらの課題について議論が行われているところであり、その状況を踏まえつつ、総合的に検討していく必要がある。」とした。

政府税制調査会ホームページ：

<http://www.mof.go.jp/singikai/zeicho/top.htm>

上記のアドレスから「平成18年度の税制改正に関する答申」をクリックして下さい。

【行政48】石会長、答申発表に先駆け会見で環境税に言及

石弘光・政府税制調査会会長は22日、税制調査会総会(第35回)後の記者会見で環境税について言及し、「まだ全面的に省庁間のぶつかり合いが解決されているわけでもない」「いつまでにこうせいといったようなところまで、とても今の段階で、税調として議論がまとまっていませんから、そういった趣旨のことになるだろう」とコメントした。

政府税制調査会総会(第35回)後の石会長記者会見の様式ページ：

<http://www.mof.go.jp/singikai/zeicho/kaiken/b35kaiken.htm>

【行政49】政府税制調査会、「答申に盛り込まれていない主な意見」の中で環境税の諸論点を紹介

政府税制調査会は25日に答申を発表したが、答申に盛り込まれなかった意見についてもホームページ上で公開した。主な意見として、「既存の環境対策予算を効率的に使うことや、化石燃料への課税を整理することが先決」「環境省案は、財源確保に重点が置かれていること、税率が低く効果が不明であること、使途

が明確になっていないこと等について疑問」が挙げられている。

政府税制調査会ホームページ：<http://www.mof.go.jp/singikai/zeicho/top.htm>

上記のアドレスから「答申に盛り込まれていない主な意見」をクリックして下さい。

【行政50】環境省、環境税の批判に対する回答・意見提案をホームページ上に公開

環境省は25日、ホームページ上にて環境大臣の小池百合子氏による環境税反対意見に対する回答・および意見提案を行った。「日本の産業界に厳しい対策は必要ない」「環境税により日本の企業の国際競争力が失われる」などといった環境税に対する批判に対する回答を示し、自然エネルギーの利用拡大、森林整備などを提案している。また、同ページにおいて、環境税の世帯あたりの月額負担額約180円で可能になる温暖化対策も掲載された。

環境省ホームページ内、「環境税の4つの批判にお答えし、2つの提案をします/地球のために、180円。」ページ：

<http://www.env.go.jp/policy/tax/know/180.html>

【行政51】中環審環境税の経済分析等に関する専門委員会、環境省の環境税案による経済影響試算結果を公表

環境省中央環境審議会の「環境税の経済分析等に関する専門委員会」は24日、環境省の環境税案による経済影響の試算結果を公表した。試算結果によると、環境税導入によるGDPへの影響は、第一約束期間平均では、現状ケースのGDPに対して0.041%の減少となった。

中央環境審議会総合政策・地球環境合同部会第8回環境税の経済分析等に関する専門委員会ページ：<http://www.env.go.jp/council/16pol-ear/y163-08.html>

【行政52】環境省、環境税に関するアンケート調査の結果を発表

環境省は12月5日、11月28日から今日1日までにインターネット上で実施した環境税に関するアンケートの結果を発表した。このアンケートによると「地球環境を地球温暖化から守るための費用を二酸化炭素排出量に応じて皆が負担するという環境税の考え方」に対して、65.9%の回答者が「賛成」あるいは「どちらかと言えば賛成」と答え、環境省の環境税案に対して、77.7%の回答者が「受け入れる」または「どちらかといえば受け入れる」と答えた。

環境省ホームページ内、環境省報道発表資料「環境税に関するアンケート調査結果について」ページ：<http://www.env.go.jp/press/press.php3?serial=6616>

<Carbon Tax Express> 2006年1月前期号（ナンバー 0014号）

【行政53】内閣、道路特定財源の見直しを含む行革重要方針を閣議決定

内閣は昨年12月24日、行政改革の重要課題についてまとめた「行政改革の重要方針」を閣議決定した。本方針は、政策金融改革や人件費改革のほか特別会計改革にも言及。道路特定財源制度については「『道路特定財源の見直しに関する基本方針（05年12月9日政府・与党）』に基づき、見直しを行うものとする」とした。本方針で示された基本的事項は「行政改革推進法案（仮称）」にまとめられ、06年度通常国会に提出される予定。

「行政改革の重要方針」（pdfファイル）：

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/gyokaku/kettei/051224housin.pdf>

行政改革ホームページ：<http://www.gyokaku.go.jp/>

【行政54】政府のCO2排出、01年度比で4.6%増加

環境省の地球温暖化対策推進本部幹事会は昨年12月、「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」の実施状況を取りまとめた。報告によれば、04

年度における政府の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの総排出量は約 202 万トンであり、01 年度に比べて 4.6%増加した。その原因は、とりわけ電気の使用に伴う排出増加が顕著であるためとしている。同計画は、06 年度までに 01 年度比-7%の排出削減を目標としていた。

環境省内、『平成 16 年度における地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」の実施状況について』ページ：

<http://www.env.go.jp/earth/report/h17-06/index.html>

【行政 5 5】経済産業省、「新・国家エネルギー戦略」の構築を開始

経済産業省の二階経済産業大臣は 6 日、閣議後大臣記者会見で、世界の厳しいエネルギー情勢を踏まえ、「新・国家エネルギー戦略」の構築を指示したことをあきらかにした。3 月までに中間取りまとめを公表し、5 月をめどに取りまとめる考え。「広く多くの皆さんのご意見を頂戴して（中略）この戦略を打ち立てていきたいと思えます」「スタートの段階から多くの皆様のご協力を得られるようにしたい」と発言し、広く意見を求める姿勢を示した。

経済産業省ホームページ内、経済産業大臣記者会見録、平成 18 年 1 月 6 日ページ：

http://www.meti.go.jp/speeches/data_ed/ed060106j.html

<Carbon Tax Express> 2006 年 2 月号 (ナンバー 0015 号)

【行政 5 6】環境省、中央環境審議会総合政策・地球環境合同部会 第 23 回施策総合企画小委員会を開催
環境省は 2 月 17 日、中央環境審議会総合政策・地球環境合同部会・第 23 回施策総合企画小委員会を開催した。委員会では、平成 18 年度税制改正についてや、京都議定書目標達成計画関係予算案について、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案についてなどの報告が行われた。今後の方針として、中・長期的な環境税の位置付け、温暖化政策における環境税の位置づけなどの議論を行った上で、環境税についてどのように国民の理解を得るかについて検討していくこととなった。

【行政 5 7】石油特別会計法の改正案が閣議決定

政府は 2 月 6 日、「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法及び石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法の一部を改正する法律案」を閣議決定した。この改正案は「京都メカニズム」に関する制度を整備することが目的であり、石油特会法の改正内容は、クレジット取得業務に必要な費用の一部を、石油特会から歳出するための根拠を規定するもの。

経済産業省内、報道発表ページ：

<http://www.meti.go.jp/press/20060206008/20060206008.html>

【行政 5 8】地球温暖化対策推進法の改正案が閣議決定

政府は 2 月 10 日、「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案」を閣議決定した。この改正案は、「京都メカニズム」による削減量（クレジット）の取得、保有及び移転の記録を行うための割当口座簿の整備、クレジット取引の安全の確保等について定めたもの。この改正案は「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法及び石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法の一部を改正する法律案」とともに、第 164 回国会に提出され、審議される予定。

環境省ホームページ内、報道発表資料ページ：

<http://www.env.go.jp/press/press.php3?serial=6825>

【行政 5 9】経済産業省、経団連自主行動計画に取り組む 6 業種に対策の徹底を促す

経済産業省は 1 月 20 日、「産業構造審議会・総合資源エネルギー調査会 2005 年度・日本経団連環境自主行動計画フォローアップ合同小委員会」を開催した。共同通信によると、経団連自主行動計画に取り組む

業種の中で、「目標達成」は03年度より3業種増え、半数を超えたものの、電力、鉄鋼、自動車部品、自動車車体、産業車両、産業機械の6業種は目標に達していなかった。この6業種は「今後業界が予定している対策を十分に成し遂げることで目標達成が可能」と対策の徹底を促された。

経済産業省ホームページ内、議事要旨ページ：

<http://www.meti.go.jp/committee/summary/0003372/>

<Carbon Tax Express> 2006年3月号 (ナンバー 0016号)

【行政60】環境省、第三次環境基本計画（案）に対する意見募集の結果を公表

環境省は3月13日、中央環境審議会総合政策部会（第38回）を開催した。この会議では、第三次環境基本計画（案）等について話し合わせ、「第三次環境基本計画（案）に対する意見募集の結果」や「第三次環境基本計画（案）に対する地方ブロック別ヒアリングにおける意見発表者の意見概要について」も公表された。「第三次環境基本計画（案）に対する意見募集の結果」では657件の意見が公表されており、環境税に対する意見も多数見られる。

環境省ホームページ内、中央環境審議会総合政策部会（第38回）議事次第・配付資料ページ：

<http://www.env.go.jp/council/02policy/y020-38b.html>

<Carbon Tax Express> 2006年4月号 (ナンバー 0017号)

【行政61】環境省、経済同友会柿本氏を招き委員会を開催

環境省は4月19日、経済同友会環境税を考えるプロジェクト・チーム委員長の柿本寿明氏及び鳥取県知事の片山善博氏を招き、中央環境審議会総合政策・地球環境合同部会施策総合企画小委員会（第24回）を開催し、環境税等に関し議論を行った。

環境省ホームページ内中央環境審議会総合政策・地球環境合同部会施策総合企画小委員会（第24回）ページ：<http://www.env.go.jp/council/16pol-ear/y162-24.html>

【行政62】森林環境税、4月1日より8県で導入される

宮崎県、大分県、奈良県、静岡県、岩手県、福島県、兵庫県、滋賀県の8県は4月1日、森林整備・保全を目的とした地方税である「森林環境税」（各県によって呼称・内容は異なる。）をスタートさせた。07年度からは、神奈川県、和歌山県も導入を予定している。

<Carbon Tax Express> 2006年5月号 (ナンバー 0018号)

【行政63】環境省、2004年度の温室効果ガス排出量を取りまとめる

環境省は5月25日、2004年度の温室効果ガス排出量を取りまとめた。このとりまとめによると、2004年の温室効果ガス総排出量は二酸化炭素に換算して約13億5,500万トンであり、京都議定書の規定による基準年（1990年）の総排出量と比べ約8%上回る値となった。

環境省報道発表資料ページ：

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=7148>

<Carbon Tax Express> 2006年6月号 (ナンバー 0019号)

【行政64】栃木県、福井県、広島県で森林環境税の検討が進展

栃木県の有識者会議「県民協働森づくり有識者会議」が6月23日に開催された。同日の東京新聞によると、森林環境税を導入している先進県にならい、県民税均等割に個人500円、法人5%を上乗せする超過課税方式の森林環境税導入を提案することで合意した。同会議は7月末に提言書を提出する。

6月7日の日刊県民福井によると、福井県の林業問題に関する超党派議連の総会は同日、新しい県税として森林環境税の創設を検討していくことを決議文に盛り込んだ。数年先の導入を視野に入れて活動していくとしている。また、約500人の林業従事者らが参加して「森林・林業・木材産業活性化大会」も開かれ、来賓の県幹部に林業の窮状を訴えるとともに、同大会でも森林環境税の創設を求める決議案を採択した。6月18日の中国新聞・地域ニュースによると、広島県は今春から森林環境税導入に向けて勉強会を立ち上げた。事務レベルの検討がまとまり、知事が了承すれば、県議会に条例案を提案し、07年度かそれ以降に森林環境税の導入に踏み切る可能性が高まる。

栃木県の県民協働森づくり有識者会議について 東京新聞のページ：

http://www.tokyo-np.co.jp/00/tcg/20060624/lcl_tcg_001.shtml

栃木県県政広報記者発表記事のページ

http://www.pref.tochigi.jp/menu/press/p_18d/d160400_00000057.html

福井県超党派議連総会について 日刊県民福井のページ：

http://www.kenmin-fukui.co.jp/00/fki/20060608/lcl_fki_013.shtml

広島県森林環境税導入について 中国新聞・地域ニュースのページ：

<http://www.chugoku-np.co.jp/News/Tn200606180075.html>

<Carbon Tax Express> 2006年7月号 (ナンバー 0020号)

【行政65】政府税調、中期答申に向けてのこれまでの論点の一つとして環境税を記載

9月にまとめる予定の中期答申に向けて、政府税制調査会が鋭意開催されており、7月14日の提出資料「これまでの審議を踏まえた主な論点」が公表されている。

この中で道路特定財源については、「行政改革推進法」における基本方針を受け「現行の税率水準を維持し、一般財源化を前提に見直しを行う必要がある」との記載がされた。また環境税については、「地球温暖化問題への対応」の項目の中で、「国・地方の温暖化対策の中での位置づけ、効果、国民経済や国際競争力に与える影響、諸外国の取り組み、既存エネルギー関係諸税との関係などを踏まえ、総合的に検討」との記載がされた。

政府税制調査会、第51回総会・第60回基礎問題小委員会(7月14日)のページ：

<http://www.mof.go.jp/singikai/zeicho/top.htm>

【行政66】地球温暖化対策推進本部、京都議定書目標達成計画の進捗状況の点検結果と京都メカニズム活用に関わる計画の一部変更を了承

地球温暖化対策推進本部は7月7日、地球温暖化対策の推進に関する法律の規定に基づき、京都議定書目標達成計画の進捗状況の点検結果及び同計画の一部変更案を了承した。京都議定書目標達成計画の進捗状況点検では、2004年度の温室効果ガスの総排出量が基準年比で8.0%増加したことを踏まえ、6%削減約束の達成には、早期に減少傾向に転換し大幅な削減が必要との認識が示された。その例として、「吸収源対策・京都メカニズムの本格活用が計画通り進められたとしても、今後毎年度同程度の排出削減を続けるとすれば、原発稼働率を十分に向上した上でさらに年1%程度の削減を第1約束期間の終了まで継続する必要がある」ことが挙げられている。

京都議定書目標達成計画の一部変更では、政府の認証排出削減量等(クレジット)取得方針として、1.「クレジット取得の際に踏まえる観点」と、2.「クレジット取得における基本方針」が定められた。1.については「リスクの低減を図りつつ、費用対効果を考慮して取得」、「地球規模での温暖化、途上国の持続可能な開への支援」が、2.については「認証排出削減量等(クレジット)取得に際し環境及び地域住民に対する配慮を徹底」、「政府は、認証排出削減量等(クレジット)の取得に当たりNEDOを活用」などが記載された。

環境省報道発表(7月7日)のページ：

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=7303>

【行政67】自主参加型国内排出量取引制度（第2期）目標保有参加者決定

環境省は7月13日、自主参加型国内排出量取引制度（第2期）目標保有参加者23社を決定した。

今回補助を受けることが決定した事業者は2007年の4月から一年間、削減対策と排出枠量取引によってCO₂排出量を環境省から交付された排出枠内に収めなければならない。排出削減約束を達成できない場合には、補助金を返還しなければならない可能性がある。

今回の補助金総額は10億14万5千円、23社の2007年度における排出削減予測量は46,010 t - CO₂、法定耐用年数分の排出削減予測量は523,273 t - CO₂、補助の費用効率性（t - CO₂削減当たりの補助金額）はt - CO₂削減あたり1,911円である。

環境省報道発表資料（7月13日）のページ：<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=7315>

環境省自主参加型国内排出量取引制度のページ：

<http://www.et.chikyukankyo.com/index.html>

【行政68】経済産業省産業技術環境局長に小島氏就任

7月の経済産業省の人事異動により、産業技術環境局長には新たに小島康壽氏が就任した。小島氏は昭和50年4月に通商産業省（当時）に入省後、新エネルギー・産業技術総合開発機構総務部総務課長、産業政策局商政課長、大臣官房審議官（国際博覧会担当）、防衛庁防衛参事官（総合取得改革担当）などを経ての就任となる。尚、前任の肥塚雅博氏は新たに商務情報政策局長に就任した。

経済産業省幹部職員名簿のページ：

http://www.meti.go.jp/intro/data/index_leaders.html

<Carbon Tax Express> 2006年8月号（ナンバー 0021号）

【行政69】環境省、平成19年度環境省税制改正要望の概要を発表

環境省は8月29日、平成19年度環境省税制改正要望の概要を発表した。数ある要望の中で最上位に位置する環境税については、京都議定書の第一約束期間が始まることを踏まえ、地球温暖化対策を加速するため必要であるとしている。また、行政改革推進法に基づきエネルギー課税等環境負荷に関連する諸税の税率（暫定税率を含む）の水準を維持すること、道路特定財源の見直しの具体案の策定に際しては、一般財源化を前提にその一部を温暖化対策に充てることも併せて要望している。

要望項目については以下の通りである。

1. 地球温暖化対策の加速化等

- (1) 環境税等
- (2) 省エネ住宅・建築物促進税制の創設【新規】（所得税・固定資産税）
- (3) バイオエタノール・バイオディーゼル関連税制の創設【新規】（揮発油税・地方道路税・軽油引取税）
- (4) 自動車の低公害化、低燃費化の推進
- (5) 森林関連税制の延長・拡充

2. 廃棄物・リサイクル対策の推進

- (1) アスベスト含有廃棄物の無害化処理施設に係る課税標準の特例措置の創設【新規】（固定資産税）
- (2) 食品リサイクル制度の見直しに伴う再商品化設備等に係る特例措置【拡充】（所得税・法人税・固定資産税）
- (3) 産業廃棄物処理用設備（高温焼却設備・ばい煙処理用装置）に係る特別償却措置【延長】（所得税・法人税）
- (4) PFI 選定事業者が設置する一般廃棄物処理施設に係る課税標準の特例措置【延長】（不動産取得税・固定資産税・都市計画税）

3. 環境保全活動の推進

- (1) 環境産業向けファンドへの投資優遇制度の創設【新規】(所得税・個人住民税)
- (2) 環境体験学習等へ提供された土地・建物に対する非課税措置の創設【新規】(不動産取得税・固定資産税・都市計画税)

4. 自然保全の推進

- (1) 綱・わな猟免許の分割に伴う税率の見直し【新規】(狩猟税)
- (2) 緑化施設に係る課税標準の特例措置【拡充・延長】(固定資産税)

5. 環境汚染の防止

NOx 排出抑制設備、VOC 排出抑制設備、指定物質(ベンゼン)回収設備、ダイオキシン類の排出削減設備に係る特別償却措置【延長】(所得税・法人税)

6. その他

公益法人への寄付金控除等の特例措置

環境省平成 19 年度環境省重点施策のページ：

<http://www.env.go.jp/guide/budget/h19/h19juten-1.html>

【行政 70】環境省、京都議定書の温室効果ガス排出割当量を報告

環境省は 8 月 30 日、京都議定書に準拠した温室効果ガスの排出割当量を 5928777090 トン(二酸化炭素換算)とする報告書を気候変動枠組条約事務局に提出した。この割当量は京都議定書第 1 約束期間(2008～2012 年)の累積排出量の限度枠のことで、第 1 約束期間を通じて変更ができないものである。

同時に、2004 年度の温室効果ガス総排出量が算出されており、基準年の総排出量約 12 億 6100 万トンと比較して約 7.4%増の約 13 億 5500 万トンであったことも報告されている。

環境省報道発表資料(8 月 30 日)京都議定書の割当量報告書の提出についてのページ：

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=7452>

【行政 71】栃木県、三重県、石川県、森林環境税導入に向けて進展

栃木県の有識者会議「県民協働森づくりに関する有識者会議」は 7 月 31 日、これまでの森林環境税についての議論をまとめた提言書を知事に提出した。翌日の中日新聞、毎日新聞が伝える所によれば、これまでの審議で、課税方式については県民税への上乗せ方式で合意していたが、具体的な税額はこの提言書には盛り込まれなかった。県は今後、フォーラムやシンポジウムを積極的に開催し、県民の幅広い理解促進に取り組む予定である。

三重県県議会の「森林環境税検討会」は 8 月 11 日、最終報告をまとめ、公表した。同報告書では、森林づくり政策の一環として森林環境税の導入が有効であるという認識を示しつつ、県が新税導入の意思をきちんと県民に示し、県民や地域のニーズを事業に反映できる仕組みが必要である旨提言している。

石川県の諮問機関「いしかわ森づくり検討委員会」は 8 月 17 日、森林環境税の導入の方針を承認した。翌日の NIKKEI NET が伝える所によれば、人工林の整備のために年間 3 億 8000 万円、10 年間の継続を想定するとして 38 億円程度の財源が必要で(県森林管理課の試算)、これを森林環境税で充当するとしている。具体的な税率に関しては 11 月に決定する予定だが、個人県民税に 500 円、法人県民税の均等割額に 5%を上乗せするという案を軸として今後も検討がなされる。

栃木県の県民協働森づくり有識者会議について 8 月 1 日中日新聞のページ：

http://www.chunichi.co.jp/00/tcg/20060801/lcl_tcg_002.shtml

栃木県の県民協働森づくり有識者会議について 8 月 1 日毎日新聞のページ：

<http://www.mainichi-msn.co.jp/chihou/tochigi/archive/news/2006/08/01/20060801ddlk09010317000c.html>

三重県議会森林環境税検討会最終報告書のページ：

<http://www.pref.mie.jp/gikais/kengi/news/sinnrinzei-houkoku.htm>

石川県のいしかわ森づくり検討委員会について 8 月 17 日 NIKKEI NET のページ

<http://www.nikkei.co.jp/news/retto/20060817c6b1701g17.html>

<Carbon Tax Express> 2006年9月号 (ナンバー 0022号)

【行政72】政府税制調査会の会長談話、道路特会・地球温暖化問題対応を明記

政府税制調査会は9月12日、「今後の税制改革についての議論に向けて」（会長談話）を公表した。この談話では、これまでの審議等を踏まえた主な論点として、今後検討すべき項目が整理され、道路特定財源等のエネルギー関係諸税と地球温暖化問題への対応が、「個別間接税その他」の中で論点として挙げられている。

政府税制調査会「今後の税制改革についての議論に向けて」（会長談話）のページ：

<http://www.mof.go.jp/singikai/zeicho/top.htm>

【行政73】環境省、幹部人事を発表

環境省は9月5日、閣議了解を経て幹部人事を発表した。今回の幹部人事では、事務次官には田村茂雄氏（前総合環境政策局長）、総合環境政策局長には西尾哲茂氏（前官房長）、官房長には小林光氏（前地球環境局長）、地球環境局長には南川秀樹氏（前自然環境局長）、自然環境局長には富岡悟氏（04年国立病院機構管理担当理事、同年英王立国際問題研究所上席客員研究員）が就任した。

環境省、幹部名簿のページ：<http://www.env.go.jp/guide/gyomu/meibo.pdf>

【行政74】全国市長会、都市財源充実強化のため環境税導入を要望

全国市長会は8月28日、「平成19年度都市税制改正に関する意見」を公表した。これは平成18年7月7日に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」を受けて、平成19年度の税制改正においても、地方分権時代に相応しい措置を講じるよう国に求めたものである。「2. 都市税源の充実強化」の中では、温暖化対策税（環境税）について、導入にあたり、地方税としての導入、国税収入の一部を地方自治体の財源とする等の措置を講ずるよう要請している。

尚、全国知事会は「平成19年度 国の施策並びに予算に関する提案・要望」（7月12日公表）の中で、環境税などの経済的な手法で環境保全の行動を促す仕組みについて、導入に向けた検討を進めることを要望事項として挙げている。

全国市長会「地方分権の推進に関する意見書」のページ：

<http://www.mayors.or.jp/opinion/iken/documents/1808-h19zeiseiiken.pdf#search=%22%E5%B9%B3%E6%88%9019%20%E5%B9%B4%E5%BA%A6%20%E9%83%BD%E5%B8%82%E7%A8%8E%E5%88%B6%E6%94%B9%E6%AD%A3%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E6%84%8F%E8%A6%8B%22>

全国知事会「平成19年度 国の施策並びに予算に関する提案・要望」のページ：

http://www.nga.gr.jp/upload/pdf/2006_7_x01.pdf

<Carbon Tax Express> 2006年10月号 (ナンバー 0023号)

【行政75】政府税調会長に本間氏内定

NIKKEI NETの伝える所によると政府は10月19日、政府税制調査会の時期会長に大阪大学大学院教授の本間正明氏を内定した。本間氏は小泉政権時代に経済財政諮問会議で民間議員を務めていた。また、翌日の会見では法人税改革に意欲を示した。

NIKKEI NET（10月19日付）政府税調に本間氏内定を伝えるページ：

<http://www.nikkei.co.jp/news/keizai/20061019NTE21NK0319102006.html>

NIKKEI NET（10月20日付）本間氏の会見を伝えるページ：

<http://www.nikkei.co.jp/news/main/im20061020AS3S2001020102006.html>

【行政76】環境省、2005年度温室効果ガス総排出量の速報値を公表

環境省は10月17日、2005年度の温室効果ガスの総排出量（速報値）を発表した。これによると、2005年度の温室効果ガスの総排出量は二酸化炭素換算で13億6,400万で、基準年比より8.1%増、昨年比0.6%増とのことである。

尚、環境省は27日には2005年度の政府の事務・事業に伴う温室効果ガス排出の総排出量推計確報値を発表しており、二酸化炭素換算で197万1,101トンであった。これは13年度比で温室効果ガスを7%削減という数値目標に対し、1.2%減（昨年度は13年度比4.6%増）になる。

環境省報道発表（10月17日付）温室効果ガス排出量速報値についてのページ：

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=7603>

環境省報道発表（10月27日付）政府の温室効果ガス排出量等についてのページ：

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=7628>

【行政77】資源エネルギー庁、2005年度のエネルギー消費量速報値を公表

資源エネルギー庁は10月17日、2005年度のエネルギー需給実績（速報値）を発表した。これによると、2005年度の最終エネルギー消費量は、90年比で15.5%増・昨年比0.2%増となっている。

また、個別のエネルギー消費では、民生部門で90年比39.5%増・昨年比3.4%増、うち家庭部門は90年比31.7%増・昨年比4.1%増、業務その他部門は90年比45.9%増・昨年比2.9%増となっている。一方、産業部門では90年比1.9%増・昨年比1.9%減、運輸部門では90年比17.8%増・昨年比1.9%減となっている。

経済産業省2005年度エネルギー需給実績（速報）についてのページ：

<http://www.meti.go.jp/press/20061017001/20061017001.html>

【行政78】産構審と中環審、今後、議定書達成計画の見直し審議を合同で開催

経済産業大臣の諮問機関である産業構造審議会は10月25日、また環境省中央環境審議会地球環境部会は27日に、それぞれ京都目標達成計画に関する議論を行った。また、今後両審議会は、平成19年度末に向けての京都議定書目標達成計画の定量的な評価・見直しを合同で開催し、より総合的な見地からの検討を進めることとなった。

産業構造審議会環境部会地球環境小委員会（第31回）議事要旨のページ：

<http://www.meti.go.jp/committee/summary/0003876/index.html>

中央環境審議会地球環境部会（第37回）議事次第・資料のページ：

http://www.env.go.jp/council/06earth/y060-37/mat01_1.pdf

【行政79】財務省シンクタンク、環境問題と経済・財政の研究会開催

財務省のシンクタンクである財務総合政策研究所は10月2日、第一回「環境問題と経済・財政の対応に関する研究会」を開催した。この研究会では地球温暖化問題を中心として、現状把握および環境経済学の議論や海外動向を踏まえ、排出権取引や環境税のあり方などについての課題が検討される。尚、初回は環境省総合環境政策局総務課岸本浩調査官による「我が国の地球温暖化対策について」と千葉大学法経学部の倉阪秀史助教授による「環境と経済に関する経済理論のフレームワークと政策適用について」の報告と議論などが行われた。

財務総合政策研究所「環境問題と経済・財政の対応に関する研究会」についてのページ：

<http://www.mof.go.jp/jouhou/soken/kenkyu/zk075.htm>

<Carbon Tax Express> 2006年11月号（ナンバー 0024号）

【行政・政治80】環境省・自民党環境部会、環境税を含む「地球温暖化対策のための税制のグリーン化の推進」案を発表

環境省と自民党環境部会は11月22日、地球温暖化対策を加速し税制のグリーン化を総合的に進めるた

めの「地球温暖化対策のための税制のグリーン化の推進」の具体案を発表した。この中で、1. 京都議定書
の目標達成約束期間開始となる 2008 年を目前に控え、早急に対策を加速するための「環境税」、2. 行政改
革推進法に基づき「道路特定財源の税率維持」、3. バイオ燃料関連税制などの創設を含む「個別税制のグリー
ン化」を求めている。

また、同案の取り扱いについて若林環境大臣は 11 月 21 日の記者会見にて、環境省として環境税、道路
特定財源、個別税制のグリーン化の 3 つの視点を一本化して、自民党税調に環境部会要望とすることをお
願いしており、これを環境部会要望として決定したとの報告を受けた事、翌日に環境部会長が党税調に提
出して説明をするため、環境省がそれをバックアップしていく状況である事などを説明した。

尚、「地球温暖化対策のための税制のグリーン化の推進」案の詳細については下記特集コーナーを参照さ
れたい。

環境省 HP、若林大臣記者会見録（11 月 21 日付）のページ：

<http://www.env.go.jp/annai/kaiken/h18/1121.html>

【行政 8 1】首相、道路特定財源の一般財源化を改めて指示

塩崎官房長官は 11 月 28 日の記者発表で、安倍首相が予算関連の発言のなかで「道路特定財源について
は、現行の税率を維持し、一般財源化を前提に見直しを行い、納税者の理解を得ながら、しっかりとした
具体案を取りまとめます。」と発言した事を紹介した。

首相官邸 HP、官房長官記者発表（11 月 28 日付）のページ：

http://www.kantei.go.jp/jp/tyoukanpress/rireki/2006/11/28_a.html

【行政 8 2】環境省、京都議定書目標達成計画関係予算概算要求を発表

環境省は 11 月 22 日、平成 19 年度の京都議定書目標達成計画関係予算の概算要求を発表した。関係予算
の概算要求額は、「京都議定書 6%削減約束に直接の効果があるもの」が 5841 億円、「温室効果ガスの削減
に中長期的に効果があるもの」が 1617 億円、「その他結果として温室効果ガスの削減に資するもの」が 4283
億円、「基盤的施策など」が 507 億円であり、いずれも昨年度予算額を上回っている。

環境省 HP、報道発表資料（11 月 22 日付）京都議定書目標達成計画関係予算概算要求の発表を伝えるペー
ジ：

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=7739>

<Carbon Tax Express> 2006 年 12 月号（ナンバー 0025 号）

【行政 8 3】政府税制調査会、平成 19 年度の税制改正に関する答申を発表

政府税制調査会は 12 月 1 日、平成 19 年度の税制改正に関する答申を発表した。この中で、揮発油税・
自動車重量税等の道路特定財源については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関す
る法律」の見直しの基本方針に沿って「現行の税率水準を維持し、一般財源化を図るべく、年内に具体案
を取りまとめるべき」と述べている。また環境税については、「国・地方の温暖化対策全体の中での環境税
の具体的な位置付け、その効果、国民経済や国際競争力に与える影響、諸外国における取組状況、既存エ
ネルギー関係諸税との関係等を十分に踏まえ、総合的に検討していく」としている。

政府税制調査会、「平成 19 年度の税政改正に関する答申」のページ：

<http://www.mof.go.jp/singikai/zeicho/top.htm>

【行政 8 4】財務省シンクタンク、環境問題と経済・財政の研究会開催

財務省のシンクタンクである財務総合政策研究所は、11 月 6 日に第二回、12 月 13 日に第三回の「環境
問題と経済・財政の対応に関する研究会」を開催した。この研究会は地球温暖化問題を中心として、現状
把握および環境経済学の議論や海外動向を踏まえ、排出権取引や環境税のあり方などについての課題が検
討されるもので、第一回は 10 月 2 日に開催されている。第二回では慶應義塾大学経済学部の大沼あゆみ教

授による「環境保全と経済成長」と早稲田大学政治経済学術院の栗山浩一教授による「環境政策の経済的評価」についての報告と議論などが行われた。第三回では経済産業省産業技術環境局京都メカニズム推進室の遠藤健太郎室長による「京都メカニズムの活用について」と住友商事株式会社地球環境部の山本隆三部長による「排出権市場の現状」、大阪大学社会経済研究所の西條辰義

教授による「温暖化対策の国内制度設計」についての報告と議論などが行われた。

財務総合政策研究所、「環境問題と経済・財政の対応に関する研究会」第2回会合議事要旨」のページ：

http://www.mof.go.jp/jouhou/soken/kenkyu/zk075/zk075_02.htm

財務総合政策研究所、「環境問題と経済・財政の対応に関する研究会」第3回会合議事要旨」のページ：

http://www.mof.go.jp/jouhou/soken/kenkyu/zk075/zk075_03.htm

【行政85】政府税制調査会会長、香西氏に内定

12月27日付のNIKKEI NETなどによれば、政府は27日付で政府税制調査会委員に香西泰日本経済研究センター特別研究顧問を正式に任命した。香西氏は来年1月に開催予定の政府税調総会で、新会長に互選される。

NIKKEI NET（12月27日付）、香西氏の政府税調会長内定を伝えるページ：

<http://www.nikkei.co.jp/news/keizai/20061227AT3S2701V27122006.html>

<Carbon Tax Express> 2007年1月号（ナンバー 0026号）

【行政86】安倍首相、施政方針演説で環境問題について発言

安倍首相は1月26日、第166回国会における内閣総理大臣施政方針演説を行った。「健全で安心できる社会」の実現」の項目の中で環境問題についても言及し、その内容は、2015年までに自動車燃費の2割以上の改善、バイオ燃料利用率向上のための工程表策定、環境技術協力の推進、6月までに今後世界の枠組み作りで日本が貢献する上での指針となる「21世紀環境立国戦略」の策定を行う事などである。

首相官邸、安倍総理の演説・記者会見等「第166回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説」のページ：

<http://www.kantei.go.jp/jp/abespeech/2007/01/26sisei.html>

【行政87】環境省、H17年度「環境にやさしい企業行動調査」結果を公表

環境省は12月26日、平成17年度の「環境にやさしい企業行動調査」の結果を公表した。これは東京、大阪、名古屋の各証券取引所の1部・2部上場企業および、従業員数500人以上の非上場企業等、計6444社を対象とした、企業における環境保全に向けた取組についてのアンケート調査である。調査項目には、環境に関する考え方・取組内容及び環境マネジメントへの取組状況や、CSR（Corporate Social Responsibility：企業の社会的責任）への取組状況、地球温暖化防止対策に関する取組状況などの7項目が設定されている。

この中で地球温暖化防止のための環境税の導入については、「環境税の導入に賛成」と「どちらかといえば導入に賛成」を合わせた割合は37.8%、「反対」と「どちらかといえば反対」を併せた割合は40.4%という結果が示されている。税収の使途については「温暖化対策のために使うべき」と回答した企業等が65.0%、「企業向けの省エネルギー投資の促進のために使うべき」が19.9%、減税等が4.8%となっている。

また、国内排出量取引制度の導入については、「導入に賛成」と「内容次第ではあるが導入に賛成」の合計が41.2%、「導入に反対」と「内容次第ではあるが導入に反対」の合計が12.3%、「賛成でも反対でもない」が41.2%という結果となっている。

環境省、報道発表資料「環境にやさしい企業行動調査」の結果について」のページ：

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=7869>

<Carbon Tax Express> 2007年2月号（ナンバー 0027号）

【行政 88】財務省シンクタンク、第4回「環境問題と経済・財政の研究会」開催

財務省のシンクタンクである財務総合政策研究所は2月2日、第4回目の「環境問題と経済・財政の対応に関する研究会」を開催した。この研究会は、地球温暖化問題を中心として、現状把握および環境経済学の議論や海外動向を踏まえ、排出量取引や環境税のあり方などについて検討されるもので、2006年10月から継続的に開催されている。

今回は、まず京都大学公共政策大学院経済学研究科の諸富徹助教授による「環境税制改革とポリシー・ミックスの定量評価～イギリスとドイツを事例として～」の報告が行われた。諸富氏はイギリスとドイツにおける環境課税の強化について、税収中立型でポリシー・ミックスの傾向があることを特徴として挙げた。また、イギリスの事例では、気候変動税が導入されることを見越して企業が省エネ投資の行動等を始めた「アナウンスメント効果」と、協定を結ぶ過程で、多くの企業が新しい排出削減機会を求めて努力する中、それまで知らなかった排出削減機会を見出した「知覚効果」の2つの効果があったと評価されていることを紹介した。

諸富氏は、その結果、経済合理的な水準を超える超過削減（協定の目標以上の排出削減が達成）が進められたとの見解を示した。その後の自由討議では、特に知覚効果と税収中立に関する事項などについて話し合いが行われた。

また、後半には名古屋大学エコトピア科学研究所の林希一郎助教授による「欧州諸国のエネルギー関係諸税から見る環境税とは」の報告と自由討議も行われた。

財務総合政策研究所、「環境問題と経済・財政の対応に関する研究会」第4回会合議事要旨のページ：http://www.mof.go.jp/jouhou/soken/kenkyu/zk075/zk075_04.htm

【行政・企業 89】次世代燃料懇談会、バイオ燃料減税などについて意見調整

1月25日付のSankei Webおよび電気新聞などが伝える所によれば、経済産業省、日本自動車工業会、石油連盟は1月24日、「第1回次世代自動車燃料に関する懇談会」を開催した。この会は昨年12月に策定された「次世代自動車燃料イニシアティブ」に基づき設置されたもので、今回、甘利明経済産業大臣、張富士夫自動車工業会会長（トヨタ自動車会長）、渡文明石油連盟会長（新日本石油会長）が出席している。

今後バイオ燃料に関するガソリン税減免などの方策をまとめ、2008年度の「骨太の方針」に反映する方針との事である。

Sankei web（1月25日付）「バイオ減税提言などへ意見調整を確認 次世代燃料懇談会」のページ：<http://www.sankei.co.jp/keizai/sangyo/070125/sng070125001.htm>

電気新聞、NEWS（1月25日付）「次世代用自動車燃料普及へ、経産省・自動車工業会・石油連盟が懇談会」のページ：<http://www.shimbun.denki.or.jp/backnum/news/20070125.html>

【行政 90】21世紀環境立国戦略特別部会、第1回会合が開催

鈴木基之中央環境審議会会長を部会長とする「21世紀環境立国戦略特別部会」は2月26日（月）、第1回目の会合を開催した。同部会では、3月末頃までにおよその骨格を整理し、6月までの戦略策定を目指すこととしている。尚、特別部会とは、安倍首相が若林環境大臣に「21世紀環境立国戦略」の策定を指示し、2月13日に中央環境審議会に設置されたものである。

また、2月20日付のEIC ネットが伝える所によれば、環境省は省内に特別部会のほか、具体的策定作業に取り組む為のプロジェクトチームも設置している。

ここでは、1. 今後の環境政策を実施していくための中期的な羅針盤、海図といった内容を想定する、2. 2008年に日本で開催されるG8サミットに成果を反映させることをめざす、3. 環境分野から経済成長を牽引し、国内外の経済に貢献するなどの策定方針を明らかにしたとのことである。

環境省、報道発表資料（2月20日付）「中央環境審議会「21世紀環境立国戦略特別部会」の設置及び第1回会合の開催について」のページ：

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=8065>

EIC ネット、国内ニュース(2月20日付)「「21世紀環境立国戦略」策定へ向け、中環審に特別部会を設置」のページ:

<http://www.eic.or.jp/news/?act=view&serial=15351&oversea=0>

【行政91】環境省、平成19年度京都議定書目標達成計画関係予算案を発表

環境省は2月7日、平成19年度京都議定書目標達成計画関係予算案を発表した。予算案の振り分けは、1.「京都議定書6%削減約束に直接の効果があるもの」に5301億円(昨年度予算5145億円)、2.「温室効果ガスの削減に中長期的に効果があるもの」に1490億円(昨年度予算1479億円)、3.「その他結果として温室効果ガスの削減に資するもの」に3652億円(昨年度予算3626億円)、4.「基盤的施策など」が404億円(昨年度予算316億円)となっている。

1.の直接効果があるとされている予算では、原子力・新エネルギー等のエネルギー対策には40%にあたる2118億円、森林吸収源対策には35%にあたる1839億円が充てられることとされている。

環境省、報道発表資料(2月7日付)「平成19年度京都議定書目標達成計画関係予算案について」のページ:

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=8012>

【行政92】環境省、スターンレビュー日本語版作成を発表

環境省は2月16日、駐日英国大使館と共に、国立環境研究所のAIM(アジア太平洋統合評価モデル)開発チームの協力を得て、スターン・レビュー「気候変動の経済学」の日本語版を作成することを発表した。スターン・レビューとは、世界銀行の元チーフ・エコノミストで、英国政府気候変動・開発の経済担当政府特別顧問を務めるニコラス・スターン氏が、財務大臣からの委託を受け、昨年10月に取りまとめたものである。また、同レビュー日本語概要版は、環境省、国立環境研究所、駐日英国大使館のウェブページ上で2月に公表されており、報告書本文は4月末を目処に公表予定であるとしている。

尚、国立環境研究所は同日、AIMチームと共に温暖化影響・対策評価を専門とする研究者の観点から評価を行い、スターン・レビュー「気候変動の経済学」に対するコメント「Comments on the Stern Review スターン・レビューに対するコメント」を公表している。

環境省、報道発表資料(2月16日付)「スターン・レビュー「気候変動の経済学」の日本語版作成について」のページ:

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=8046>

環境省 HP 内、スターンレビュー「気候変動の経済学」概要版(PDF)のページ:

http://www.env.go.jp/press/file_view.php?serial=9176&hou_id=8046

国立環境研究所、記者発表(2月16日付)「スターン・レビュー「気候変動の経済学」に対するコメント(お知らせ)」のページ:

<http://www.nies.go.jp/whatsnew/2007/20070216-3.html>

【行政93】「美しい森林(もり)づくりのための関係閣僚による会合」が開催

松岡農林水産大臣は2月23日、塩崎官房長官主催による「美しい森林(もり)づくりのための関係閣僚による会合」の開催とその内容について記者会見を行った。この会合は松岡大臣の要請を受けて設置されたもので、国土保全や地球温暖化防止などの多様な機能をもつ森林を適切に整備・保全するための一大運動の展開と、政府一体となった施策の推進を図ることを目的としている。

今回の会合では若林環境大臣、冬柴国土交通大臣、伊吹文部科学大臣、佐田地域活性化担当大臣らが出席し、運動の基本方針としての「「美しい森林(もり)づくり推進国民運動」の展開について」を了承した。今後はこの基本方針に基づき、関係府省庁の局長級連絡会議や、経済界・(地方)自治体・農林水産業界・NPOなどからの代表者が参加する推進会議を設置する等により、官民一体となった運動を展開することで森林の整備・保全を推進するとしている。

尚、同運動の概要については林野庁ホームページに公表されている。

農林水産省、大臣等記者会見（2月23日付）「松岡農林水産大臣記者会見概要」のページ：

<http://www.kanbou.maff.go.jp/kouhou/daijin/070223daijin.htm>

林野庁、プレスリリース（2月19日付）「美しい森林づくり推進国民運動」の展開について」のページ：

<http://www.rinya.maff.go.jp/puresu/h19-2gatu/0219utukushii.htm>

<Carbon Tax Express> 2007年3月号（ナンバー 0028号）

【行政94】21世紀環境立国戦略特別部会、委員意見で環境税導入など要望

環境省中央環境審議会に設置されている21世紀環境立国戦略特別部会は3月19日、第3回目の会議を開催した。21世紀環境立国戦略に盛り込むべき事項が議題となり、委員から予め集められた意見が資料として配布された。同資料では様々な立場からの意見が見られるが、「社会経済システムの変革」のカテゴリーでは、市場メカニズムを取り入れること、アジアレベルでの炭素市場の構築、環境税／炭素税の導入、キャップ&トレード方式による排出量取引制度の導入、これらを検討するための与野党で構成される特別委員会の設置、などの意見が出されている。

尚、特別部会では3月末頃までにおよその骨格を整理し、6月までの戦略策定を目指している。

環境省、審議会情報「中央環境審議会 21世紀環境立国戦略特別部会（第3回）」のページ：

<http://www.env.go.jp/council/32tokubetsu21c/y320-03.html>

【行政95】安倍首相、来年G8で主要テーマとなる地球環境問題を検討するため、4閣僚による閣僚会議設置を指示

安倍首相は3月20日、地球温暖化対策推進本部において「地球温暖化問題の国際戦略」を検討するため、塩崎恭久官房長官、若林環境大臣、甘利経済産業大臣、麻生外務大臣による閣僚会議の設置を指示した。3月20日付けのYOMIURI ONLINE、Mainichi INTERACTIVEなどが伝える所によれば、同閣僚会議は来年日本で開催される主要国首脳会議（G8）での主要テーマとする地球環境問題に対する国際戦略の強化が狙いという。具体的には、温室効果ガス削減に向けた日本の対応のほか、ポスト京都議定書の枠組み作りが検討されるとの事である。

これを受け3月22日には4大臣会合が行われ、地球温暖化問題に関する基本的な認識や国際情勢についての意見交換が行われた。

YOMIURI ONLINE、「「ポスト京都」へ閣僚会議を設置、温暖化対策を強化」（3月20日付）のページ：

<http://www.yomiuri.co.jp/politics/news/20070320i201.htm>

Mainichi INTERACTIVE、「地球温暖化：ポスト京都議定書を4閣僚に指示 安倍首相」（3月20日付）のページ：<http://www.mainichi-msn.co.jp/seiji/gyousei/news/20070321k0000m010119000c.html>

【行政・学界96】財務省総合政策研究所、アジア開発銀行研究所など主催の国際シンポジウムで、環境問題に関する経済・財政の対応について議論

財務省財務総合政策研究所・近畿財務局・アジア開発銀行研究所は2月28日、「環境問題と経済・財政の対応に関する国際シンポジウム」を開催した。このシンポジウムでは、地球温暖化問題などの長期的な環境問題に対する日本、欧州、中国の取り組みなどについての討議が行われた。

2月28日付けの京都新聞が伝えるによれば、中央大学教授横山彰氏は日本の温室効果ガス排出削減状況について「環境問題をどのように政府の中で位置づけるかが問われている」と主張し、京都大学助教授の諸富徹氏は環境税制改革について「税収中立的な環境税制改革であれば、経済成長や雇用にマイナスの影響を与えずに環境税を導入することは可能」と説明したという。

また、3月16日に財務総合政策研究所が掲載した、同シンポジウムに関するコラムでは、シンポジウムで聞かれた意見として「1.温暖化問題は長期に続く課題であり、長いスパンで見たときに各主体がどのような行動を取るか考える必要があること、2.開発過程にある国において、その国の内部的な問題への取組

みと温暖化問題への取組みを結合できる仕組みを考える必要があること、3. 開発と環境を両立させる基盤づくりの中で、金融の問題や技術移転、知的財産保護の問題が重要になること、4. 民間が自らの利益を追求することが、結果として公益にも繋がるような仕組みが必要であること」等が聞かれたと報告している。

京都新聞、「環境問題への取組み意見交換 左京で経済・財政の国際シンポ」（2月28日付）のページ：<http://kyoto-np.jp/article.php?mid=P2007022800189&genre=H1&area=K1D>
財務総合研究所、コラム「蓄積されつつある地球温暖化問題への経験・評価（「境問題と経済・財政の対応に関する国際シンポジウム」を終えて）」のページ
http://www.mof.go.jp/jouhou/soken/column/doi_002.htm

<Carbon Tax Express> 2007年5月号（ナンバー 0030号）

【行政97】安倍首相、長・中・短期で地球温暖化に取り組むための提案を発表

安倍首相は5月24日、国際交流会議「アジアの未来」晚餐会において、長・中・短期で地球温暖化に取り組むための提案「美しい星50」を発表した。「21世紀環境立国戦略」の中核に据えたとされた同提案には、長期戦略として世界全体の温室効果ガス排出量を「現状比で2050年までに半減すること」を世界共通目標にするという提案およびそれを実現するためのビジョンの提唱、中期戦略として2013年以降の温暖化対策の国際的な枠組みの構築に向けた「3原則」の提唱、短期戦略として日本が京都議定書の目標達成を確実にするために「国民運動」を展開するという取組み、が含まれる。

中期戦略での3原則とは、「主要排出国が全て参加し、京都議定書を超え、世界全体での排出削減につながること」、「各国の事情に配慮した柔軟かつ多様性のある枠組みとすること」、「省エネなどの技術を活かし、環境保全と経済発展とを両立すること」をいう。日本としてこれら原則を実現するため、日本の提案に応え自国の政策を積極的に変えていく途上国に対し支援を行うための新しい「資金メカニズム」の構築、原子力の利用拡大のための国際的な取組や途上国への原子力導入のための基盤整備などの支援、排出量取引・経済的インセンティブなどの様々な手法についての検討、を行っていくとしている。

首相官邸、安倍総理の演説・記者会見等「国際交流会議「アジアの未来」晚餐会での内閣総理大臣演説」（5月24日付）のページ：<http://www.kantei.go.jp/jp/abespeech/2007/05/24speech.html>

【行政98】経済産業省、国内版 CDM についての検討を開始

経済産業省は5月15日、国内版 CDM などを検討する「中小企業等 CO2 排出削減検討会（第1回）」を開催した。検討会の趣旨では、厳格な第三者認証方法・体制の構築を前提に、自主行動計画に参加する大企業から資金・技術提供を受けた中小企業が実施する CO2 削減プロジェクトの実証実験などを行う。これにより、中小企業等の温室効果ガス削減のための、「国産クレジット」の創出・流通に関する制度の整備も併せて検討するとされている。想定される国産クレジットは、小規模 CDM（最大出力1万5000kW以下の再生可能エネルギープロジェクト、年間エネルギー削減量6000万kWh以下の省エネルギープロジェクト、排出削減量が年間1万5000t-CO2以下のその他のプロジェクト）を日本で実施した場合と同様の品質が確保されたクレジットとしている。

検討会資料（2-2）で示されているモデル事業の3つのパターンには、「a. 大企業と中小企業の共同」による省エネ事業の実施、「b. 複数の小規模省エネプロジェクトを統合したプロジェクト（ESCOなどを活用した小規模省エネ事業）」、「c. 省エネ製品普及プログラムの推進（クレジット付与をインセンティブとする省エネ製品普及スキームの検討）」がある。このような省エネ「モデル事業」を組成する事により大企業には、「大企業が自ら開発した省エネ技術を使用して、中小企業での省エネを実現でき、いままでのノウハウが活用できる。」、「中小企業への省エネへの貢献が自主行動計画上にカウントされる。」などのメリットがあると想定されている。

経済産業省、審議会・研究会「中小企業等 CO2 排出削減検討会（第1回）配付資料」のページ：<http://www.meti.go.jp/committee/materials/g70517bj.html>

【行政99】チーム・マイナス6%、英国大使館、国連広報センター、国際環境シンポジウム「低炭素社会への道筋 〜世界環境デーを迎えて〜」を開催

チーム・マイナス6%と英国大使館及び国連広報センターは6月5日、「国連 世界環境デー」35周年を契機に、合同主催により国際環境シンポジウム「低炭素社会への道筋 〜世界環境デーを迎えて〜」を開催する(丸ビルホール、16:30~19:30)。同シンポジウムは、国連の「気候変動に関する政府間パネル(IPCC)」第4次評価報告書の各作業部会報告の内容や、温暖化をめぐる世界動向についての情報提供を行うとともに、低炭素社会(Low Carbon Society)への道筋を探ることを目的として開催される。

出演者は若林環境大臣、アヒム・スタイナー氏(国連環境計画 事務局長)、グレアム・フライ氏(駐日英国大使)、幸田シャーミン氏(国連広報センター 所長)、西岡秀三氏(独立行政法人国立環境研究所 参与)、ロバート・ワトソン氏(世界銀行 上級科学顧問 気候変動/持続可能な開発担当、前 IPCC 議長)。参加費は無料で、申込み締切は5月28日(月)23:00必着とのこと。

環境省 報道発表資料「国際環境シンポジウム『低炭素社会への道筋〜世界環境デーを迎えて〜』開催について(第一版)」のページ:

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=8354>.

<Carbon Tax Express> 2007年6月号 (ナンバー 0031号)

【行政100】東京都、「東京都気候変動対策方針」を発表

東京都は6月1日、都としての気候変動対策の方向性を示す「東京都気候変動対策方針」を発表した。本方針は、気候変動対策に対する東京都の基本姿勢を明確化したものであり、都が2007年1月末から開始した「カーボンマイナス東京10年プロジェクト」の基本方針として策定された。カーボンマイナス東京10年プロジェクトでは「2020年までに、東京の温暖化ガス(温室効果ガス)排出量を2000年比で25%削減する」ことを目標として掲げており、都は気候変動に対する実効性ある具体的な対策を提示しない国に代わって、日本の気候変動対策をリードしていくために今回の方針を策定したとしている。この方針の中で、東京都は「気候変動対策の5つの方針と主な取組」として、「1. 企業のCO2削減を強力に推進」、「2. 家庭のCO2削減を本格化」、「3. 都市づくりでのCO2削減をルール化」、「4. 自動車交通でのCO2削減を加速」、「5. 各部門の取組を支える、都独自の仕組みを構築」、という5つの方針を掲げた。より具体的な取組としては、「大規模CO2排出事業者に対する総量削減義務」や「CO2排出量取引制度」、「中小企業・家庭への省エネ設備等の設置促進制度」、「省エネルギー促進税制」などの導入を目指すとしている。

今回東京都が発表した、大規模CO2排出事業者に対する総量削減義務と排出量取引制度は、大規模事業者が中小規模事業所における削減量を購入することも可能にすることで、中小規模事業所も含めた事業所全体の省エネルギー対策の継続的促進を図ることを目的に提案されている。また、省エネルギー対策としての税制の活用に関しては、東京都税制調査会において「省エネルギー促進税制」について今年度検討を開始し、低炭素社会への転換を経済的手法によっても強力に促進するとしている。都では、課税・減免によって省エネ促進へのインセンティブ効果や安定的な財源確保による中小企業・家庭部門への支援強化が期待できるとしている。

東京都は今回の方針で打ち出した施策について、企業、NGO、都民、研究者等が相互に意見を出し合う「ステークホルダー・ミーティング(意見交換会)」を実施した上で、平成19年度中に東京都環境基本計画を改定し、平成20年度に気候変動対策に関する環境確保条例改正を目指すとしている。第1回目のステークホルダー・ミーティングは7月24日(火)に都庁で開催される予定で、一般参加者の傍聴も可能とのことである。

東京都、「東京都気候変動対策方針の策定について:「カーボンマイナス東京10年プロジェクト」基本方針」(6月1日付)のページ:

<http://www.metro.tokyo.jp/INET/KEIKAKU/2007/06/70h61200.htm>

【行政101】環境省、2005年度の温室効果ガス排出量（確定値）を発表

環境省は5月29日、日本における2005年度の温室効果ガス排出量の確定値を発表した。算定結果によると、2005年度の温室効果ガスの総排出量は13億6000万トン（二酸化炭素換算）となり、京都議定書によって規定された基準年総排出量を7.8%上回る結果（前年度比0.2%増）となった。エネルギー起源の二酸化炭素の排出量を部門別に見ると、基準年（1990年）比で産業部門では-5.5%、運輸部門では+18.1%、業務部門では+44.6%、家庭部門では+36.7%、エネルギー転換部門では+15.7%となっている。前年度と比較して、産業部門と運輸部門では排出が減少したものの、業務その他部門と家庭部門、エネルギー転換部門での排出増加が大きく、全体として温室効果ガスの総排出量は増加している。なお、原子力発電所の長期停止要因を除いて2005年度の温室効果ガスの総排出量を試算すると、基準年比5.5%増になると推計されている。また、2005年度の吸収源活動による排出・吸収量については基準年総排出量の2.8%に相当する3500万トンの吸収となると算定された。

環境省、「2005年度（平成17年度）の温室効果ガス排出量（確定値）について」（5月29日付）のページ：<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=8419>

【行政102】経済財政諮問会議の基本方針2007、排出量取引・経済的インセンティブなどの手法の検討を明記

経済財政諮問会議は6月19日、経済財政改革の基本方針2007を閣議決定した。「第4章 持続的で安心できる社会の実現」では、21世紀環境立国戦略で示された戦略を推進しつつ、特に、京都議定書の削減目標の達成に向けた取り組みの加速と、2050年までの温室効果ガス半減のためにリーダーシップを発揮することがポイントとして掲げられた。具体的手段としては、京都議定書の削減目標の達成に向けて、自治体による実行計画の公表、産業部門による未策定業種での自主行動計画の策定・公表の要請などが含まれた。また、2013年以降の国際枠組み構築においてリーダーシップの発揮を目指すために、低炭素社会の長期ビジョンとその実現に向けた道筋を「平成20年の北海道洞爺湖サミットに向けて明らかにする。」と述べられるとともに、「美しい星50」に示された3提案・3原則に基づく取り組みの推進、排出量取引・経済的インセンティブなどの手法の検討などを進めていくことが明記された。

尚、6月21日の週刊「エネルギーと環境」が伝える所によると、自民党の地球環境委員会は6月13日に提言「京都議定書目標の確実な達成に向けて」をまとめ、「特別要求枠の創設・エネルギー特別会計の十分な活用」（※当要望は基本方針に含まれず）などを政府に要望をしていたとの事である。

経済財政諮問会議、「諮問会議とりまとめ資料等 平成19年」のページ：<http://www.keizai-shimon.go.jp/cabinet/2007/decision0620.html>

【行政103】財務省財務総合政策研究所、「環境問題と経済・財政の対応に関する研究会」報告書を発表

財務省財務総合政策研究所は6月25日、「環境問題と経済・財政の対応に関する研究会」報告書をまとめた。本研究会（座長：横山彰・中央大学教授）は学識経験者と民間・省庁関係者など22名から構成され、地球温暖化問題の現状や環境経済学での議論、海外での環境政策の事例などを踏まえながら、環境税や排出権取引、環境評価といった政策手法に関する課題を検討するために2006年10月から5回にわたって実施されてきた。

この報告書の中で環境税に関して、京都大学大学院准教授の諸富徹氏は、税収中立的な仕組みで環境税を導入すれば、「環境保全を経済成長や雇用の拡大と両立させることが可能になる」と述べた。また同氏は、複数の政策手段を織り交ぜたポリシーミックスの事例としてイギリスの環境政策を取り上げ、日本でも海外の事例の利点と欠点を踏まえた上で、どのようなポリシーミックスが望ましいのかを検討する必要があるとしている。

さらに、名古屋大学准教授の林希一郎氏は、既存エネルギー関連税と環境税の関係性について触れ、既存エネルギー関連税と環境税をセットにして制度設計を行うことの重要性を述べた。

なお、本報告書の内容・意見は執筆者個人に属し、財務省や財務総合政策研究所の公式見解ではないとしている。

財務総合政策研究所、「環境問題と経済・財政の対応に関する研究会」報告書（概要版）」（6月25日付）のページ：

http://www.mof.go.jp/jouhou/soken/kenkyu/zk075/zk075_06.pdf

財務総合政策研究所、「環境問題と経済・財政の対応に関する研究会」について」（平成18年10月）のページ：

<http://www.mof.go.jp/jouhou/soken/kenkyu/zk075.htm>

【行政104】政府、「21世紀環境立国戦略」を閣議決定

政府は6月1日、「21世紀環境立国戦略」を閣議決定した。この戦略では、「低炭素社会・循環型社会・自然共生社会」をつくる取組を統合的に進めることで持続可能な社会の構築を目指している。本文では、それを実現するため、経済成長、経済活性化を環境から拓く「日本モデル」の構築や、今後1、2年で重点的に着手すべき8つの戦略を示している。戦略8「環境立国を支える仕組みづくり」では、「環境保全の取組が市場で適正に評価される仕組みづくりや政府の率先した取組の推進等により、環境立国に向けた人々の自主的積極的な取組や創意工夫を最大限に引き出す」ことを目的として、市場メカニズム活用の検討等を行うとしている。具体的には、国内排出量取引制度について「総合的に検討すべき課題」であると位置づけ、環境税については、「国民に広く負担を求めることになるため、地球温暖化対策全体の中での具体的な位置付け、その効果、国民経済や産業者などの理解と協力を得るように努めながら、真摯に総合的な検討を進めていくべき課題」であるとしている。

環境省、21世紀環境立国戦略のページ：

http://www.env.go.jp/guide/info/21c_ens/index.html

21世紀環境立国戦略 [PDF 1,296KB] のページ：

http://www.env.go.jp/guide/info/21c_ens/21c_strategy_070601.pdf

【行政105】甘利経産相、環境税「世界で一斉にやるのであればまだフェア」とコメント

経済産業大臣の甘利明氏は6月、日経エコロミーのインタビューで環境税の公平性に関して見解を示した。同氏は、環境税はコストが入っていない製品と国内の環境税によるコストが上乗せされている製品が同じ市場で戦うことはアンフェアであるとし、環境税を「世界で一斉にやるのであればまだフェア」との見解を示した。そして、本当に国内だけで環境税を議論するのであれば、消費税方式で内外無差別にコストをかけることで初めて実効性を持つと主張した。

また、排出削減に関する2050年の長期目標に向けては、産業界の取り組みは進んでいるため、それよりもオフィスや家庭部門での取り組みが必要だとし、省エネ法の改正による中小のビルへの電力制限や断熱基準の改正、省エネ型家電に対するトップランナー方式の導入等を進めていくとした。

尚、甘利氏はインタビューの（上）では、新たな省エネ技術開発が国際競争力向上につながるなどについて述べている。

日経エコロミー、キーマンインタビュー「環境税、世界一斉ならフェア」——甘利経産相に聞く（下）」のページ：<http://eco.nikkei.co.jp/interview/article.aspx?id=20070621i3000i3&page=1>

日経エコロミー、キーマンインタビュー、「省エネ技術の開発が国際競争力に」——甘利明経産相に聞く（上）」のページ：

<http://eco.nikkei.co.jp/interview/article.aspx?id=20070620i3000i3>

【行政106】経済産業省の藤原豊環境経済室長、経団連自主行動計画を「政府の仕組み」と位置づけ

経済産業省産業技術環境局、藤原豊環境経済室長は6月4日、WEB POWERのインタビュー記事の中で地球温暖化防止対策についてコメントをした。インタビューの中で藤原氏は、京都議定書目標達成計画の見直し作業の過程で行われた論点整理について触れ、「1.自主行動計画の目標引き上げ・目標策定業種の拡大」と「2.業務・家庭部門での対策強化」を今後の主な追加的対策として挙げた。同氏は、日本経団連の

自主行動計画を京都議定書目標達成計画に「正式に位置づけられた「政府の仕組み」」であるとし、単なる任意計画ではないことを強調した。

また、キャップ&トレードに関して藤原氏は、世界的に同様の措置をとらない限り産業競争力を阻害する恐れがあるとして、導入には慎重な姿勢を見せた。一方で、大企業が技術面、資金面で中小企業の省エネ対策を支援する、国内版 CDM の導入には意欲を見せており、今後さらなる検討を加えて制度化を目指している。さらに、関係者の利害調整が難航していることに関しては、全ての主体が立場の違いを超えて各自で出来ることを実践していくことが重要であると述べた。

WEB POWER、「今月の顔：2007年6月」（6月4日付）のページ：

<http://www.web-power-service.jp/face/20070601.html>

【行政・企業107】環境省・経済産業省・日本経団連、EUの排出量取引制度に関する調査報告書を発表

環境省・経済産業省・日本経団連は6月15日、「EU域内排出量取引制度に関する調査報告書」を発表した。これは3団体が4月に実施した、欧州委員会、イギリス政府、企業、コンサルタント、NGOなどに対するインタビュー調査によって、排出量取引制度（ETS）の様々な論点（制度の意義・効果、排出枠の割り当ての公平性、国際競争力への配慮、取引市場など）についての各機関の見解を取りまとめたものである。

この中で環境税との関係では、ETSは各企業がより費用の低い遵守方法を選択できるので環境税よりも柔軟な対応が可能なこと（欧州委員会）や、環境税と異なり市場原理を利用して最小コストで削減しうる理由から支持をしていること（英国卸売電気事業連合）などが示されている。また、EU-ETSについては「環境税導入にはEU加盟国の全会一致が必要という政治的困難性などの経緯があった。」、イギリスETSについては「まず気候変動税をあらゆる対象に導入し、その後でエネルギー多消費企業が協定を結んだ場合に80%減税のインセンティブを付与したことについて、いきなり規制を導入するよりも実質的な削減効果があった。これは、voluntary action という意味では日本の自主行動計画と変わらないが、（中略）余剰枠の排出枠を取引できることにより、追加的なインセンティブが働いている。」などと述べられている。

環境省、報道発表資料「EU域内排出量取引制度に関する調査報告書の公表について」（6月15日付）内「添付資料一覧」のページ：

http://www.env.go.jp/press/file_view.php?serial=9748&hou_id=8479

<Carbon Tax Express> 2007年7月号（ナンバー 0032号）

【行政108】環境省、経済産業省、国土交通省、農林水産省の各省、人事異動を発表

7月12日、19日発行の「エネルギーと環境」などによると、環境省、経済産業省、国土交通省、農林水産省の各省で人事異動が行われた。環境省では7月10日付で、自然環境局長に櫻井康好氏（前・英国王立国際問題研究所）、総合環境政策局総務課長に後藤真一氏（前・財務省大臣官房付）、環境経済課長に笠井俊彦氏（前・内閣官房内閣参事官）、地球環境局地球温暖化対策課長に徳田博保氏（前・環境保全対策課長）が就任した。また、地球温暖化対策課には「市場メカニズム室」が新設され、室長に高橋康夫氏（前・水・大気局閉鎖性海域対策室長）が就任している。

経済産業省では7月10日付で、産業技術環境局長に石田徹氏（前・貿易経済協力局長）、同局環境政策課長に多田明弘氏（前・官房付）が就任した。国土交通省では7月1日付で、国土環境・調整課と海洋・環境課を統合し、総合政策局に「環境政策課」を新設、桑田俊一氏が環境政策課長に就任した。また、同課内には京都議定書目標達成計画関連の対策を担当する「地球環境政策室」も設置され、宮澤康一氏（前・旧環境・海洋課地球環境対策室長）が地球環境政策室長に就任している。

農林水産省では7月10日付で、大臣官房環境政策課長に西郷正道氏（前・技術会議研究開発企画官）が就任した。

エネルギージャーナル、「エネルギーと環境 (No. 1948)」 (2007年7月12日発行)、「エネルギーと環境 (No. 1949)」 (2007年7月19日発行)

環境省、「幹部職員名簿」 (2007年7月13日現在) のページ :

<http://www.env.go.jp/guide/gyomu/meibo.pdf>

経済産業省、「産業技術環境局幹部名簿」 (2007年7月23日現在) のページ :

<http://www.meti.go.jp/intro/data/akanbu06j.html>

国土交通省、「幹部名簿」 (2007年7月23日現在) のページ :

<http://www.mlit.go.jp/annai/kanbu.pdf>

農林水産省、「農林水産省幹部職員名簿」 (2007年7月13日現在) のページ :

<http://www.maff.go.jp/soshiki/kanbumeibo/20070713.html>

【行政109】千代田区、2020年までにCO2を25% (90年比) 削減などを目指す条例策定に向けた考え方を公表

東京都千代田区は7月、「千代田区における地球温暖化対策のあり方 -中間まとめ-」を公表した。これは、(仮称)千代田区地球温暖化対策条例の基本的な考え方を示すもので、29日までの意見公募の後、条例化を目指す予定とされている。条例ではCO2削減の数値目標を掲げており、短期目標として「京都議定書目標達成計画の部門別水準(業務・家庭)の達成」、中期目標として「2020年までに1990年と比べ25%削減を達成」することを定めている。「条例・制度に盛り込む事項」の「2. 地球温暖化対策の取組」には、「地球温暖化防止地域推進計画や区事務事業の温暖化対策実行計画の策定」、「環境教育や環境マネジメントシステムの普及」、「建物の省エネルギー対策・再生可能エネルギー等の導入」、「家庭や事業所への省エネルギー機器の導入」、「経済的手法の構築」が掲げられている。

千代田区総合ホームページ、「広報千代田 No. 1212 2007年7月20日号」のページ (5ページから8ページをご覧ください) :

<http://www.city.chiyoda.tokyo.jp/service/00086/d0008673.html>

【行政110】若林環境大臣、政策ライブトークで環境税導入は現時点では自民党の全体合意が得られない旨説明

内閣府は7月3日、「地球温暖化問題(地球温暖化対策に関する国民運動について)」をテーマとした「第一回政策ライブトーク」を開催した。この会議では、はじめに若林環境大臣から地球温暖化の現状や日本の温暖化対策に関する説明があり、その後、会場の参加者を交えた議論が行われた。会場での議論では、参加者数名から炭素税や排出量取引などの価格インセンティブを与える政策の導入を求める意見等が出された。これに対し、若林環境大臣は経済産業・農林水産・国土交通・環境からなる自民党4部会での検討を踏まえた上で、今後効果的な政策を選び出していくという方向性を示した。

若林環境大臣によれば、環境税については与党の合意が重要であり、自民党四部会に検討をお願いしているものの、現時点では全体合意が得られない状況であるという。また、排出量取引制度に関しては、現在実験的に実施している自主参加型排出量取引制度を通して経験を積み重ねている段階であり、先月6月に経済産業省から公表されたEU域内の排出量取引制度の調査報告から得られた問題点も勘案しながら検討をしているとのことである。

政策ライブトーク、「第1回政策ライブトーク議事録」(7月17日付)のページ :

<http://www8.cao.go.jp/taiwa/190703giji.pdf>

政策ライブトーク、「第1回政策ライブトーク論点整理ペーパー」(7月6日付)のページ

<http://www8.cao.go.jp/taiwa/ronten.pdf>

【行政111】中環審・産構審合同会合、「京都議定書目標達成計画の評価・見直しに関する中間報告(素案)」を公表

中央環境審議会地球環境部会と産業構造審議会環境部会地球環境小委員会の合同会合は7月25日、「京都議定書目標達成計画の評価・見直しに関する中間報告（素案）」を公表した。素案では既存の対策について、「対策の進捗は極めて厳しい状況にある」と評価し、計画の見直しにあたっては、温室効果ガス排出量の伸びが大きい業務・家庭部門での抜本的な対策強化が必要だとされている。また、産業界に対しては、「自主行動計画」における対象業種の拡大や目標の引き上げを求めるとともに、中小企業の削減対策として、いわゆる「国内版 CDM」の仕組みを構築するべきだとしている。

国内排出量取引と環境税はともに「最終報告に向けて検討すべき事項」に位置づけられた。国内排出量取引については賛否両方の意見が載せられ、「他の手法との比較やその効果、産業活動や国民経済に与える影響等の幅広い論点について、総合的に検討していくべき課題」だとしている。また、環境税に関しては、海外での事例や国際競争力への影響等を踏まえた上で、「国民、事業者などの理解と協力を得るよう努めながら、真摯に総合的に検討を進めていく」とされた。

環境省、議事録一覧「中央環境審議会地球環境部会・産業構造審議会環境部会地球環境小委員会合同会合（第20回）議事次第・資料」（7月25日付）のページ：<http://www.env.go.jp/council/06earth/y060-61.html>

<Carbon Tax Express> 2007年8月号（ナンバー 0033号）

【行政112】環境省、平成20年度税制改正要望で環境税の早急な議論を要求

環境省は8月29日、概算要求・税制改正要望をまとめた。環境税に関しては、「与党（自由民主党政務調査会四部会実務者会議など）における議論を踏まえて、環境税等地球温暖化対策を加速するために必要な税制上の措置について検討を急ぎ、その検討結果を踏まえ必要な措置を講ずること」とし、道路特定財源については環境保全への配慮と税率維持を求めた。

「地球温暖化対策のための税制のグリーン化」に関する要望は以下のとおり。

「1. 環境税等」、「2. バイオ燃料関連税制の創設：揮発油税・地方道路税・軽油引取税（新規）」、「3. 省エネ住宅税制及び住宅関連再生可能エネルギー設備促進税制の創設：所得税・固定資産税（新規）」、「4. 京都メカニズムクレジット購入費準備金制度の創設：法人税（新規）」、「5. 自動車の低公害化、低燃費化の推進（拡充・延長）」、「6. ビルの省エネシステム等に係るエネルギー需給構造改革投資促進税制：所得税・法人税（拡充・延長）」、「7. 地球温暖化対策ビジネス促進税制：所得税・法人税・個人住民税（新規）」

また、同省概算要求では、「京都メカニズムクレジット取得事業（一般会計・エネ特会）」として約165億円（前年度約73億円）を要求している。

環境省、重点施策・予算情報「平成20年度環境省重点施策」（8月29日付）のページ：<http://www.env.go.jp/guide/budget/h20/h20juten-1.pdf>

【行政113】津田財務省事務次官、環境税は「総合的な議論を尽くしていく必要がある」と発言

津田広喜財務省事務次官は8月6日、記者会見において、地球温暖化防止対策としての環境税（炭素税）について言及した。津田氏は、環境税についての議論はまだ十分進んでいないとの見解を示した上で、地球温暖化対策全体の中での位置付けや、導入した際の効果、国民経済及び国際競争力への影響などの論点を踏まえて「総合的な議論を尽くしていく必要がある」と述べた。

財務省、「津田事務次官記者会見の概要」（8月6日付）のページ：<http://www.mof.go.jp/kaiken/jimu/jim20070806.htm>

【行政114】経済産業省、平成20年度概算要求・税制改正意見でバイオ由来燃料優遇税制を要請

経済産業省は8月24日、同省の平成20年度概算要求・税制改正意見をまとめた。同省は、環境・エネルギー対策に関する税制改正意見として、「1. 省エネビルの普及支援の拡充」、「2. 住宅省エネ改修促進税制の創設」、「3. バイオ由来燃料導入促進税制の創設」、「4. 自動車グリーン化税制等の拡充」、「5. 自動車関係諸税の簡素化」の5点を求めた。バイオ由来燃料導入促進税制では、バイオ由来燃料を混

合してガソリンを製造した場合に当該混合分に係る揮発油税及び地方道路税を免除し、バイオ燃料の導入支援を行うとしている。このバイオ燃料優遇税制については、同省に加えて環境省、農林水産省も同様に平成 20 年度概算要求・税制改正要望に盛り込んでいる。

また、概算要求では、京都議定書目標達成に向けて、自主行動計画の深掘り・対象範囲の拡大や中小企業への排出削減支援などを盛り込むとともに、「京都メカニズムの活用による排出削減量の取得」のため、一般会計で 21 億円（前年度 7.8 億円）、エネルギー対策特別会計で 130 億円（前年度 48 億円）を要求している。

経済産業省、「平成 20 年度経済産業省の概算要求等について」（8 月 24 日付）のページ：

<http://www.meti.go.jp/topic/data/070824-0.html>

【行政 115】農林水産省、概算要求で来年の洞爺湖サミットに向けた積極的貢献をアピール

農林水産省は 8 月 31 日、平成 20 年度概算要求をまとめ、来年の洞爺湖サミットに向けた積極的な貢献をアピールした。同省は資源・環境分野において、「1. 国産バイオ燃料の大幅な生産拡大に向けたバイオマス利活用の加速化」、「2. 温暖化防止策・適応策、国際協力を柱とする地球温暖化対策の加速化」、「3. 田園地域、森林、海洋を保全し、生物多様性を重視する農林水産業の推進」の 3 点について概算要求を行った。

バイオマス利活用の加速化に関しては、「1. 国産バイオ燃料を 2011 年度に単年度 5 万 KL 以上導入」、「2. セルロース系原料や資源作物を活用した国産バイオ燃料の大幅な生産拡大（2030 年頃に 600 万 KL）」という 2 つ政策目標を掲げ、環境バイオマス総合対策推進事業として 5.5 億円（前年度約 3.4 億円）を要求した。

また、地球温暖化防止対策については、今年 6 月に策定された「農林水産省地球温暖化対策総合戦略」に基づき、森林吸収源対策やバイオマスの利活用、施設園芸・農業機械の温室効果ガス排出削減対策等を加速化するとし、農業生産地球温暖化総合対策事業として約 14 億円（新規）を要求するなどしている。

なお、同省は経済産業省、環境省と同様に、「バイオエタノール混合ガソリン及びバイオディーゼル燃料混合軽油に係る軽減措置の創設：揮発油税・地方道路税・軽油引取税」を平成 20 年度税制改正要望で盛り込んだ。

農林水産省、「平成 20 年度農林水産予算概算要求の概要について」（8 月 31 日付）のページ：

<http://www.maff.go.jp/soshiki/kambou/kessan/h20/yokyu/index.html>

農林水産省、プレスリリース「平成 20 年度税制改正要望」（8 月付）のページ：

http://www.maff.go.jp/j/press/keiei/tyosei/070831_1.html

【行政 116】国土交通省、「道路整備中期計画の骨子案」で計画期間を 10 年に延長

国土交通省は 8 月 24 日、道路整備中期計画の骨子案を作成・公表した。この中期計画は、「道路特定財源の見直しに関する具体策」（平成 18 年 12 月 8 日閣議決定）に基づいて道路整備の重点化・効率化をはかり、「真に必要な道路整備について、中期的な整備目標と事業量を明示」するためのもの。今回の骨子案では、計画期間を現行の 5 年ではなく、「国民の視点に立った分かり易い成果を提示するとの観点を重視し、道路事業の実施に要する期間も勘案して、概ね 10 年とする方向で検討」していくとされた。

また、計画推進の基本的視点として、「1. 選択と集中による効果的な事業の実施」、「2. 厳格な事業評価の実施とコスト削減の推進」、「3. 既存道路の効率的、効果的な利用」、「4. 透明性・公正性の確保」、「5. 多様な主体との連携」が示された。今後は、9 月 25 日まで骨子案に対するアンケートを実施し、10 月に素案を公表、年内に中期計画を作成する予定。なお、8 月 29 日に公表された同省概算要求においても、平成 20-24 年度を対象とした次期・社会資本整備重点計画策定の際に、「概ね 10 年後までに構成させる事業を明確化し、重点化をさらに進める」と明記されている。

国土交通省、「道路整備の中期計画の作成に向けた第 2 回問いかけの実施等について～第 1 回問いかけ結果等を踏まえ、中期計画の骨子案を作成しました～」(8 月 24 日付)のページ：

http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha07/06/060824_.html

国土交通省、「道路整備の中期計画の作成に向けてのアンケート調査の実施について～道路整備の中期計画の作成に着手へ～」(3月30日付)のページ:

http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha07/06/060330_4_.html

国土交通省、「平成20年度国土交通省関係予算概算要求概要について」(8月29日付)のページ:

http://www.mlit.go.jp/yosan/yosan08/gaisan08/index_.html

【行政117】北畑経済産業省事務次官、「経団連中心の自主行動計画が日本において最も適切」とコメント

北畑隆生経済産業省事務次官は8月6日、記者会見において、経団連を中心とした自主行動計画は成果も上がっており、経済と環境の両立という観点から見ても日本において最も適切な方式であるとの考えを示した。国内排出量取引に関しては、総合的に検討をしていくという政府の方針に従い、その課題や問題は検証しなければならないものの、まずは自主行動計画方式の効果を十分評価してから、国内版排出権取引の議論をするべきであるとした。なお、気候変動対策における日本の外交戦略としては、日本が扇の要になって欧州と米国の調整役を行うとともに、中国・インドに対しては省エネ技術支援を行い、将来の参加のための関係性を築いていくと述べた。

経済産業省、「北畑経済産業省事務次官の次官等会議後記者会見の概要」(8月6日付)のページ:

http://www.meti.go.jp/speeches/data_ej/ej070806j.html

【行政118】平成20年度概算要求基準、道路特定財源を見直す旨を明記

政府は8月10日、平成20年度予算の概算要求基準を閣議了解した。平成20年度の一般歳出の上限は47兆3000億円とされ、平成19年度の47兆円を約3000億円上回った。特別会計は、「歳出の合理化・効率化を推進し、一般会計からの繰入等を抑制」とされ、道路特定財源については、「道路特定財源の見直しに関する具体策」(平成18年12月8日閣議決定)に基づく見直しを行う」と明記された。

また、「重点施策推進要望」として、「経済財政改革の基本方針2007」で示された、成長力の強化、地域活性化、環境立国戦略、教育再生、生活の安全・安心等の中で、新規性や政策効果が特に高い事業に関しては要望額を6,000億円程度(各省庁の要望上限額の4.5%)を加算することが可能となっている。各省庁はこれらをもとに、8月末までに概算要求を行う。

財務省、平成20年度予算「概算要求基準閣議了解(平成19年8月10日)」(8月10日付)のページ:

<http://www.mof.go.jp/jouhou/syukei/h20/h20top.htm#teisyutsu>

【行政119】八都府市首脳会議、「地球温暖化防止対策の推進に関する要望」を実施

八都府市首脳会議(埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・横浜市・川崎市・千葉市・さいたま市)は8月9日、環境省などの地球温暖化関係7省庁に対して「地球温暖化防止対策の推進に関する要望」を行った。要望書では、「1. 実効性ある温室効果ガス削減対策の推進について」、「2. 再生可能エネルギー等の普及拡大について」、「3. 森林等の吸収源対策の推進について」の3点について意見を述べている。

国の温暖化対策に対しては、京都議定書目標達成のために、具体的方策を定めたガイドラインを策定するなど確実な削減手段を明示し、実効性ある対策を早期に実施するよう求めた。環境税については、「その効果や問題点について十分な調査・研究を行うとともに、地方自治体が環境政策に果たす責任と役割等を踏まえ、国民のコンセンサスを得ながら、導入に向けた検討を進めること」としている。また、地方自治体への財源移譲など、地域特性を踏まえた対策への支援も要求した。

再生可能エネルギーに関しては、「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」における長期導入目標設定と2014年までの目標引き上げや、「すべての電気事業者について、CO2排出係数や再生可能エネルギー導入状況等を公表すること」等を要請している。

東京都、報道発表資料「「地球温暖化防止対策の推進に関する要望」を実施します」(8月9日付)のページ:

<http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2007/08/20h89200.htm>

【行政120】政府試算、2010年度の日本の温室効果ガス排出量は基準年度比0.9-2.1%増の見通し

中央環境審議会地球環境部会・産業構造審議会環境部会地球環境小委員会合同会合は8月10日、「京都議定書目標達成計画の評価・見直しに関する中間報告（案）」を公表した。この中で、2010年度の日本の温室効果ガス排出量が基準年度比0.9%-2.1%増となるという試算が示された。この政府試算は、京都議定書の目標である基準年比6%削減に対し、対策上位ケース（対策が着実に進展した場合）で1.5%、対策下位ケース（対策の進捗が不十分な場合）で2.7%分（CO₂換算で2000-3400t）不足することを示している。なお、国内排出量取引と環境税に関しては、7月25日に公表された中間報告（素案）に引き続き、「最終報告に向けて検討すべき事項」とされている。

環境省、「中央環境審議会地球環境部会・産業構造審議会環境部会地球環境小委員会合同会合（第21回）議事次第・資料」（8月10日付）のページ：

<http://www.env.go.jp/council/06earth/y060-62.html>

<Carbon Tax Express> 2007年9月号（ナンバー 0034号）

【行政121】経済産業省・石田産業技術環境局長、「美しい星50の三原則を次期枠組みづくりのベースにすべき」と発言

「エネルギーと環境」（9月13日付）の記事によると、経済産業省の石田徹産業技術環境局長は、同誌インタビューに対して、ポスト京都議定書の枠組みでは、「美しい星50」で示された三原則、「1. 全ての主要排出国の参加」、「2. 各国の事情に応じた柔軟で多様性を認める枠組みづくり」、「3. 環境と経済の両立」の確保がカギとなると発言した。具体的には、セクター別エネルギー効率の比較やベストプラクティスの研究等に基づいたボトムアップ式の議論が重要だとしている。

また、2050年温室効果ガス排出半減を実現するためには、革新的な技術開発が必要だとコメント。08年度予算概算要求では、環境や人間に優しい技術革新・社会革新である「エコイノベーション」の推進をコンセプトとした予算要求を行なったとしている。技術開発協力に関しては、「日米連携を軸に、先進国の協力を呼びかけ、来年の洞爺湖サミットで国際協力のフレームワーク合意に繋がるよう努力したい」と述べた。

エネルギージャーナル社、「エネルギーと環境（No.1956）」（9月13日付）

【行122政】環境省、自主参加型国内排出量取引制度（第1期）の排出削減実績と取引結果を公表

環境省は9月11日、「自主参加型国内排出量取引制度（第1期）の排出削減実績と取引結果について」を発表した。今回公表されたのは、平成17年度に開始された第1期分の結果。報告によると、「目標保有参加者31社による2006年度のCO₂排出削減量は、377,056t-CO₂（基準年度排出量の29%に相当）」となり、すべての参加者が参加時に約束した削減目標を達成したという結果が示された。また、排出量取引に関しては、「取引件数は合計24件、総取引量は82,624t-CO₂」と報告され、このうち環境省提供の取引仲介サービスを利用した13件（17,987t-CO₂）の平均取引価格は1212円/t-CO₂（最高価格は2500円/t-CO₂、最低価格は900円/t-CO₂）だったとされている。なお、環境省では平成18年度に開始した第2期分、平成19年度に開始した第3期分について引き続き制度運用を行っていくとしている。

環境省、報道発表資料「自主参加型国内排出量取引制度（第1期）の排出削減実績と取引結果について」（9月11日付）のページ：

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=8779>

<Carbon Tax Express> 2007年10月号（ナンバー 0035号）

【行政123】内閣府世論調査、環境税賛成が反対を上回る

内閣府は10月8日、「地球温暖化対策に関する世論調査（平成19年8月調査）」を公表した。環境税に関する調査結果では、環境税導入に賛成する割合が全体の40.1%（「賛成」13.0%、「どちらかという」と賛成」27.1%）を占め、導入に反対する割合32.0%（「反対」16.8%、「どちらかという」と反対」15.2%）を上回る結果となった。環境税導入の賛成理由としては、「環境税の導入という事実が、国民一人一人の環境を大切にすることを呼びさますと思うから（51.1%）」、「エネルギーの価格を上げれば、自然とエネルギーの節約などをするようになり、地球温暖化防止につながると思うから（36.9%）」、「地球温暖化対策へ全員が参加するべきだから（36.5%）」等となっている。一方、反対理由としては、「家計の負担が重くなるから」が63.8%と最も多く、以下、「環境税により生じた税収が政府によって無駄に使われるかもしれないから（48.3%）」、「エネルギーには既に多くの税がかかっている、これ以上の負担をしたくないから（21.5%）」等の順となっている。

また、税収使途に関する意見では、「すべて地球温暖化対策のための財源とすべき」が70.9%を占め、その他、「家計や企業に広く負担が及ぶので、すべて家計や企業を助けるための財源とすべき（16.9%）」、「使いみちは特定せず、政策全般に使うべき（10.6%）」等の結果が示された。

内閣府、「地球温暖化対策に関する世論調査（平成19年8月調査）」（10月8日付）のページ：

<http://www8.cao.go.jp/survey/h19/h19-globalwarming/index.html>

【行政124】北畑経済産業省事務次官、環境税は「効果もないし、意味がない」と発言

経済産業省の北畑隆生事務次官は10月11日、記者会見において、「今言われているような環境税というのは効果もないし、意味がない」と発言した。北畑事務次官は、内閣府の世論調査で、環境税に賛成する意見が約4割を占めたことに対し、実行段階になって「実際に増税ですよといった時に、また違う結果が出るのではないかとコメントした。環境省による環境税案に関しては、低税率での効果や税収使途、心理的効果が疑問だとして、反対の立場を明確にした。北畑事務次官は、国民の意識改革や「1人1日1kgCO2削減」等のキャンペーンが本筋であって、「民生分野の促進のために環境税というのは、私は余り効果が上がるとは思いませんし、手法が間違っているのではないかと思います」と述べた。

こうした北畑事務次官の発言を受け、甘利明経済産業大臣は10月16日、「次官発言は、環境税の克服すべき課題についてよく理解が進むように強調したことだと思います」との認識を示した。甘利大臣は、環境税が政府としての検討課題のひとつであり、その効果や影響を精査していく必要性を確認した上で、国際競争力への影響を特に強調し、「環境税がかかっていないところのものと環境税がかかっているところのものが国際市場で競争するわけですから、これはフェアな競争にならない」との意見を述べた。経済産業省、会見・スピーチ「北畑経済産業省事務次官の次官等会議後記者会見の概要」（10月11日付）のページ：

http://www.meti.go.jp/speeches/data_ej/ej071011j.html

経済産業省、会見・スピーチ「甘利経済産業大臣の閣議後大臣記者会見の概要」（10月16日付）のページ：

http://www.meti.go.jp/speeches/data_ed/ed071016j.html

【行政125】財務省財政制度等審議会、道路特定財源の暫定税率維持が全体のコンセンサス

財務省の諮問機関「財政制度等審議会・財政制度分科会（財政構造改革部会）」の西室泰三部会長は10月22日、会合後の記者会見において道路特定財源の一般財源化について言及し、「暫定税率を含めて、道路特定財源のトータルの税額を国家の収入としてはしっかりと確保すべき」、「現在の暫定税率を維持すべきであるというのが全体のコンセンサス」だと述べた。西室部会長は、暫定税率を含めた道路特定財源全体の税金が諸外国と比べてもそれほど高くない点を指摘し、「（暫定税率を）下げるといった議論そのものは相当に考える必要があるだろう」との見解を示した。

また、道路特定財源廃止法案や重量税、取得税廃止については賛成できない旨を述べた。11月にまとめる平成20年度予算に関する建議（意見書）では、道路特定財源の一般財源化や暫定税率廃止による影響等に関して、国民・納税者からの理解が得られるような説明を盛り込むとしている。

財務省、審議会・研究会等「財政制度等審議会・財政制度分科会財政構造改革部会（記者会見）」（10月22日付）のページ：

<http://www.mof.go.jp/singikai/zaiseseido/kaiken/zaiseib191022.htm>

【行政126】電気事業連合会と日本鉄鋼連盟、中環審・産構審合同会合で京都メカニズム活用拡大を報告

電気事業連合会と日本鉄鋼連盟は10月11日、同日開催された環境省中央環境審議会・経済産業省産業構造審議会合同会合において、京都メカニズム活用によるクレジット取得量が大幅に増加する見込みを明らかにした。電気事業連合会では、京都メカニズム活用によるクレジット取得量が「2012年までに1億2000万t-CO2程度」となる見込みを示し、日本鉄鋼連盟も「購入契約量が合計4400万t-CO2（880万t-CO2/年）」に及ぶことを報告した。

また、中央環境審議会・産業構造審議会の合同会合は10月11日、17日、23日と開催され、その中で合計21業種から自主行動計画の目標を引き上げることが報告された。この目標引き上げによる削減効果は、経済産業省所管17業種で約1554.4万t-CO2と推計されている。全日本トラック協会の目標引き上げによる削減効果が約439万t-CO2とされているので、21業種合計では、2000万t-CO2程度のCO2排出削減効果が見込まれる。なお、目標引き上げを報告した主な業種は以下の通り。「日本化学工業協会」、「全日本トラック協会」、「電機・電子4団体」、「日本製紙連合会」、「石油連盟」、「日本ガス協会」、「日本自動車工業会」、「セメント協会」など。

環境省、「中央環境審議会地球環境部会・産業構造審議会環境部会地球環境小委員会合同会合（第23回）議事次第・資料」（10月11日付）のページ：

<http://www.env.go.jp/council/06earth/y060-64.html>

環境省、「中央環境審議会地球環境部会・産業構造審議会環境部会地球環境小委員会合同会合（第24回）議事次第・資料」（10月17日付）のページ：

<http://www.env.go.jp/council/06earth/y060-65.html>

経済産業省、審議会・研究会「産業構造審議会環境部会地球環境小委員会・中央環境審議会地球環境部会合同会合（第25回）配付資料」（10月23日付）のページ：

<http://www.meti.go.jp/committee/materials/g71023cj.html>

【行政127】財務省財政制度等審議会、京都メカニズムの財政負担は約2200億円から1.2兆円と試算

財務省財政制度等審議会（財政制度分科会）は10月26日、現時点での日本の温室効果ガス排出削減不足分（1.5-2.7%）と当初からの京都メカニズム活用予定分（1.6%）をすべてクレジット購入で補った場合、約2200億円から1.2兆円の財政負担が生じるとの試算を示した。同審議会資料では、「このような財政負担は、納税者の理解を得られないことから、国内対策により、確実に6%削減約束を達成する必要」があると記されている。また、エネルギージャーナル社の記事（11月1日付）と時事通信社の記事（10月26日付）によると、財務省はその上で、「補助金等の財政措置が伴う対策よりも、規制や自主的取組などの対策について議論を尽くして費用対効果の高い施策を優先してほしい」と述べるとともに、「抜本的な対策強化が不可欠だと主張し、国内排出権取引制度の導入を求めた」という。

財務省、財政制度等審議会・財政制度分科会財政構造改革部会「資料3：国土交通・環境関係予算について（環境関係）」（10月26日付）のページ：

http://www.mof.go.jp/singikai/zaiseseido/siryou/zaiseib191026/03_c.pdf

エネルギージャーナル社、「エネルギーと環境（No.1963）」（11月1日付）

時事通信社、「国内排出権取引の導入を=CO2削減で財務省が試算公表」（10月26日付）のページ：

<http://www.jiji.com/jc/c?g=eco&k=2007102601169>

<Carbon Tax Express> 2007年11月号（ナンバー 0036号）

【行政128】東京都税制調査会、都独自の環境税案を提示

東京都税制調査会（都税調）は11月29日、「平成19年度東京都税制調査会中間報告」を公表し、都独自の環境税案を提示した。都税調は炭素税について、「国と地方を通じた税制として構築することを基本としつつ、地方税を主体とし、全国ベースの地方税として構築すべきである」という平成13年度答申の認識に変わりはないとした上で、改めて都の独自案を検討したとしている。

今回の中間報告で示された環境税案は、「1. 都内における化石燃料の消費に対し、流通・消費段階で課税」、「2. 都内における電気・都市ガスの使用に対し課税」、「3. 自動車税の超過課税」、「4.（緑や森林による受益に基づいた）都民税均等割の超過課税」の4案。各案とも税収は地球温暖化対策に充当するとしているため、都は「施策のグランドデザイン」が重要だとの認識を示しており、「都における組織横断的な施策具体化の状況を踏まえつつ、より幅広い視点から施策を捉え、税収の用途などについて更に検討を深めていくことが必要である」としている。今回の中間報告では、道路特定財源との整合性や課税の公平性等の多くの検討課題が残され、「現時点では結論を出すには至らなかった」ものの、都税調では、今後も引き続き検討していくとしている。

東京都、報道発表資料「平成19年度東京都税制調査会中間報告について」（11月29日付）のページ：
<http://www.metro.tokyo.jp/INET/KONDAN/2007/11/40hbt400.htm>

【行政129】政府税制調査会、平成19年答申「抜本的な税制改革に向けた基本的考え方」を発表

政府税制調査会は11月20日、平成19年答申「抜本的な税制改革に向けた基本的考え方」を発表した。本答申において、環境税は「国・地方の温暖化対策全体の中での具体的な位置付け、その効果、国民経済や国際競争力に与える影響、既存エネルギー関係諸税との関係等を十分に踏まえ、総合的に検討していくべき課題である」とされた。

また、道路特定財源に関しては、「20年度以降も、厳しい財政事情の下、環境面への影響にも配慮し、暫定税率による上乗せ分も含め、現行の税率水準を維持する」とした上で、昨年の「道路特定財源の見直しに関する具体策」に基づいて、「道路整備の必要性、厳しい財政事情、環境面への影響、納税者の理解の観点等を十分に踏まえつつ、国民の理解が得られる改革を進めるべきである」との見解を示した。

なお、答申に盛り込まれなかった「その他の主な意見」としては、「EUの税制改革の動向を踏まえ、環境税についてもっと前面で取り扱うべき」との意見が示されている。

内閣府、税制調査会「諮問・答申・報告等（平成19年）」（11月20日付）のページ：
<http://www.cao.go.jp/zeicho/tosin/top.html>

【行政130】財務省財政制度等審議会、道路特定財源の暫定税率維持を要請

財務省財政制度等審議会は11月19日、「平成20年度予算の編成等に関する建議」を発表した。建議では、道路特定財源について言及し、「費用対効果を踏まえた真に必要な道路整備に限定し、道路の整備量を長期固定化することなく、更なる重点化、効率化を進めるべき」との見解を示した。また、平成19年度末に期限を迎える暫定税率については、「厳しい財政事情、環境面への影響等を踏まえると、現行の税率水準の維持が不可欠であり、年度末までに「（道路特定財源の見直しに関する）具体策」に沿った改革を確実に実現すべきである」としている。

また、エネルギー対策特別会計に関しては、「基本方針2006」に沿った形で歳出水準を特定財源税収の水準に見合うように改革を早急に進めるよう求めた。地球温暖化対策については、日本の京都議定書目標達成が極めて厳しい状況にあることを踏まえ、「京都メカニズムのクレジット取得を通じた国民負担が巨額に及ぶおそれがある」との認識を示した上で、目標達成のための国内対策強化を求め、「（環境省、経済産業省の）合同審議会において、残された検討課題について早急に結論を得るべく、検討を進めることが期待される。その際には、直接的な対策を講じにくいとされる業務部門・家庭部門の対策についても、踏み込んだ検討が求められる」との意見を示した。財務省、財政制度等審議会「平成20年度予算の編成等に関する建議」（11月19日

付）のページ：

<http://www.mof.go.jp/singikai/zaiseseido/tosin/zaiseia191119/zaiseia191119.htm>

【行政131】国土交通省、「道路の中期計画（素案）」及び「道路特定財源諸税に関する平成20年度税制改正追加要望」を公表

国土交通省は11月13日、「道路の中期計画（素案）」を公表した。この中期計画は、昨年12月に閣議決定された「道路特定財源の見直しに関する具体策」に基づいて、今後の道路整備の方向性を具体的に示すもの。今回発表された素案によると、計画期間の10年間（平成20年度 - 平成29年度）で、計画達成のための事業量として65兆円、その他に、道路関連施策として3兆円以上を想定しており、総事業量は総額68兆円超となった。

日本工業新聞社の記事（11月14日付）によると、同省道路局総務課では、「中期計画の事業量65兆円のうち、必要な国費は32.5兆円。暫定税率の10年間延長により、税収を31兆円～34兆円と試算している」という。道路特定財源による国の税収額である約3.4兆円（平成19年度）と比較すると、10年間で35兆5000億円の国費を要する今回の素案では、財源に余剰は発生しないことになる。国土交通省では、今後、今回の素案に関して国民、有識者等に意見を求め、その結果を踏まえて年内に中期計画を作成、政府で閣議決定を行うとしている。

また、国土交通省は同日、この中期計画の素案を受けて平成20年度税制改正要望を追加し、「道路特定財源諸税（揮発油税、地方道路税、自動車重量税、自動車取得税及び軽油引取税）の暫定税率の適用期限を10年間延長する。ただし、5年後を目途として、社会経済の動向や道路整備の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、所要の見直しを行うこととする。」との要望を付け加えた。

国土交通省、「道路の中期計画（素案）」の公表及び第3回問いかけの実施等について～2回にわたる問いかけ結果等を踏まえ、「道路の中期計画（素案）」を作成しました～（11月13日付）のページ：

http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha07/06/061113_.html

国土交通省、「道路特定財源諸税に関する平成20年度税制改正追加要望について」（11月13日付）のページ：

http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha07/06/061113_2_.html

日本工業経済新聞社、「今後10年間で68兆円／「道路の中期計画」公表／暫定税率延長を要望」（11月14日付）のページ：

https://www.nikoukei.co.jp/SearchDisplay/Detail/Report.html?sequential_number=00099466

【行政132】環境省、2006年度温室効果ガス排出量（速報値）は「基準年比6.4%増」と報告

環境省は11月5日、2006年度の温室効果ガス排出量（速報値）を公表した。速報値では、2006年度の温室効果ガスの総排出量は13億4100万t-CO₂、京都議定書の基準年（原則1990年）比で、6.4%増とされた。前年度比では、1.3%（1800万t-CO₂）減となる。エネルギー起源CO₂の部門別排出量は以下の通り。「産業部門：基準年比-5.6%（前年度比+0.6%）」、「運輸部門：基準年比+17.0%（前年度比-0.9%）」、「業務その他部門：基準年比+41.7%（前年度比-2.6%）」、「家庭部門：基準年比+30.4%（前年度比-4.4%）」、「エネルギー転換部門：基準年比+11.3%（前年度比-4.4%）」。「なお、エネルギー統計値の修正によって、2005年度の総排出量は13億5900万t-CO₂、基準年比7.7%増と修正されている。環境省、報道発表資料「2006年度（平成18年度）の温室効果ガス排出量速報値について」（11月5日付）のページ：

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=9002>

エネルギージャーナル社、「エネルギーと環境（No.1964）」（11月8日付）

【行政133】産構審・中環審合同会合、「2007年度自主行動計画フォローアップ結果及び今後の課題等（案）」を公表

産業構造審議会・総合資源エネルギー調査会自主行動計画フォローアップ合同小委員会と中央環境審議会・自主行動計画フォローアップ専門委員会の合同会合は11月5日、「2007年度自主行動計画フォローアップ結果及び今後の課題等（案）」を公表した。2007年度フォローアップでは、フォローアップ対象の39業種のうち、2006年度実績での「目標達成業種は25業種」、「目標未達成業種は14業種」との結果が示された。また、目標を達成した25業種のうち、18業種が目標を引き上げたことが確認された。

ただし、目標の引き上げを行った18業種のうち、7業種で2006年度実績水準以上の新目標が設定されたものの、残りの11業種については2006年度実績未達であり、また、7業種は目標を引き上げなかったとしている。本年度の18業種での目標引き上げによる追加削減効果は、現時点での試算で約1570万t-CO₂と見込まれており、京都議定書目標達成計画の策定以降では、昨年度に目標を引き上げた8業種と合わせて、約1800万t-CO₂の削減効果になるとされている。

合同会合では、本年度のフォローアップ結果を受けた今後の課題として、「1. 自主行動計画の深掘り・対象範囲拡大等」、「2. 目標未達成業種の目標達成の蓋然性の向上」、「3. CO₂排出量も併せた目標設定」、「4. 積極的な情報開示」、「5. 国内外への情報発信」、「6. 業務部門、家庭部門及び運輸部門における取組の強化」の6点を挙げた。

経済産業省、審議会・研究会「2007年度産業構造審議会・総合資源エネルギー調査会自主行動計画フォローアップ合同小委員会、中央環境審議会地球環境部会自主行動計画フォローアップ専門委員会合同会議（11月5日付）のページ：

<http://www.meti.go.jp/committee/materials/g71105aj.html>

<Carbon Tax Express> 2007年12月号（ナンバー 0037号）

【行政134】中環審・産構審合同会合、「京都議定書目標達成計画の評価・見直しに関する最終報告（案）」を公表

中央環境審議会地球環境部会・産業構造審議会環境部会地球環境小委員会合同会合は12月21日、「京都議定書目標達成計画の評価・見直しに関する最終報告（案）」を公表した。最終報告案では、「今後、速やかに検討すべき課題」として環境税や国内排出量取引等を挙げ、環境税については、「国民に広く負担を求めることになるため、地球温暖化対策全体の中での具体的な位置付け、その効果、国民経済や産業の国際競争力に与える影響、諸外国における取組の現状などを踏まえて、国民、事業者などの理解と協力を得るように努めながら、真摯に総合的な検討を進めていくべき課題である」とされた。

一方、国内排出量取引については、賛成意見と反対意見の両論併記をした上で、「中期的な我が国の温暖化に係る戦略を実現するという観点も含め、本年度のフォローアップにより見込まれる、産業部門の対策の柱である「自主行動計画の拡大・強化」による相当な排出削減効果を十分踏まえた上で、他の手法との比較やその効果、産業活動や国民経済に与える影響、国際的な動向等の幅広い論点について、具体案の評価、導入の妥当性も含め、総合的に検討していくべき課題である」としている。

また、最終報告案では、京都議定書目標達成計画における既存対策に加えて、これまでの見直し作業の過程で示された経団連自主行動計画の拡大・深掘り等の追加対策によって、「京都議定書の6%削減目標は達成し得るものと考えられる」との見解が示された。

経済産業省、審議会・研究会「産業構造審議会環境部会地球環境小委員会・中央環境審議会地球環境部会合同会合（第30回）配付資料」（12月21日付）のページ：

<http://www.meti.go.jp/committee/materials/g71221aj.html>

【行政135】東京都環境審議会、大規模排出事業所を対象とした削減義務と排出量取引制度導入の必要性を示唆

東京都環境審議会は12月21日、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）の改正について（中間のまとめ）（案）」を公表し、2010年度から大規模排出事業所を対象とした温室効果ガスの削減義務と排出量取引制度を導入する必要性を示した。計画期間は5年程度で、削減方法として、

「自らの事業所での削減対策の実施」と「他者が実施した削減対策による削減量の取得（排出量（削減量）取引）」の2つを提示。対策がトップレベルの事業所には、削減義務の軽減措置を講じることも検討している。とりまとめでは、都が実施してきた現行の地球温暖化対策計画書制度では、総量削減が保障されず、フリーライダーも発生することから、制度を強化する必要があることを指摘。削減義務と排出量取引制度について、「事業所における温暖化ガスの総量削減を進める上で、実効的で、効率的かつ公平な制度である」との見解を示した。

中間まとめでは、「1. 地球温暖化対策計画書制度の強化（温暖化ガス排出総量削減義務と排出量取引制度の導入）」の他、「2. 中小規模事業所の地球温暖化対策推進制度の創設」、「3. 地域におけるエネルギーの有効利用に関する計画制度（仮称）の導入」、「4. 建築物環境計画書制度の強化」、「5. 家庭用電気機器に係るCO₂削減対策の強化」、「6. 自動車から排出されるCO₂の削減対策の強化」、「7. 小規模燃焼機器におけるCO₂削減対策の強化（省エネ型ボイラー等の普及拡大）」の7項目が新たに規定する事項として挙げられている。

東京都環境局、東京都環境審議会「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）の改正について（中間のまとめ）（案）」（12月21日付）のページ：

http://www2.kankyo.metro.tokyo.jp/kikaku/singikai/jourei/071221soukai/siryou1_soukai_071221.pdf

【行政136】経産省・中小企業等CO₂排出削減検討会、国内版CDMに関するとりまとめを発表

経済産業省・中小企業等CO₂排出削減検討会は12月6日、「「中小企業等CO₂排出量削減制度」（いわゆる「国内CDM制度」）に関する論点整理及びモデル事業の評価等（案）」を発表した。「国内CDM制度」とは、大企業等が技術的・資金的支援を通じて中小企業等のCO₂排出を削減した場合に、第三者認証を経て削減量に応じたクレジットが交付され、当該クレジットを自主行動計画の目標達成に活用することを可能とする制度。本報告書では、制度の開始時期について、「本制度の構築が、京都議定書の目標達成に向けた喫緊の課題であることを考えれば、本制度を可能な限り早急に開始させる必要がある」としたものの、「国内クレジット」の法的位置づけや政府（NEDO）の買取対象にするか否か等について引き続き検討する必要があるとされた。報告書は、「1. はじめに（制度概要）」、「2. 制度的課題の論点整理」、「3. 中小企業等CO₂排出削減プロジェクト（モデル事業）」、「4. 「国内クレジット」の経済的評価」、「5. 「国内クレジット」に関する温対法・省エネ法等の既存制度との関係」の5章から構成され、各項目についての検討結果が示されている。

経済産業省、報道発表「「中小企業等CO₂排出量削減制度」（いわゆる「国内CDM制度」）に関する論点整理及びモデル事業の評価等（案）」（12月6日付）のページ：

<http://www.meti.go.jp/press/20071210002/20071210002.html>

<Carbon Tax Express> 2008年1月号（ナンバー 0038号）

【行政137】環境省、平成18年度「環境にやさしい企業行動調査結果」を公表

環境省は1月10日、平成18年度「環境にやさしい企業行動調査結果」を公表した。本調査は、平成18年度の企業の環境への取組み等について6565社を対象として平成19年8月に実施された（有効回答数2774社）。環境税の賛否については、前年度よりも賛成割合が微増したことが示された。調査結果によると、環境税について「導入賛成」の割合は7.1%、「どちらかといえば導入賛成」の割合が31.8%となり、両方合わせた賛成割合は38.9%と前年度（37.8%）より約1ポイント上昇した。一方、「導入反対」の割合は13.2%、「どちらかといえば導入反対」の割合は26.5%となり、反対割合は計39.7%と前年度（41.4%）より微減している。反対理由としては、「我が国の経済成長を圧迫」や「自社の経営を圧迫」等が挙げられ、導入条件としては「経営や経済成長を圧迫しない税率」、「減免を認める仕組みがある」等の回答が示された。税収使途については「温暖化対策のために使うべき」との回答が63.4%と最も多かった。

また、国内排出量取引制度に関しては、導入賛成が約4割を占めたものの、反対割合も増加している。調査結果によると、国内排出量取引に「導入賛成」との回答は6.5%、「内容次第ではあるが導入賛成」

は 34.8%となり、計 41.3%（前年度 41.2%）が導入賛成と回答した。一方で、「導入反対」は 6.8%、「内容次第ではあるが導入反対」は 8.7%となり、両方合わせた反対割合は 15.5%と前年度（12.3%）から約 3 ポイント上昇している結果が示された。反対理由としては、「排出量の割当方法が不明確」、「温暖化防止の効果がない」等が挙げられ、導入条件としては「先進国間での経済競争力低下を招かない」、「企業の経営や経済成長を圧迫しない」等が挙げられている。

環境省、報道発表資料「「環境にやさしい企業行動調査」の結果について」（1月10日付）のページ：
<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=9232>

<Carbon Tax Express> 2008年2月号（ナンバー 0039号）

【行政138】財務省・西室財政制度等審議会会長、揮発油税等の環境税化に言及

ロイター紙と（2月5日付）とFuji Sankei Business i（2月6日付）の記事によると、財務省財政制度等審議会の西室泰三会長は2月5日、記者会見で道路特定財源の見直しに対する個人的な見解を示し、現在の日本の財政状況を考慮すると、暫定税率廃止により歳入を減少させる選択肢は取りにくいとして、「（揮発油税などの）歳入をどう使うかの観点で議論を行ってもらうのが一番正しい」とコメント。その上で西室会長は、「環境に対応するという部分について、もっと使える金額が必要になることは目に見えている。その財源に使うことは一つの方法」と発言し、揮発油税等による税収を環境対策に充てる案を示した。

ロイター、「日本の財政事情、歳入減少という選択とりにくい＝西室財政審会長」（2月5日付）のページ：

<http://jp.reuters.com/article/businessNews/idJPJAPAN-30158720080205>

Fuji Sankei Business i、「道路特定財源、環境税化も…財政審西室会長「一つの方法」」（2月6日付）のページ：

<http://www.business-i.jp/news/sou-page/news/200802060036a.nwc>

【行政139】経済産業省、「地球温暖化対応のための経済的手法研究会」を設置

経済産業省は2月29日、経済産業省産業技術環境局長の研究会として「地球温暖化対応のための経済的手法研究会」を設置し、排出量取引制度や環境税等の経済的手法を検討することを公表した。茅陽一氏（財団法人地球環境産業技術研究機構副理事長・研修所長）を座長とした同研究会は、学識経験者や産業界、非営利組織代表等12名で構成され、2013年以降の排出削減を念頭において検討を開始する。今年6月を目途に論点整理を行った上で、関係省庁・業界と協議を行うという。

その過程で、経団連「自主行動計画」の再評価も行うとしている。経済産業省の北畑隆生事務次官は2月21日の記者会見で同研究会について触れ、同研究会が排出量取引導入を前提としているわけではなく、論点整理を行う場であり、EU型キャップ&トレードを目指しているわけでもないことを強調した。

時事通信社（2月20日付）の記事によると、これに対して日本経団連の御手洗富士夫会長は2月20日の記者会見において「地球環境問題が主テーマの北海道洞爺湖サミット（主要国首脳会議）を成功させるためにも、欧州連合（EU）や米国など世界の潮流を踏まえ検討していくのが肝心だ」とコメントし、排出量取引に一定の理解を示したという。一方、毎日新聞（2月21日、22日付）の記事によると、日本商工会議所の岡村正会頭は翌日21日の会見で、「温室効果ガスの総量をどこまで抑制したらいいかを科学的に分析することが先決」、「今直ちに排出権取引を認める状況にはない」と発言。また、電気事業連合会の勝俣恒久会長は22日の会見で「仕組みを知ることや議論は大事」としたものの「公平な目標設定を重視している」との立場を示した。

さらに、日本経済新聞（2月27日付）の記事によると、経済産業省に加えて環境省も2月26日、排出量取引制度について本格的な検討を開始し、今年6月に報告書をまとめることを発表。環境省の「自主参加型国内排出量取引制度検討会」を「国内排出量取引制度検討会」に改組した。これについて、鴨下一郎

環境大臣は 26 日の記者会見の中で、「経産省と競い合って提案し、官邸でまとめてもらえればいい」と発言している。

「地球温暖化対応のための経済的手法研究会」のメンバーは以下の通り（敬称略）。足立治郎（「環境・持続社会」研究センター事務局長）、安部順一（読売新聞東京本社編集委員）、逢見直人（日本労働組合総連合会副事務局長）、茅陽一（財団法人地球環境産業技術研究機構副理事長・研修所長）、嶋津八生（日本放送協会解説委員）、関澤秀哲（社団法人日本鉄鋼連盟環境・エネルギー政策委員会委員長）、寺島実郎（財団法人日本総合研究所会長、株式会社三井物産戦略研究所所長）、永松恵一（社団法人日本経済団体連合会常務理事）、森嶋昭夫（財団法人地球環境戦略研究機関特別研究顧問）、森本宣久（電気事業連合会副会長）、山岸尚之（財団法人 WWF ジャパン自然保護室気候変動オフィサー）、山口光恒（東京大学先端科学技術研究センター特任教授）。

経済産業省、報道発表「「地球温暖化対応のための経済的手法研究会」について」（2月29日付）：

<http://www.meti.go.jp/press/20080229006/20080229006.html>

日本経済新聞、「EU型排出権取引導入を検討、経産省が方針転換」（2月20日付）のページ：

<http://www.nikkei.co.jp/news/main/20080220AT3S1902919022008.html>

経済産業省、会見・スピーチ「北畑経済産業事務次官の次官等会議後記者会見の概要」（2月21日付）のページ：

http://www.meti.go.jp/speeches/data_ej/ej080221j.html

時事通信社、「排出権取引を容認＝サミットにらみ方針転換-経団連会長」（2月20日付）のページ：

http://www.jiji.com/jc/c?g=pol_30&k=2008022000992

毎日新聞、「温室効果ガス：排出権取引制度の導入に慎重姿勢…日商会頭」（2月21日付）のページ：

<http://mainichi.jp/life/money/news/20080222k0000m020028000c.html>

毎日新聞、「温室効果ガス：排出権取引制度は「公平に」電事連会長」（2月22日付）のページ：

<http://mainichi.jp/select/science/news/20080223k0000m020075000c.html>

日本経済新聞、「環境省、排出権取引を本格検討：経産省の姿勢転換受け6月までに結論」（2月27日付）

【行政140】中環審・産構審合同会合、「京都議定書目標達成計画の評価・見直しに関する最終報告」を公表

環境省中央環境審議会地球環境部会・経済産業省産業構造審議会環境部会地球環境小委員会合同会合は2月8日、「京都議定書目標達成計画の評価・見直しに関する最終報告」を公表した。昨年12月に公表した最終報告（案）から、温室効果ガスの排出削減不足量や2010年度の排出見込量の推計が更新され、追加対策の削減効果についても精査された。最終報告では、現行対策のみでは京都メカニズムによる1.6%分と森林吸収量による3.8%分を含めても京都議定書目標に対して「基準年総排出量の1.7%～2.8%相当分（約2200万～3600万t-CO₂）の削減不足」となることが示された。

一方、今後、「自主行動計画の推進」や「省エネ対策の徹底」等の追加対策を実施することによって「2010年度には約3700万t-CO₂以上の排出削減効果」が見込まれるとして、最終報告では「京都議定書の6%目標は達成し得る」と結論付けられた。時事通信社（2月29日付）の記事によると、政府は2月29日、本最終報告を踏まえた京都議定書目標達成計画の改正案を地球温暖化対策推進本部（本部長：福田康夫内閣総理大臣）で了承し、今年3月に新・京都議定書目標達成計画を閣議決定する予定。

環境省、報道発表資料「京都議定書目標達成計画の評価・見直しに関する最終報告について（お知らせ）」（2月8日付）のページ：

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=9331>

時事通信社、「温暖化対策、強化へ＝議定書計画で改定案-政府」（2月29日付）のページ：

<http://www.jiji.com/jc/c?g=eco&k=2008022900080>

<Carbon Tax Express> 2008年3月号（ナンバー 0040号）

【行政141】経済産業省、「地球温暖化対応のための経済的手法研究会」を開催

経済産業省は3月7日、「地球温暖化対応のための経済的手法研究会」の初会合を開催した。同日の研究会では委員から、「外国でやっているから流行に乗り遅れてはいけないという議論は避けるべき。そうした議論をするのであれば、理由も含めて、どこの部分については乗り遅れてはいけないのか、どこの部分は乗ってしまうと問題が生ずるのかを分けて議論すべき。」「技術革新を日本としてどう進めていくのかということも重要な論点」、「環境税については、既存の税制との関係を含めエネルギー関係全体の中で議論をすべき」、「最終的にCO2削減をするには、経済的手法だけでなく、ポリシーミックスで議論をしていくべき。排出量取引と炭素税は国民への負担がどうなるのかという話であり、一方だけで議論することはできず、二重負担を避けることが必要。」等の意見が出された。

また、毎日新聞（3月7日付）の記事によると、茅陽一座長は会合後、研究会での議題について、「排出枠の公平な割り当て方法や、産業の国際競争力への影響回避などについて議論する」とコメントしている。同研究会は、3月27日にも第2回会合を開催した。

経済産業省、審議会・研究会「地球温暖化対応のための経済的手法研究会（第1回）議事要旨」（3月7日付）のページ：

<http://www.meti.go.jp/committee/summary/0002205/index01.html>

毎日jp、株・マネー「排出量取引：研究会が初会合」（3月7日付）のページ：

<http://mainichi.jp/life/money/news/20080307k0000e020062000c.html>

【行政142】環境省、「国内排出量取引制度検討会」改組後の初会合を開催

環境省は3月6日、「国内排出量取引制度検討会」改組後の初会合を開催した。FujiSankei Business i.（3月7日付）の記事によると、その中で鴨下一郎環境大臣は、「排出量取引制度は、排出削減の有力な選択肢の一つだ。欧州連合（EU）のルールをただ踏襲するのではなく、日本独自のルールをつくり、それが国際標準になるところまで踏み込めたらと思う」とコメント。一方、検討会ではグランド・ファザリング方式について、東京電力株式会社環境部長の影山嘉宏氏から、「排出枠を決めてしまった後に生産量が伸びた場合、その分の排出枠を購入しないといけないのか」との疑問が提起され、新日本製鐵株式会社環境部長の山田健司氏からは、「市場が機能する大前提を、細部の議論の前に、確認する必要がある」との考えが示された。

FujiSankei Business i.、「温室効果ガス：環境省も排出量制度検討会・5月末までに中間案」（3月7日付）のページ：

<http://www.business-i.jp/news/sou-page/news/200803070011a.nwc>

【行政143】東京都環境審議会、「東京都環境基本計画のあり方について（答申）」を公表

東京都環境審議会は2月29日、「東京都環境基本計画のあり方について（答申）」を公表した。東京都環境基本計画は、東京都の環境基本条例に基づいて策定される「環境の保全に関する施策の総合的推進を図るための計画」。答申の中では、環境税について、「都は独自の環境税制のあり方の検討を進めているが、本来、国が行うべき取組について、大都市東京が国に先駆け、他の自治体との連携も視野に入れた取組を図っていく意義は大きい」とした上で、税の課税・減免措置によって省エネが促進されるとともに、安定的な財源確保による中小企業部門や家庭部門の対策支援強化など、多くの施策効果が期待できると述べている。また、CO2排出量の大幅削減に向けて「大規模事業所に対して総量削減義務を課すべきである」としており、その補完措置として排出量取引制度を導入するよう要請した。

東京都、報道発表資料「東京都環境審議会の答申について「東京都環境基本計画のあり方について（答申）」」（2月29日付）のページ：

<http://www.metro.tokyo.jp/INET/KONDAN/2008/03/40i33500.htm>

【行政144】財務省・津田事務次官と額賀財務大臣、環境税についてコメント

財務省の津田廣喜事務次官は4月17日、記者会見で、道路特定財源の一般財源化に関連して環境税導入の議論が提起されていることについてコメントし、環境税の課題として、(1)地球温暖化対策全体の中での税制の位置づけ、(2)地球温暖化対策として一定の役割を果たしている既存のエネルギー関係諸税と環境税との関係、(3)国民の理解や協力、(4)国内産業の国際競争力への影響等を挙げた上で、「まだ十分論議が詰まっていない」との見解を示した。また、額賀福志郎財務大臣も翌日18日、閣議後記者会見において環境税について発言し、「環境税というものがどのような意味を持っているのかということについて、概念がまだはっきりしていないところがあると思います」、「CO2排出は、何も自動車だけではないところもあるわけですから、総合的に色々議論をしていって、全体の理解を得るような形を作っていく必要があると思います」等と述べた。

財務省、大臣・事務次官記者会見の概要「津田事務次官記者会見の概要」(4月17日付)のページ:

<http://www.mof.go.jp/kaiken/kaiken.htm>

財務省、大臣・事務次官記者会見の概要「額賀財務大臣閣議後記者会見の概要」(4月18日付)のページ:

<http://www.mof.go.jp/kaiken/kaiken.htm>

<Carbon Tax Express> 2008年5月号 (ナンバー 0042号)

【行政145】環境省・国内排出量取引制度検討会、「国内排出量取引制度のあり方について(中間まとめ)」を発表

環境省の「国内排出量取引制度検討会」は5月20日、「国内排出量取引制度のあり方について(中間まとめ)」を発表した。本中間報告では、国内排出量取引制度のオプションとして、「1. 川上割当:化石燃料の生産・輸入・販売業者を割当対象とすることにより、高いカバー率を確保するオプション」、「2. 川下割当:化石燃料・電力の大口需要家(温室効果ガスの排出者)を割当対象とすることにより、排出削減インセンティブを直接的に働かせることを想定したオプション」、「3. 川下割当+電力直接排出:化石燃料の大口需要家とともに、電力については電力会社を割当対象とすることにより、排出削減インセンティブを直接的に働かせつつ、電力の小口需要家もカバーできるオプション」、「4. 川下割当(原単位・活動量責任分担型):原型はオプション2に同じであるが総量で割当を実施した上で、原単位については企業が責任を持ち、活動量については別途の扱いを定めるという責任分担型のオプション」の4案が提示された。

環境省、国内排出量取引制度検討会の開催状況・結果について「国内排出量取引制度のあり方について(中間まとめ)」(5月20日付)のページ:

http://www.env.go.jp/earth/ondanka/det/seido_conf/index.html

【行政146】環境省、2006年度の温室効果ガス排出量(確定値)を公表

環境省は5月16日、日本における2006年度(平成18年度)の温室効果ガス排出量(確定値)を公表した。公表値によると、2006年度の温室効果ガス総排出量は約13億4000万トン(二酸化炭素換算)となり、京都議定書の基準年総排出量を約6.2%上回る結果(前年度比1.3%減)となった。これにより、京都議定書の目標達成のためには、森林吸収源対策(3.8%分)と京都メカニズム(1.6%分)を除き、今後さらに6.8%の排出削減が必要とされる。エネルギー起源の二酸化炭素排出量を部門別に見ると、基準年比で産業部門では-4.6%、運輸部門では+16.7%、業務その他部門では+39.5%、家庭部門では+30.0%、エネルギー転換部門では+13.9%となっている。また、一人あたり二酸化炭素排出量は9.97トン/人となり、5年ぶりに10トン/人を下回る結果(前年度比1.3%減、基準年比7.7%増)となった。

環境省、報道発表資料「2006年度(平成18年度)の温室効果ガス排出量(確定値)について」(5月16日付)のページ:

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=9704>

【行政147】経産省・地球温暖化対応のための経済的手法研究会、これまでの議論概要を取りまとめ

経済産業省の「地球温暖化対応のための経済的手法研究会」は5月13日、同研究会におけるこれまでの議論の概要をまとめた。排出量取引制度については、山口光恒委員（東京大学先端科学技術研究センター特任教授）から、「どうしても削減が出来るかを考える方が先決であり、削減を可能にするのは技術。世界全体で技術開発を進めるという観点から排出量取引制度を検討すべき」との意見が出された。EU-ETSに対しては、山岸尚之委員（財団法人WWF ジャパン自然保護室気候変動オフィサー）から、「EUが排出量取引制度に時間軸の概念をもち、制度を育てていこうとしているのは、重要な考え方ではないか」との指摘がなされている。

環境税については、足立治郎委員（「環境・持続社会」研究センター事務局長）が税と排出量取引のポリシーミックスの検討の重要性を指摘し、京都産業大学の朴勝俊准教授からは、「大口排出者については色々な対策が考えられるが、小口のできる対策については税しかないのではないか」との意見が示された。

また、同研究会は5月20日、同研究会の報告書骨子案を取りまとめており、国内排出量取引制度については「欧米における実態も踏まえ、以下（グランドファザリング／ベンチマーク／オークション、上流／下流）のメリット・デメリット及び導入可能性に向けての方向性を提示」する、環境税については「道路特定財源の一般財源化方針を踏まえた税制抜本改革に向け、引き続き検討を継続」するとしている。

経済産業省、審議会・研究会「地球温暖化対応のための経済的手法研究会（第5回） - 配付資料」（5月13日付）のページ：

<http://www.meti.go.jp/committee/summary/0002205/materials05.html>

経済産業省、審議会・研究会「地球温暖化対応のための経済的手法研究会（第6回） - 配付資料」（5月20日付）のページ：

<http://www.meti.go.jp/committee/materials/g80520aj.html>

【行政148】東京都、温室効果ガスの総量削減義務と排出量取引の制度案を都議会に提案することを発表

東京都は5月16日、平成20年第2回東京都議会定例会において、2010年度からの大規模排出事業所に対する温室効果ガス総量削減義務と排出量取引制度導入等を盛り込んだ「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）」改正案を提案することを発表した。本改正案は東京都環境審議会が今年3月に取りまとめた答申に基づくもので、主な事項として「1. 大規模事業所への温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度の導入」、「2. 中小規模事業所の地球温暖化対策推進制度の創設（CO2排出量等の報告制度（任意）、多数の事業所を有する企業等は提出を義務化）」、「3. 地域におけるエネルギーの有効利用に関する計画制度の創設（大規模開発における省エネ性能目標値の設定、未利用エネルギーの活用検討）」、「4. 建築物環境計画書制度の強化（対象拡大、再生可能エネルギーの導入検討・省エネ性能の基準適合の義務化）」、「5. 家庭用電気機器等に係るCO2削減対策の強化（節電・省エネ機器などの設置努力義務、認定制度による普及促進）」、「6. 小規模燃焼機器におけるCO2削減対策の強化（低NOxかつ低CO2機器の設置努力義務、認定制度による普及促進）」の6点を挙げている。

東京都、報道発表資料「大幅なCO2排出削減を実現するため都議会第二回定例会に環境確保条例の改正案を提案します」（5月16日付）のページ：

<http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2008/05/20i5g400.htm>

<Carbon Tax Express> 2008年6月号（ナンバー 0043号）

【行政149】経済産業省・地球温暖化対応のための経済的手法研究会、中間報告案を公表

経済産業省「地球温暖化対応のための経済的手法研究会」は6月26日、中間報告案「「ポスト京都」における我が国の産業分野を中心とした対策について」を公表した。

本報告案では、産業分野等における温室効果ガス排出の総量管理について、「今後一層厳しさを増す地球温暖化問題を積極的に克服していくためには、原単位改善に加え、「ポスト京都」においても、最終的な目標である排出総量削減に向け、何らかの総量管理のための手法についても、政府として真剣な検討を行う必要がある」としている。その上で、現在の産業分野等での対策の中心である「自主行動計画」に関して、ポスト京都では「より公的な枠組み（協定等の法的措置等）への移行の可能性についても、検討していくことが必要である」との見解を示した。

また、国内排出量取引制度については、「地球温暖化防止対策としての効果、他の政策手法との比較、産業活動や国民経済に与える影響等の幅広い論点について、総合的に検討していく必要がある」とされている。福田康夫内閣総理大臣が言及した施行実施については、「自主行動計画制度の枠組みとの整合性を図りつつ、今秋にも制度創設を予定している「国内クレジット（CDM）制度」等の活用を図っていく必要がある」とした上で、具体的論点や方向性等については関係省庁との連携を図りながら、今後引き続き検討・検証を重ねることが重要だとした。

環境税については、その効果や影響についての意見を両論併記するとともに、「排出量取引など他の経済的手法とのポリシーミックスを議論すべき」、「石油石炭税など既存の税制との関係を含めエネルギー関係税制全体の中で議論すべき」等の意見を示した。その上で、「環境税については、国民に広く負担を求めることになるため、地球温暖化対策全体の中での具体的な位置付け、その効果、国民経済や産業の国際競争力に与える影響、諸外国における取組の現状などを踏まえて、国民、事業者などの理解と協力を得るように努めながら、総合的な検討を進めていくべき課題である」としている。

経済産業省、地球温暖化対応のための経済的手法研究会（第9回） - 配付資料「「ポスト京都」における我が国の産業分野を中心とした対策について - 中間報告（案） -」（6月26日付）のページ：

<http://www.meti.go.jp/committee/materials/downloadfiles/g80626a02j.pdf>

【行政150】環境省、今秋からの国内排出量取引制度の施行実施に向けた制度案を提示

環境省は6月26日、「国内排出量取引制度検討会」第7回会合を開催し、福田康夫内閣総理大臣が表明した今秋からの国内排出量取引制度の施行実施に向けた制度案を提示した。環境省案では、「自主参加型排出量取引制度の制度インフラを活用し、参加者やメニューを大幅に拡大することや、「中小企業による削減活動や森林バイオマスの活用等による追加的な削減分をクレジットとして認証・取引対象化することにより、国内対策を促進しつつ柔軟性を付加」することを提案している。また、試行段階では参加企業による自主的な目標設定を認め、事業所単位や企業単位、複数の企業単位での参加も可能とする案を示した。

さらに、環境省は6月24日に「国及び地域における市場メカニズムを活用した各種イニシアティブについての情報共有、意見交換を行うとともに、具体的な取組における連携・協力を模索する場」として、「日本カーボンアクション・プラットフォーム（JCAP: Japan Carbon Action Platform）」の設立を表明。国と東京都等の地球温暖化対策に熱心な地方自治体を中心として構成し、「将来的には地域で活動を行う民間団体や企業の参加も得たい」としている。

環境省、「国内排出量取引制度検討会（第7回）：議事次第・資料」（6月26日付）のページ：

http://www.env.go.jp/earth/ondanka/det/seido_conf/07/index.html

環境省、報道発表資料「日本カーボンアクション・プラットフォーム

（JCAP: Japan Carbon Action Platform）の設立について（お知らせ）」（6月24日付）のページ：

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=9886>

【行政151】東京都、大規模排出事業所を対象とした温室効果ガス総量削減義務と排出量取引制度を2010年度から実施することを決定

東京都は6月25日、2010年度からの大規模排出事業所に対する温室効果ガス総量削減義務と排出量取引制度導入等を盛り込んだ「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）」改正案を東京都議会で可決した。削減義務の対象となる温室効果ガスは「燃料・熱・電気の使用に伴って排出され

るCO2」に限定。「規則で定める期間における平均排出量」から基準排出量を算定し、削減義務率は「事業所の特性を勘案して規則で定める区分ごとに規則で定める」という。制度の開始時期は2010年度とし、事前準備のために必要な部分は2009年度から施行するとしている。

本制度では実効性確保のため、履行期限内に削減義務を達成できなかった事業所に対して、義務不足量の最大1.3倍の削減を求める措置命令を行い、その命令にも違反した場合には、上限50万円の罰金や知事が調達する不足量の費用を請求するとしている。東京都では、本制度の詳細な規定等を2008年度末頃に制定する予定。

東京都環境局、「東京都環境確保条例の改正について（2008年6月25日東京都議会可決）」（6月25日付）のページ：

<http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/joureikaisei2008/index.htm>

【政治152】自民党・地球温暖化対策推進本部、中間報告「最先端の低炭素社会構築に向けて - 来たるべき世代と地球のために -」を発表

自民党は6月11日、同党政務調査会・地球温暖化対策推進本部による中間報告「最先端の低炭素社会構築に向けて - 来たるべき世代と地球のために -」を発表した。本報告では、(1) 今後10年間を「特別行動期間」として支援措置・規制等の政策を総動員する「2008年ピークアウト宣言」の発出や、(2) 議員立法による「低炭素社会形成推進基本法」の制定、(3) 日本の温室効果ガス排出量を2050年までに現状から60~80%削減することを目指す「長期削減目標」の設定、(4) 2020年の「中期削減目標」の設定、(5) 「全員による費用の分担／排出者費用負担の原則」、(6) 効果的かつ効率的な政策手段の実施等を基本的な考え方として示している。

主要政策項目としては、「1. 社会システムおよび意識の変革」、「2. 経済的インセンティブを持って支援すべき政策課題」、「3. 新たな経済的手法」、「4. 政府および自由民主党が率先実行すべきこと」の4分野について12項目を提示。その中で、環境税に関しては、「温室効果ガスの排出を削減する経済的手法であるが、税制の抜本改革議論の中で、税制全体のグリーン化を図る観点から、更に広範な検討を行うこととする」としている。また、排出量取引については、「多くの検討すべき課題を乗り越えつつ、将来国際的な市場が発足する場合には、我が国も参加することとする」とした上で、「我が国の産業界、有識者等の意見を踏まえつつ、2010年から国内取引について準備的運用を開始する」とした。

自民党、政策トピックス「地球温暖化対策推進本部中間報告：最先端の低炭素社会構築に向けて - 来たるべき世代と地球のために -」（6月11日付）のページ：

<http://www.jimin.jp/jimin/seisaku/2008/pdf/seisaku-015.pdf>

<Carbon Tax Express> 2008年7月号（ナンバー 0044号）

【行政153】環境省・西尾事務次官、税制全体の中での環境税の検討に意欲

環境省の西尾哲茂事務次官は7月22日、事務次官就任会見において、税制全体の中での環境税の検討に意欲を見せた。西尾事務次官は、会見の冒頭に環境省が今日取り組まなければならない課題として、(1) 地球温暖化問題、(2) 循環型社会の形成、(3) 生物多様性の確保、(4) 人の健康の保護と密接な汚染防止問題、の4つの柱を掲げた。

その上で、地球温暖化問題に関しては、「コペンハーゲンまで世界の取組の枠組みを決める国際交渉、国内の対策の進展に全力を挙げる必要がある」との見解を述べた。また、環境税については、炭素への価格付けが重要だとした上で、「全体の税制などの中で、従来よりも大きな舞台で、非常に多くの方々の中で議論がなされることになりましたので、私どもも旗を降ろさず、炭素に値段をつけることを追求めつつ、環境税の問題について、どのような取組をしていったらいいのかということは、現在の事態に合わせて、今の担当局長とも相談をして、よくよく考えて対応して」いくとした。その他、西尾事務次官は、環境・経済社会に関する総合的な分析が必要だとして、「超スターン・レビューというか、それを超えるよ

うなものも、これから数年がかりで、経済社会の事柄と環境との分析をきちんとして、世の中に発信していくということも大事ではないか」と述べた。

環境省、大臣記者会見・談話等「事務次官会見要旨」（7月22日付）のページ：

http://www.env.go.jp/annai/kaiken/h20/j_0722.html

【行政154】政府、「低炭素社会づくり行動計画」を閣議決定・環境税についても言及

政府は7月29日、「低炭素社会づくり行動計画」を閣議決定した。本計画は地球温暖化対策推進本部（本部長：福田康夫内閣総理大臣）の了承を経て閣議決定されたもので、政策項目ごとの今後の取組みが示されている。日本の目標に関しては、「2050年までの長期目標として、現状から60～80%の削減を行う」とことと、中期目標として「来年のしかるべき時期に我が国の国別総量目標を発表する」ことを確認。「国全体を低炭素化へ動かす仕組み」では、「1. 排出量取引」、「2. 税制」、「3. 見える化」、「4. 環境ビジネス等に資金を流れやすくするための基準と仕組みの整備」の4項目を挙げた。

今秋からの試行実施を予定している排出量取引については、「既存の制度や企画中の制度を活用しつつ、できるだけ多くの業種・企業に参加してもらうことを念頭」に置き、「関係省庁から成る検討チームにおいて、2008年9月中を目途に試行的実施の設計の検討を進め、10月を目途に試行的実施を開始する」ことが明記され、試行実施の経験を活かしながら導入の際の条件や課題などを明らかにしていくことが示された。

税制では、「税制のグリーン化」と「地球環境税」についての記述がなされ、前者については「本年秋に予定している税制の抜本改革の検討の際には、道路財源の一般財源化後の使途の問題にとどまらず、環境税の取扱いを含め、低炭素化促進の観点から税制全般を横断的に見直し」とされた。後者については、革新技術開発や途上国支援のための財源としての制度のあり方について、「2008年度末を目途に一定の研究の成果を公表する」としている。

環境省、報道発表資料「第21回地球温暖化対策推進本部の開催結果と低炭素社会づくり行動計画の閣議決定について」（7月29日付）のページ：

http://www.env.go.jp/press/file_view.php?serial=11912&hou_id=10025

【行政155】政府、平成21年度概算要求基準を閣議了解

政府は7月29日、「平成21年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針」を閣議了解した。この中で道路特定財源制度に関しては、「道路特定財源等に関する基本方針（5月13日閣議決定）」に基づき、「平成20年の税制抜本改革時に廃止し平成21年度から一般財源化し、生活者の目線でその使い方を見直す」ことが確認された。見直しに伴う経費の取扱いは予算編成過程において検討するという。

また、概算要求基準では、緊急性や政策効果が特に高い事業等に対する経費として「重要課題推進枠」を新設し、基本方針2008で示された「低炭素社会の構築」等の重要課題に対して予算配分を行うとしている。

財務省、予算・決算「平成21年度予算」（7月29日付）のページ：

<http://www.mof.go.jp/jouhou/syukei/h21/h21top.htm>

【行政156】環境省、自民党環境部会で「来年度に向けた重点施策」を説明

「エネルギーと環境」（7月31日発行）によると、環境省は7月22日、同日開催された自民党環境部会において、来年度に向けた重点施策を説明し、「1. 低炭素社会・日本、低炭素世界の実現」、「2. 自然と人間が共生する社会の実現」、「3. 資源を繰り返し活かす社会の中での安全な暮らし」、「4. 安心して暮らせる安全で豊かな社会の実現」の4つの柱を示した。「1. 低炭素社会・日本、低炭素世界の実現」では、「排出量取引や環境税など炭素の価格づけと税制全体のグリーン化による市場メカニズムの活用」を掲げているという。

エネルギージャーナル社、「エネルギーと環境（NO. 2000）」（7月31日発行）

【行政157】環境省・経済産業省・国土交通省、環境関連部署の人事異動を発表

環境省、経済産業省、国土交通省は7月、環境関連部署での人事異動を発表した。各省ホームページと「エネルギーと環境」（7月17日、24日付）等によると、環境省では7月14日と22日の人事異動で、事務次官に西尾哲茂氏（前・総合環境政策局長）、地球環境審議官に竹本和彦氏（前・水・大気環境局長）、大臣官房長に南川秀樹氏（前・地球環境局長）、大臣官房審議官（総合環境政策局担当）に鈴木正規氏（前・財務省官房総括審議官）、総合環境政策局長に小林光氏（前・大臣官房長）、地球環境局長に寺田達志氏（前・東西センター）、水・大気環境局長に白石順一氏（前・水環境担当審議官）、自然環境局長に黒田大三郎氏（前・官房審議官）、総合環境政策局環境経済課長に石飛博之氏（前・地球環境戦略研究機関）が就任した。

経済産業省では同月11日付で、事務次官に望月晴文氏（前・資源エネルギー庁長官）、産業技術環境局長に鈴木正徳氏（前・原子力安全・保安院次長）、資源エネルギー庁長官に石田徹氏（前・産業技術環境局長）、産業技術環境局大臣官房審議官（地球環境問題担当）に有馬純氏（前・資源エネルギー庁大臣官房参事官（国際エネルギー交渉担当））、同局環境政策課長に田中繁広氏（前・通商政策局経済連携課長）、（新設）同局参事官（環境経済手法担当）に藤原豊氏（前・環境経済室長）が就任している。

国土交通省では7月4日付で、総合政策局環境政策課長に大塚洋氏（前・大臣官房広報課長）が就任した。

環境省、環境省のご案内「環境省幹部等職員名簿」（7月22日付）のページ：

<http://www.env.go.jp/guide/gyomu/meibo.pdf>

毎日新聞、人事・訃報「人事：環境省（22日）」（7月16日付）のページ：

<http://mainichi.jp/select/person/news/20080717k0000m060049000c.html>

経済産業省、経済産業省について「幹部」（7月29日付）のページ：

http://www.meti.go.jp/intro/data/index_leaders.html

毎日新聞、政治「人事：経済産業省 事務次官、望月氏が内定」（7月9日付）のページ：

<http://mainichi.jp/select/seiji/news/20080709ddm003010023000c.html>

国土交通省、国土交通省のご案内「国土交通省幹部名簿」（7月25日付）のページ：

<http://www.mlit.go.jp/annai/kanbu.pdf>

エネルギージャーナル社、「エネルギーと環境（No. 1998）」（7月17日発行）

エネルギージャーナル社、「エネルギーと環境（No. 1999）」（7月24日発行）

<Carbon Tax Express> 2008年8月号（ナンバー 0045号）

【行政158】環境省・税制改正要望、「環境税を含めた税制全般の横断的見直し」を明記

環境省は8月、平成21年度税制改正要望・概算要求を取りまとめた。税制改正要望では、地球温暖化対策のための税制のグリーン化として、「1. 環境税を含めた税制全般の横断的見直し（環境税、道路特定財源等）」、「2. 自動車の低公害化、低燃費化の推進」、「3. 自動車関係諸税の見直しによる低炭素車の普及拡大」、「4. 省エネ家電の普及促進のための税制」、「5. 省エネ住宅促進税制」等を要請。概算要求では、「国内排出量取引推進事業」や「太陽光発電等導入加速化事業」、「エコ住宅普及促進事業」等を盛り込んだ。

環境税については、「炭素排出に価格を付け、CO2に着目した課税とすることが効果的であるとの基本的考え方の下、これまで新税としての炭素税の創設を要望してきた」とした上で、低炭素化促進の観点から税制全般を横断的に見直すとした「低炭素社会づくり行動計画（平成20年7月29日閣議決定）」を踏まえ、「既存エネルギー関係諸税との関係や諸外国における取組の現状等を踏まえて、さらに、総合的な検討を進め、必要な措置を講ずる」とした。道路特定財源に関しては、「道路特定財源等に関する基本方針（平成20年5月13日閣議決定）」に従い、「課税によりCO2排出抑制に取り組む国際的な動向等を踏

まえて、全体として少なくとも現行の水準を引き下げないこととするなど、低炭素化促進の観点から検討を行う」としている。

また、自動車関係諸税については、「グリーン化をさらに進める観点からも、例えばCO2排出量を課税基準に組み込むこと、特例措置を設ける際にCO2排出量に応じた仕組みを組み込むこと等幅広く検討し、低炭素車普及促進のための税制措置を講じるとした。

環境省、重点施策・予算情報「平成21年度環境省重点施策」（9月1日付）のページ：

<http://www.env.go.jp/guide/budget/h21/h21juten-1.pdf>

【行政159】農林水産省・税制改正要望、環境税の税収使途に森林吸収源対策を明記するよう要請

農林水産省は8月、平成21年度税制改正要望と概算要求を公表した。税制改正要望では、森林吸収源対策推進のための税制措置として、「1. 地球温暖化対策を推進するため、既存の税制との関係等に考慮を払いながら、納税者の理解と協力を得つつ、環境税についての総合的な検討等を進めた上、必要な税制上の措置を講ずること」、「2. その税収の使途に森林吸収源対策を明確に位置付けること」の2点を求めた。

また、概算要求では資源・環境対策として、「1. 農林水産分野における地球温暖化対策の強化」、「2. 非食料原料による国産バイオ燃料生産拡大等バイオマス利活用の推進」、「3. 農林水産業における生物多様性保全の推進」を掲げている。

農林水産省、報道発表資料「平成21年度税制改正要望」（8月28日付）のページ：

<http://www.maff.go.jp/j/press/keiei/tyosei/080828.html>

農林水産省、「平成21年度農林水産予算概算要求の概要」（8月29日付）のページ：

http://www.maff.go.jp/j/budget/2009_2/index.html

【行政160】経済産業省・税制改正意見、環境税を「原油価格高騰の下で導入すべきか否かは、特に慎重な検討を要する」と指摘

経済産業省は8月、平成21年度の税制改正意見と概算要求を公表した。税制改正意見では環境税について、「国民に広く負担を求めることになるため、地球温暖化対策全体の中での具体的な位置付け、その効果、国民経済や産業の国際競争力に与える影響、諸外国における取組の現状などを踏まえて、国民、事業者などの理解と協力を得るように努めながら、真摯に総合的な検討を進めていくべき課題。ただし、現下の原油価格高騰の下で導入すべきか否かは、特に慎重な検討を要する」と記された。

また、道路特定財源の一般財源化に関しては、「道路特定財源等に関する基本方針（平成20年5月13日閣議決定）」に従って今年の税制抜本改革時に検討するとしている。その他、税制改正意見では、「1. 原材料価格高騰に対応した産業構造調整の促進」、「2. 自動車関係諸税のグリーン化」、「3. 省エネ住宅への住宅ローン減税の拡充」等が挙げられた。一方、概算要求では、革新的太陽光発電や先進型蓄電池、二酸化炭素回収・貯留（CCS）等の革新的技術開発の促進や自動車関係諸税のグリーン化等を盛り込んでいく。

経済産業省、「平成21年度経済産業省の概算要求等について」（8月27日付）のページ：

<http://www.meti.go.jp/topic/data/080827-0.html>

【行政161】国土交通省・概算要求、「道路特定財源等に関する基本方針」の具体化を確認

国土交通省は8月、平成21年度予算概算要求と税制改正要望を公表した。概算要求の中では、住宅・建築物や交通の省CO2対策推進等が盛り込まれ、道路特定財源の見直しについては、「平成20年5月13日に基本方針が閣議決定されたところであり、必要な検討を進め、基本方針の具体化を図る」とされた。

また、税制改正要望では、「1. 自動車グリーン税制の延長及び拡充（低公害車の取得に係る特例等）」、「2. 環境にやさしい鉄道の利用促進及び省エネルギーに資する旅客用新規鉄道車両に係る特例措置の延長」、「3. 都市の緑の創出に資する緑化施設に係る特別償却制度の創設及び固定資産税の課税標準の特例措置の延長」、「4. 住宅に係る省エネ改修促進税制の延長」等が挙げられている。

国土交通省、「平成21年度国土交通省関係予算概算要求概要について」（8月27日付）のページ：

http://www.mlit.go.jp/page/kanbo01_hy_000078.html

国土交通省、「平成 21 年度国土交通省税制改正要望・主要事項」（8 月 27 日付）のページ：

<http://www.mlit.go.jp/policy/21zeiseikaisei.html>

【行政 1 6 2】環境省、「グリーン税制とその経済分析等に関する専門委員会」を設置

環境省は 8 月 26 日、中央環境審議会総合政策・地球環境合同部会の下に「グリーン税制とその経済分析等に関する専門委員会」（委員長：東京大学大学院・神野直彦教授）を設置した。同委員会では、調査・分析の主な論点として、「1. 地球温暖化対策全体の中での具体的な位置付け」、「2. 原油価格の高騰等の経済状況下での課税の効果」、「3. 国民経済や産業の国際競争力に与える影響」、「4. 既存エネルギー関係諸税との関係」、「5. 諸外国における取組の現状」、「6. 関連する個別のグリーン税制との連携」の 6 点を挙げ、環境税を含めたグリーン税制の在り方等について検討を行うとしている。また、斉藤鉄夫環境大臣は同委員会について、「環境税の具体案を作るところまではお願いをしない」と同日コメントした。第 1 回会合は 9 月 3 日に開催予定。

「グリーン税制とその経済分析等に関する専門委員会」の委員は以下の通り。

天野明弘氏（神戸大学経営学部名誉教授・関西学院大学総合政策学部名誉教授・兵庫県立大学名誉教授）、植田和弘氏（京都大学大学院経済学研究科教授）、神野直彦氏（東京大学大学院経済学研究科教授）、中里実氏（東京大学大学院法学政治学研究科教授）、増井利彦氏（国立環境研究所社会環境システム研究領域統合評価研究室長）、諸富徹氏（京都大学大学院経済学研究科准教授）、横山彰氏（中央大学総合政策学部教授）、和気洋子氏（慶應義塾大学商学部教授）

環境省、報道発表資料「中央環境審議会総合政策・地球環境合同部会「グリーン税制とその経済分析等に関する専門委員会」第 1 回会合の開催について」（8 月 26 日付）のページ：

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=10098>

環境省、大臣記者会見・談話等「斉藤大臣記者会見録」（8 月 26 日付）のページ：

<http://www.env.go.jp/annai/kaiken/h20/0826.html>

【行政 1 6 3】斉藤環境大臣、就任会見で環境税や排出量取引などについて言及

斉藤鉄夫環境大臣は 8 月 2 日、福田改造内閣が同日発足したことを受けて就任会見を行い、環境税や温室効果ガス排出削減に向けた国内中期目標、道路特定財源等に関する自身の考えを述べた。環境税については、「基本的な考え方は私は賛成です」とコメントし、排出量取引との組み合わせの中で検討していく意向を示した。

また、排出量取引については、技術開発のインセンティブとなり結果的に日本の産業競争力の強化につながるとの見解を示した。温室効果ガス排出削減に向けた国内中期目標については、同氏が公明党・政務調査会長時代に掲げていた 2020 年までに 25%削減するとの目標を環境大臣として現段階で掲げることは控えるとして、今後の検討課題に留められた。その他、道路特定財源の一般財源化については、環境分野への予算獲得や自動車重量税の引き下げ等に努めるとしている。

また、吉野正芳環境副大臣は 8 月 5 日の就任会見で環境税について言及し、財源は森林対策を中心として省エネ対策や技術革新等に充当したいとの考えを示した。ただし、税収中立型とするか財源対策を中心とするかは今後の議論になるとしている。なお、環境大臣政務官には同月 6 日付で古川禎久氏が就任した。環境省、大臣記者会見・談話等「斉藤大臣記者会見録（平成 20 年 8 月 2 日（土）一般紙）」のページ：

<http://www.env.go.jp/annai/kaiken/h20/0802-1.html>

環境省、大臣記者会見・談話等「斉藤大臣記者会見録（平成 20 年 8 月 2 日（土）専門紙）」のページ：

<http://www.env.go.jp/annai/kaiken/h20/0802-2.html>

環境省、大臣記者会見・談話等「吉野副大臣就任会見録」（8 月 5 日付）のページ：

http://www.env.go.jp/annai/kaiken/h20/fuku_0805.html

首相官邸、「福田内閣・閣僚名簿等」（8 月 6 日付）のページ：

<http://www.kantei.go.jp/jp/meibotou.html>

【行政164】環境省・小林総合環境政策局長、環境税は「低炭素社会において勝ち馬に乗る人たちに応援」する仕組みとするとコメント

「エネルギーと環境」（8月7日発行）によると、環境省総合環境政策局長の小林光氏は7月末、会見で環境税に関する自身の見解を述べた。小林氏は環境税について、「価格効果により消費を抑制するとの考え方ではなく、低炭素社会において勝ち馬に乗る人たちに応援し、そういう人たちが報われる仕組みを考えたい。税収により歳入を増やすのではなく、相殺減税など民間の購買力を高める方向が考えられる」と述べ、排出量取引制度との関連等も踏まえながら今後検討していくとした。
エネルギージャーナル社、「エネルギーと環境（No. 2001）」（8月7日発行）

【行政165】環境省、「地球環境税等研究会」を設置

環境省は8月28日、地球環境税等のあり方について、国際的な議論や課題を研究するために「地球環境税等研究会」を設置した。地球環境税については、7月29日に閣議決定された「低炭素社会づくり行動計画」において、「先進国が中心となり、革新技術の開発や途上国の支援を共同して実施するための財源として、国際社会が連携した地球環境税の在り方についても、これまでの国際機関等での議論や様々な課題を含め研究し、2008年度末を目途に一定の研究の成果を公表する」こととしていた。第1回会合は9月5日に開催予定。「地球環境税等研究会」の委員は以下の通り。

植田和弘氏（京都大学大学院経済学研究科教授）、上村雄彦氏（千葉大学地球福祉研究センター准教授）、小川英治氏（一橋大学大学院商学研究科教授）、亀山康子氏（国立環境研究所地球環境研究センター主任研究員）、佐々木俊二氏（三井物産戦略研究所企画推進部研究フェロー）、高村ゆかり氏（龍谷大学法学部教授）、淵生吾氏（学習院大学法学部法学科准教授）、毛利勝彦氏（国際基督教大学教養学部教授）、和気洋子氏（慶応大学商学部教授）

環境省、報道発表資料「地球環境税等研究会（第1回）の開催について（お知らせ）」（8月28日付）のページ：

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=10107>

環境省、報道発表資料「第21回地球温暖化対策推進本部の開催結果と低炭素社会づくり行動計画の閣議決定について」（7月29日付）のページ：

http://www.env.go.jp/press/file_view.php?serial=11912&hou_id=10025

<Carbon Tax Express> 2008年9月号（ナンバー 0046号）

【行政166】環境省、中央環境審議会総合政策・地球環境合同部会「グリーン税制とその経済分析等に関する専門委員会」第1回会合を開催

環境省は9月3日、中央環境審議会総合政策・地球環境合同部会「グリーン税制とその経済分析等に関する専門委員会」（委員長：神野直彦・東京大学大学院教授）の第1回会合を開催した。同日の会合では、（1）専門委員会の運営、（2）地球温暖化対策の最近の状況、（3）環境税に関するこれまでの議論、について確認した上で、税制全体の中での環境税の位置づけなどを中心に当面の検討事項・論点について意見が交わされた。

なお、同委員会では今後10月を目途に専門委員会としての一定の成果を示した上で、その成果をもとに環境省が環境税を含めたグリーン税制についての具体案を取りまとめて要望し、政府・与党内の政策プロセスに反映させる予定。

環境省、中央環境審議会総合政策・地球環境合同部会「グリーン税制とその経済分析等に関する専門委員会」（9月3日付）のページ：

<http://www.env.go.jp/council/16pol-ear/y164-01a.html>

【行政167】経済産業省「経済社会の持続的発展のための企業税制改革に関する研究会」、中間論点整理で税制のグリーン化に言及

経済産業省経済産業政策局長の私的勉強会である「経済社会の持続的発展のための企業税制改革に関する研究会」（座長：井堀利宏・東京大学大学院教授）は9月16日、中間論点整理を公表した。本報告書の「改革全体の目指すべき姿と実現への道筋」の項目の中では、平成21年度税制改正における重要検討課題が確認されており、「道路特定財源の一般財源化」とともに、税制のグリーン化について、「本年秋に予定している税制の抜本改革の検討の際には、環境税の取扱を含め、低炭素化促進の観点から税制全般を横断的に見直し、住宅や自動車関連を中心に税制のグリーン化を進める」と記された。

経済産業省、報道発表「経済社会の持続的発展のための企業税制改革に関する研究会「中間論点整理」の公表について」（9月16日付）のページ：

<http://www.meti.go.jp/press/20080916010/20080916010.html>

【行政168】政府、「地球温暖化問題に関する懇談会・政策手法分科会」で国内排出量取引の試行実施に関する基本的な考え方を提示

政府は9月17日、「地球温暖化問題に関する懇談会・政策手法分科会」（座長：森嶋昭夫・財団法人地球環境戦略研究機関特別研究顧問）の第3回会合を開催し、国内排出量取引の試行実施に関する基本的な考え方を示した。同日の資料によると、試行実施では企業の自主的参加に基づき、実効性のあるルールの構築を図ることを制度の骨格としている。削減目標設定にあたっては、(1)企業が自主的に設定すること、(2)「排出量」に加えて「排出原単位」による目標設定も認めること、が示された。なお、試行実施については、「将来の義務的な排出量取引制度の導入を前提としたものではない」と明記されている。

また、ロイター通信（9月17日付）によると、同分科会の関澤秀哲委員（社団法人日本鉄鋼連盟環境・エネルギー政策委員会委員長）は、論点整理で示された「原単位目標を選択した企業等における活動量の扱い」について、「活動量を事業者は事前に約束することは不可能。（中略）原単位に目標年度の活動実績を乗じて事後的に清算すべき」との見解を述べたという。

首相官邸、会議等一覧「地球温暖化問題に関する懇談会・政策手法分科会（第3回）」（9月17日付）のページ：

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tikyuu/kaisai/dai03shuhou/03gijisidai.html>

REUTERS、ビジネス「国内排出量取引、企業の自主削減目標・排出原単位も認める＝政府原案」（9月17日付）のページ：

<http://jp.reuters.com/article/businessNews/idJJPJAPAN-33797420080917>

【行政169】環境省、自主参加型国内排出量取引制度（2006年度）の排出削減実績・取引結果を取りまとめ

環境省は9月9日、自主参加型国内排出量取引制度（2006年度）のCO₂排出削減実績と排出量取引の結果を公表した。2006年度は61社の目標保有参加者（排出削減を約束し、CO₂排出抑制のための補助金と排出枠の交付を受ける参加者）と12社の取引参加者（補助金と排出枠の交付はなく、排出枠の取引のみを行う参加者）が同制度に参加し、目標保有参加者61社すべてが当初の削減目標を達成した。

2007年度の1年間での削減量は、制度開始時に目標保有参加者が約束した排出削減予測量の合計（基準年度排出量の19%）を上回り、基準年比25%削減となった。また、排出量取引の結果は、(1)取引件数：51件、(2)取引量の合計：54,643t-CO₂、(3)平均取引単価：約1,250円/t-CO₂となった。なお、基準年度排出量とは参加時期の過去3年（2003～2005年度）の平均排出量で、61社の基準年度排出量は計1,122,593t-CO₂。

環境省、「自主参加型国内排出量取引制度（2006年度）の排出削減実績と取引結果について（お知らせ）」（9月9日付）のページ：

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=10152>

<Carbon Tax Express> 2008年10月号 (ナンバー 0047号)

【行政170】環境省、中央環境審議会総合政策・地球環境合同部会「グリーン税制とその経済分析等に関する専門委員会」第2～5回を開催

環境省は9月16日・30日、10月14日・31日、中央環境審議会総合政策・地球環境合同部会「グリーン税制とその経済分析等に関する専門委員会」（委員長：神野直彦・東京大学大学院教授）の第2～5回会合を開催した。

会合で議論があった論点は、原油価格の高騰等の経済状況下での課税の効果、諸外国における取組の現状、国民経済や産業が国際競争力に与える影響、既存エネルギー関係諸税との関係、そして、地球温暖化対策全体の中での具体的な位置付け、等である。同委員会は今後、専門委員会としての一定の成果を示した上で、その成果をもとに環境省が環境税を含めたグリーン税制についての具体案を取りまとめて要望し、政府・与党内の政策プロセスに反映させる予定。

環境省、中央環境審議会総合政策・地球環境合同部会「グリーン税制とその経済分析等に関する専門委員会」のページ：

<http://www.env.go.jp/council/16pol-ear/yoshi16-04.html>

【行政171】齊藤環境大臣、税収が中立する形での環境税導入を示唆

齊藤鉄夫環境大臣は10月17日、記者会見において、環境税について「新税として、又、増税になる形で環境税を認めて頂くというのはなかなか厳しい状況」であると述べ、道路特定財源の一般財源化の議論の中で環境税を位置づけ、税収中立での導入を目指す考えを示唆した。そして道路特定財源の一部を環境税に衣替えることは一つの有力案であるとの考えを述べた。

また同月10日に行われた会見では、自動車関連諸税を取得・保有・走行の3段階に簡素化し、保有部分については合理化すべき所があるとしている。また、税率を下げることについては「国際的な比較や環境という側面から考えてそれは無い」とし、「税率を維持したままでその中味を環境税化」することはあり得ると述べた。

環境省、大臣記者会見・談話等「齊藤大臣記者会見録」（10月17日付）のページ：

<http://www.env.go.jp/annai/kaiken/h20/1017.html>

環境省、大臣記者会見・談話等「齊藤大臣記者会見録」（10月10日付）のページ：

<http://www.env.go.jp/annai/kaiken/h20/1010.html>

<Carbon Tax Express> 2008年11月号 (ナンバー 0048号)

【行政172】中央環境審議会総合政策・地球環境合同部会「グリーン税制とその経済分析等に関する専門委員会「環境税等のグリーン税制に係るこれまでの議論の整理」の公表

環境省中央環境審議会総合政策・地球環境合同部会「グリーン税制とその経済分析等に関する専門委員会」は11月14日、環境税等のグリーン税制に係るこれまでの議論の整理を公表した。一連の議論で論点となったのは、(1)地球温暖化対策全体の中での具体的な位置づけ、(2)現在の経済状況下での課税の効果、(3)国民経済や産業の国際競争力に与える影響、(4)既存エネルギー関係諸税との関係、(5)諸外国における取組の現状、(6)関連する個別のグリーン税制も含めた全体的な在り方、以上6点である。

まず、同専門委員会は議論の整理として、京都議定書や中長期目標を見据えた地球温暖化対策の中で、環境税導入に向けた議論を積極的に進めていくべきとし、現在の経済状況下での課税の効果を示している。次に、環境税の国民経済や産業の国際競争力への影響について、影響は小さいが、税制の設計の仕方によってはさらに緩和することが出来るとした。

さらに、環境税と既存エネルギー関係諸税の関係について、地球温暖化対策の観点から道路特定財源の現行の税率水準を維持することが重要であるとしている。また、他の既存エネルギー関係諸税については、「地球温暖化防止を新たな目的に加えて使途を拡張していくこと、さらに、制度的には一般財源化しつつも環境への使途に優先的に配慮すること、といった様々なオプションも考えられる」との見方を示した。

最後に、関連する個別のグリーン税制も含めた全体的な在り方について、「環境税を含めて、税制全体のグリーン化を図っていくことが今後の大きな方向である」とした。

環境省、「中央環境審議会総合政策・地球環境合同部会 グリーン税制とその経済分析等に関する専門委員会「環境税等のグリーン税制に係るこれまでの議論の整理」の公表について（お知らせ）」（2008年11月17日付）のページ：

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=10427>

【行政173】環境省、09年度税制改正要望を公表

環境省は11月、中央環境審議会総合政策・地球環境合同部会グリーン税制とその経済分析等に関する専門委員会の議論を踏まえた09年度税制改正要望を公表した。同要望は、(1)環境税の案、(2)道路特定財源（暫定税率）等のエネルギー税制について、(3)個別税制のグリーン化から構成される。(1)について、税率は、炭素1トンあたりの税率を2,400円に設定。ただし、[ガソリン](#)・軽油については、揮発油税・軽油引取税等において環境課税することを前提に、課税対象としないこととしている。税収は、年間約3,600億円が見込まれるが、省エネ住宅、低燃費自動車の購入者に対する減税に充てるなど、「当面は極力増税とならないよう措置」を行う方針とした。(2)の道路特定財源に係る暫定税率については、「課税を通じて地球温暖化対策を推進する旨を明確にした上で、現行水準を維持すべき」と要望。さらに09年度の税制改正要望事項とは別として、温暖化対策の観点からエネルギー関係諸税のグリーン化を推進すべきとした。(3)については、自動車関連税制のグリーン化および省エネ住宅促進税制・新エネ設備促進税制の創設等を推進することを要望した。具体的に前者は、低公害車の取得に係る税率の軽減措置の延長・拡充などが提案されており、後者は、既存住宅の省エネ回収に係る所得税の軽減措置（ローン減税）の延長などが提案されている。

環境省、環境税の具体案（11月30日付）のページ：

<http://www.env.go.jp/policy/tax/know/0811/0811a.pdf>

【行政174】経産省事務次官、環境税は先送りにすべきとの考えを示す

望月晴文氏（経済産業省事務次官）は11月20日の会見にて、環境税について、「エネルギー価格の乱高下があって、セキュリティ問題や、それからエネルギー供給の効率性についての問題など、数多くの問題点が投げかけられているところで、今、環境税に特化してエネルギーについての議論をするということは大変困難」であるため、「引き続き検討課題」としたうえで、「（同議論よりも）先にやらなければいけないことはたくさんあるのではないのでしょうか」と、環境税の議論を先送りにすべきとの考えを明らかにした。

経済産業省、望月経済産業事務次官の次官等会議後記者会見の概要（2008年11月20日付）のページ：

http://www.meti.go.jp/speeches/data_ej/ej081120j.html

【行政175】政府税調、09年度税制改正に向けた答申を提出

政府税制調査会は11月28日、09年度税制改正に向けて取りまとめた答申を麻生首相に提出した。答申では、環境税については触れていないが、道路特定財源問題について、[ガソリン](#)税などはCO2排出減に重要な役割を果たしているとした。

asahi.com、減税・消費増税先送り容認 政府税調答申、景気に配慮（2008年11月28日付）のページ：

<http://www.asahi.com/politics/update/1128/TKY200811280250.html>

【行政176】与党、自動車重量税の優遇税制措置を検討へ

asahi.comの報道（11月29日付）によると、自民党は09年度税制改正に関し、低燃費車ユーザーなどに対する自動車重量税の優遇税制措置の検討に入った。景気後退による自動車販売を後押しすることの他、自動車重量税の引下げを主張する公明党への配慮が伺える。今後、自民党は12月中旬をめどに取りまとめを行う税制改正大綱に具体策を盛り込むことを目指し、調整を行う。尚、自動車重量税は、道路特定財源

の一つで、自動車検査証の交付等を受ける際に課税される国税である。同税について、自民党は今年の税制抜本改革時まで現行税率を維持する考えを示しているのに対し、公明党は税率引き下げを主張している。asahi.com、低燃費車など重量税軽減を検討 政府・与党（2008年1月29日付）のページ：
<http://www.asahi.com/politics/update/1129/TKY200811290282.html>

【行政177】平成20年度東京都税制調査会、答申を発表

東京都税制調査会は11月19日、平成20年第3回会合を開催し、答申を取りまとめた。同調査会は、地方税財政制度改革のあり方のうち道路特定財源について、「当面の道路特定財源の一般財源化に当っては、暫定税率を維持するとともに、税源移譲等で地方自治体の自主的な税財源を充実すべき」とし、「エネルギー関係諸税は、将来は環境税として再構築すべき。また、環境税は、地方税を主体とすべき」との見解を示している。さらに、環境税制改革について、「できるところから実施すべき。都独自の税制は、当面、課税に優先し、省エネ促進等の政策減税を検討すべき」と締めくくっている。

東京都、「平成20年度東京都税制調査会答申について」（2008年11月19日付）のページ：

<http://www.metro.tokyo.jp/INET/KONDAN/2008/11/40ibk200.htm>

産経ニュース、「CO2削減で減税 都税調が石原知事に答申へ」（2008年11月11日付）のページ：

<http://sankei.jp.msn.com/life/environment/081111/env0811110132000-n1.htm>

【行政178】神奈川県、炭素税導入へ調整

神奈川県地方税制等研究会は11月19日、地球温暖化対策における炭素税等導入の検討を行い、CO2排出量に応じて課税する炭素税の導入案のたたき台をまとめた。同案では、「ガソリンや灯油だけでなく、化石燃料を使って製造する電気やガスについても、料金に上乗せする形で、新税を徴収する」。これを受けて神奈川県は同税を独自に導入する方向で調整に入る。

神奈川県、「神奈川県地方税制等研究会」（2008年11月19日付）のページ：

<http://www.pref.kanagawa.jp/kenzei/kaikaku/kenkyuukai.htm#kenkyuukai>

日経ネット、「神奈川県が炭素税 法人・個人に導入へ調整」（2008年11月19日付）のページ：

<http://www.nikkei.co.jp/news/keizai/20081120AT3S1902719112008.html>

【行政179】神奈川県大和市、電力を動力とする車種における軽自動車税の全額免除を発表

神奈川県大和市の大木哲市長は10月30日、電力を動力とする車種について軽自動車税の全額免除を発表した。平成21年度4月1日現在で登録済み、あるいはそれ以降に新規登録された車種を対象に、時限的措置として平成21年度から5年間減免する。記者会見の参考資料である電気自動車推進方針の概要版（かながわ電気自動車普及推進協議会）によると、平成26年度までに県内3000台の電気自動車普及を目標として掲げている。

尚、同日付けのカナロコ（神奈川新聞ニュース）は、現在、大和市の軽自動車に対する税率は年間7200円/台で、市内の軽自動車の登録台数約18,000台のうち電気自動車数はゼロと説明している。

大和市、「臨時記者会見資料（2008.10.30）」（10月30日付）のページ：

<http://www.city.yamato.lg.jp/web/content/000023313.pdf>

カナロコ、「軽自動車税全額免除で電気自動車普及を/大和市」（10月30日付）のページ：

<http://www.kanaloco.jp/localnews/entry/entryxiiiioct0810815/>

【行政180】滋賀県知事、環境税について発言

読売オンラインの報道によると（2008年11月25日付）、嘉田由紀子氏（滋賀県知事）は11月24日、政策団体「地球環境イニシアティブ」主催のシンポジウム「太陽のエネルギーを使わないのはもったいない」にて、太陽エネルギーを推進するための財源として、環境税などの税財政制度が必要であると述べた。大津市内で開催された同シンポジウムでは、牛山泉氏（足利工業大学）と嘉田氏がパネリストとして参加し、太陽光発電などの活用を促進することなどについて議論した。

嘉田氏は、「太陽エネルギーを推進するための財源が必要」としたうえで、環境税の導入など、地方自治体が地域の実情に応じた環境施策を行えるような税財源制度が必要であると述べた。読売オンライン、太陽エネルギー活用を 大津でシンポ「環境税の導入必要」(008年11月25日付)のページ:

<http://www.yomiuri.co.jp/e-japan/shiga/news/20081125-OYT8T00031.htm>

【行政181】環境省、2007年度の温室効果ガス排出量の速報値を公表

環境省は11月12日、2007年度の温室効果ガス排出量の速報値をとりまとめた。同省によると、総排出量は、13億7,100万トンであった。この値は、京都議定書の規定による基準年(CO2、CH4、N2Oは1990年、HFCs、PFCs、SF6は1995年)の総排出量と比べて、8.7%上回ることを意味する。

さらに、2006年度の総排出量と比べると、エネルギー起源二酸化炭素について産業部門、家庭部門などからの排出量が増加したことなどにより、総排出量としては2.3%増加している。また、2006年度と比べて2007年度の排出量が増加した原因について、同省は、「原子力発電所の利用率の低下及び濁水による水力発電電力量の減少に伴い、火力発電電力量が大幅に増加し、電力排出原単位が悪化した影響が大きかった」としている。

環境省、「2007年度(平成19年度)の温室効果ガス排出量(速報値)について(お知らせ)」(2008年11月12日付)のページ:

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=10411>

<Carbon Tax Express> 2008年12月号(ナンバー 0049号)

【行政182】経済産業省、排出量取引の国内統合市場の試行的実施への企業等の参加申請結果を発表

経済産業省は12月15日、排出量取引スキームの国内統合市場の試行的実施への企業等の参加申請結果を発表した。経済産業省や環境省等は10月21日の地球温暖化対策推進本部決定に基づき、同日から12月12日まで試行実施への参加企業等の募集を行っていた。

その結果、(1)自ら目標を設定する「目標設定参加者」として446社、(2)専ら取引を行う「取引参加者」として50社、(3)国内クレジットの供給事業者として5社、合計で501の企業等から申請があった。その内「(1)目標設定参加者」には、エネルギー転換部門から電気事業9社・石油精製業8社・都市ガス業4社、産業部門から鉄鋼業74社(鉄鋼連盟は業界単位で申請)・化学工業41社・製紙産業12社・セメント産業11社・電気電子産業16社・自動車製造業58社(自動車工業会として業界単位で申請)・ゴム工業21社・その他43社、業務部門からコンビニエンスストア業3社・商社10社・その他7社、等が参加することとなった。

尚、試行排出量取引スキームでは、事業所・個別企業・複数企業(企業グループ)での参加が認められ(「業界団体を構成する企業全体」での参加は原則不可)、対象ガスはエネルギー起源CO2、「参加者(目標設定参加者)が目標を自主的に設定する」とこととされている。目標は、排出総量目標又は原単位目標のいずれも選択可能で、その達成には(1)同スキーム参加者の排出枠、(2)国内クレジット(京都議定書目標達成計画に基づき、中小企業や森林バイオマス等に係る削減活動による追加的な削減分として創出されるクレジット)、(3)京都クレジットの活用、が可能とされている。

経済産業省、報道発表「排出量取引の国内統合市場の試行的実施に係る集中募集期間(10月21日~12月12日)における企業等の参加申請結果について」(12月15日付)のページ:

<http://www.meti.go.jp/press/20081215008/20081215008.html>

経済産業省、「試行排出量取引スキームへの参加申請企業等」(12月13日付)のページ:

<http://www.meti.go.jp/press/20081215008/20081215008-2.pdf>

経済産業省、「目標設定参加者」(12月13日付)のページ:

<http://www.meti.go.jp/press/20081215008/20081215008-3.pdf>

経済産業省、「排出量取引の国内統合市場の試行的実施について」(10月22日付)のページ:

http://www.meti.go.jp/press/20081022001/02_siryu01.pdf

日本鉄鋼連盟、ニュースリリース「排出量取引の国内統合市場への試行的実施への参加申請について」（12月12日付）のページ：

<http://www.jisf.or.jp/news/topics/081212.html>

【行政183】齊藤環境大臣、与党税制大綱の税制のグリーン化についての記述を大きな前進と評価

齊藤環境大臣は12月16日、記者会見で与党税制大綱における税制グリーン化についての記述を大きな前進と評価した。その理由として「環境税の検討を含め、低炭素化を思い切って促進する観点から、税制全体のグリーン化を推し進める旨の力強いメッセージが盛り込まれた」ためとしている。

また、「税制のグリーン化を推進する」という言葉が、中期プログラムの基本骨格となる税制抜本改革の全体像の中に一項目含まれたことも意義深いとし、大綱において税制のグリーン化を進めるという意気込みが見られると評価している。

また同記者会見では、排出量取引の試行で参加企業が501社となったことについて齊藤大臣は、産業界の排出量の7割をカバーする企業がに入ったものの、中小企業も参加する必要があるとの見解を示した。

環境省、大臣記者会見・談話等「齊藤大臣記者会見録（平成20年12月16日（火））」のページ：

<http://www.env.go.jp/annai/kaiken/h20/1216.html>

【行政184】政府、平成21年度予算政府案を閣議決定

政府は12月23日、平成21年度予算政府案を閣議決定した。「国土交通省予算、環境省予算（2）」によれば、環境省予算は平成20年度の1,285億円から1,321億円に増加。このうち地球温暖化関係予算では、低炭素社会の基礎作りの費用として10.0億円、国内排出取引推進事業（国内統合市場のインフラ整備等）に25億円を計上、京都メカニズムクレジット取得事業には平成20年度の161億円から217億円に増加されるなどした。

「平成21年度予算のポイント」によれば、平成21年度から廃止される道路特定財源については、一般財源化に際して新たに創設される地域活力基盤創造交付金（仮称）から一部削減し社会保障再現に600億円拠出されることが決定。「平成21年度公共事業予算のポイント（政府案）」の中で参考係数として示された数値によれば、これまでの道路特定財源に当たる税収として、揮発油税・石油ガス税（国分）・自動車重量税（国分の約8割）で31,416億円が見込まれる。この税収に対し、道路整備費16,645億円・地域活力基盤創造交付金（仮称）8,000億円（関連インフラ、ソフト事業にかかる費用1,400億円以外の部分）・無利子貸付（道路財特法第6条）1,000億円・高速料金引下げ等（道路財特法第7条）2,045億円の合計27,690億円が歳出される予定。

「平成21年度予算のポイント 経済産業省予算 ODA（政府開発援助）」によれば、エネルギー対策特別会計の歳出の内、低炭素社会の実現のための費用として、新エネ・省エネ導入支援補助に1,132.3億円・エネルギー革新技術開発に788.7億円が計上された。エネルギー対策特別会計の税収は石油石炭税から5,100億円・電源開発促進税から3,510億円が見込まれるとし、税収繰入および余剰金などの調整を経て、エネルギー需給勘定に5,241億円・電源開発促進勘定に3,499億円歳出される予定。

この他、地方公共団体が雇用創出・地域活性化施策などに使える地方交付税が1兆円増額される事となった。

財務省、平成21年度予算「平成21年度予算政府案」のページ：

<http://www.mof.go.jp/seifuan21/yosan.htm>

財務省、平成21年度予算「平成21年度予算のポイント」（12月24日付）のページ：

<http://www.mof.go.jp/seifuan21/yosan001.pdf>

財務省、平成21年度予算「国土交通省予算、環境省予算（2）」のページ：

<http://www.mof.go.jp/seifuan21/yosan014-7b.pdf>

財務省、平成21年度予算「平成21年度公共事業予算のポイント（政府案）」のページ：

<http://www.mof.go.jp/seifuan21/yosan014-8a.pdf>

財務省、平成 21 年度予算「平成 21 年度予算のポイント 経済産業省予算 ODA（政府開発援助）」のページ：

<http://www.mof.go.jp/seifuan21/yosan014-3.pdf>

【行政 185】政府税調、平成 21 年度の税制改正に関する答申で環境税を検討課題の一つとして掲載

政府税制調査会は 11 月 28 日、「平成 21 年度の税制改正に関する答申」を発表した。この中の「(3) 税制抜本改革の方向性について」で、「環境税を含む低炭素化の促進に資する税制のあり方」がさらに議論を深めていくとする項目の一つに挙げられた。

政府税制調査会、「平成 21 年度の税制改正に関する答申（平成 20 年 11 月）」（11 月 28 日付）のページ：

<http://www.cao.go.jp/zeicho/tosin/pdf/201128a.pdf>

【行政 186】中央環境審議会、環境基本計画の進捗状況の第 2 回点検結果で税制のグリーン化を取り組むべき課題に位置づけ

環境省は 12 月 18 日、中央環境審議会により作成された環境基本計画の進捗状況の第 2 回点検結果「第三次環境基本計画の進捗状況・今後の政策に向けた提言について」を発表した。

本報告の地球温暖化問題に対する取組では、低炭素社会づくり行動計画を踏まえ、(1) 太陽光発電について、大胆な導入支援策や新たな料金システムの検討等を行うこと、(2) 排出量取引の国内統合市場の試行的実施について、できるだけ多くの業種・企業の参加を得、その評価を次の政策に結びつけていくこと、(3) 環境税の取扱いを含め、税制のグリーン化を進めること、などが課題として位置づけられた。

環境省、報道発表資料「環境基本計画の進捗状況の第 2 回点検結果について」（12 月 18 日付）のページ：

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=10571>

中央環境審議会、「第三次環境基本計画の進捗状況・今後の政策に向けた提言について」のページ：

http://www.env.go.jp/press/file_view.php?serial=12668&hou_id=10571

【行政 186】産構審・中環審、「2008 年度 自主行動計画 評価・検証結果及び今後の課題等（案）」を発表、意見募集を実施

産業構造審議会環境部会地球環境小委員会と中央環境審議会地球環境部会自主行動計画フォローアップ専門委員会は 12 月 3 日、「2008 年度 自主行動計画 評価・検証結果及び今後の課題等（案）」を発表した。2007 年度の CO2 排出量の推移は、「原子力発電所の設備利用率低下等の影響による電力部門の排出量の増加及び好景気による生産量の増加」により全体として 1534.7 万 t 増加した。部門別 CO2 排出量ではエネルギー転換部門で 8,478.6 万 t（2006 年度 7,817.0 万 t、基準年 6,298.4 万 t）、産業部門で 37,181.7 万 t（2006 年度 36,402.1 万 t、基準年 37,475.5 万 t）、業務部門で 1,588.4 万 t（2006 年度 1,494.9 万 t、基準年 924.9 万 t）となった。

評価・検証は、(1) 目標未達成業種の目標達成の蓋然性向上（京都メカニズムクレジットの活用を含む）、(2) CO2 排出量も併せた目標設定、(3) 温対法との関係、(4) 目標達成業種の目標引上げ、の視点から行われた。「(1) 目標未達成業種の目標達成の蓋然性向上」については、電力・鉄鋼業界から京都メカニズムクレジット活用量の積み増し（電気事業連合会は約 1 億 2,000 万 t から約 1 億 9,000 万 t、鉄鋼連盟は約 4,400 万 t から約 5,900 万 t）と、その他 10 業種（日本ガス協会、日本自動車部品工業会、日本産業車両協会、電機・電子 4 団体、日本工作機械工業会、日本建設機械工業会、日本産業機械工業会、セメント協会、日本貿易会、日本 LP ガス協会）から京都メカニズムクレジット活用の可能性が表明された。

また、「(2) CO2 排出量も併せた目標設定」については、「新規に CO2 排出量を目標指標として設定した業種はみられなかった。」との事。

電子政府の総合窓口、「「2008 年度 自主行動計画評価・検証 結果及び今後の課題等（案）」に対する意見募集の実施について」（12 月 3 日付）のページ：

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=Pcm1030&btnDownload=yes&hdnSeqno=0000046080>

<Carbon Tax Express> 2009年1月号 (ナンバー 0050号)

【行政187】経済産業省、国内クレジット（CDM）制度に関するイベント等の開催を予定。国内クレジットのサイトがオープン

2008年10月21日から募集を開始した「国内クレジット制度」の普及等を目的に、排出削減技術を保有する大企業等と排出削減事業を行いクレジットを創出する中小企業等によるビジネスマッチング（商談会）イベントを2月19日から大阪、名古屋、東京、札幌、福岡で開催される（各会場によって開催日が異なる）。各会場において、国内クレジット制度登録審査機関による排出削減事業計画の簡易チェックサービス、経済産業省（産業技術環境局）による国内クレジット制度の概要説明も行われる。

また、経済産業省は、平成20年度第1次補正予算として、国内クレジット制度に係るソフト支援を実施しており、国内クレジット制度の活用が期待される中小企業等を対象に、国内クレジット認証委員会への提出に向けた「排出削減事業計画」の無料作成支援、計画を提出した際に必要な審査費用の半額支援を内容としたソフト支援を実施中である。既に、同支援の実施機関として、8団体・企業を選定している。そのうちの1団体である日本商工会議所が傘下の各地の商工会議所において、「国内クレジット制度及びソフト支援事業説明会」を開催する。なお、国内クレジット制度（国内排出削減量認証制度）WEBサイトがオープンした（<http://jcdm.jp/>）。

経済産業省、ニュースリリース「国内クレジット制度の普及のための「ビジネスマッチングイベント」及び「予算支援説明会」の開催について」（1月29日付）のページ：

<http://www.meti.go.jp/press/20090129001/20090129001-1.pdf>

経済産業省、「CDM・JIプロジェクト政府承認審査結果について」（1月20日付）のページ：

<http://www.meti.go.jp/press/20090120001/20090120001.html>

【行政188】環境省、平成20年度オフセット・クレジット（J-VER）創出モデル事業の採択について公表。オフセット・クレジット登録簿の口座開設集中受付を開始。

環境省は、カーボン・オフセットの取組を普及・促進するため、平成20年11月14日にオフセット・クレジット（J-VER）制度を創設。これは、国内のプロジェクトにより実現された温室効果ガス排出削減・吸収量をカーボン・オフセットに用いることのできるオフセット・クレジット（J-VER）として認証する制度である。

2008年11月14日～12月5日に、制度を活用して市場ニーズの高いオフセット・クレジットを創出するプロジェクトのアイデアをモデル事業として募集。34件の応募があり、化石燃料から間伐材由来木質バイオマスへのストーブ燃料代替、小水力発電による系統電力代替、廃食油由来のバイオマス燃料製造などを含めた6種類のプロジェクト（案件数9件）の採択が決定された。

また、オフセット・クレジット（J-VER）登録簿の必要性が指摘されるなか、オフセット・クレジット登録簿の口座開設手続きが整えられた。社団法人 海外環境協力センターで、1月14日（水）より2月2日（月）までの間、内国法人（日本国内に本店又は主たる事務所を有する法人）、国（政府）、地方公共団体を対象に、オフセット・クレジット（J-VER）登録簿口座の開設申請集中受付が行われる。集中受付分の口座開設作業終了後は、随時受付を開始する予定。随時受付の開始は、気候変動対策認証センターのホームページにて案内。オフセット・クレジット（J-VER）登録簿口座の開設申請手続きの申請書は、気候変動対策認証センターのサイト <http://www.4cj.org/> よりダウンロードが必要。オフセット・クレジット（J-VER）制度については、下記サイトをご参照ください。

環境省サイト

http://www.env.go.jp/earth/ondanka/mechanism/carbon_offset.html

気候変動対策認証センター（事務局：社団法人海外環境協力センター）サイト

<http://www.4cj.org/jver/index.html>

環境省、報道発表資料「平成 20 年度オフセット・クレジット(J-VER)創出モデル事業の採択について（お知らせ）」（1月13日付）のページ：

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=10634>

社団法人 海外環境協力センター、プレスリリース「環境省オフセット・クレジット（J-VER）制度におけるオフセット・クレジット（J-VER）登録簿口座の開設申請（集中受付）について（お知らせ）」（1月13日付）のページ：

<http://www.oecc.or.jp/pdf/OECCpressH210113.pdf>

【行政189】環境省、2009年度京都議定書目標達成計画関係予算案を公表

2009年度京都議定書目標達成計画関係予算案がまとまった。関係予算案の額は、1. 「京都議定書6%削減約束に直接の効果があるもの」が5,385億円、2. 「温室効果ガスの削減に中長期的に効果があるもの」が3,446億円、3. 「その他結果として温室効果ガスの削減に資するもの」が2,716億円、4. 「基盤的施策など」が651億円となった。

1. 「京都議定書6%削減約束に直接の効果があるもの」5,385億円のうち、京都メカニズムクレジット取得事業費は、経済産業省と環境省をあわせて433億円であった。他にも環境省の国内排出量取引推進事業が25億円、経済産業省の国内排出削減量認証制度基盤整備事業が8億円であった。

環境省、報道発表、「平成 21 年度京都議定書目標達成計画関係予算案に含まれる主な予算」（1月28日付）のページ：

http://www.env.go.jp/press/file_view.php?serial=12900&hou_id=10702

環境省、報道発表添付資料「府省別の平成 21 年度予算案」（1月28日付）のページ：

http://www.env.go.jp/press/file_view.php?serial=12899&hou_id=10702

環境省、報道発表添付資料「平成 21 年度京都議定書目標達成計画関係予算案について（お知らせ）」（1月28日付）のページ：

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=10702>

【行政190】環境省、日本版グリーン・ニュー・ディールに関するアイデアを募集

環境省は1月16日、「緑の経済と社会の変革」（日本版グリーン・ニュー・ディール）に関するアイデアの募集を開始した。同構想は斉藤環境大臣が1月6日に提案したもので、エコ改造（社会資本の変革）、エコグッズ（消費の変革）、エコファイナンス（投資の変革）を通じて、「景気回復・雇用創出と地球温暖化など環境問題の解決を同時に実現する」ことを目的としている。募集期間は2月16日（月）までとされている。

環境省、「緑の経済と社会の変革（日本版グリーン・ニュー・ディール）に関するアイデア・ご意見の募集について」（1月16日付）のページ：

<http://www.env.go.jp/guide/info/gnd/>

【行政191】政府、「経済財政の中長期方針と10年展望」を閣議決定

政府は1月19日、「経済財政の中長期方針と10年展望」を閣議決定した。冒頭部分では日本がこれから目指す姿を「強く明るい日本」と表現し、その実現に向けて（1）「不安の連鎖」の阻止、（2）「安心」の強化と責任財政の確立、（3）潮流変化を先取りする成長政策、という「3段階の政策を同時平行で取り組む」としている。

「第2章 経済社会の将来展望」では、低炭素社会・人材最大活用社会・質の高い消費社会・新たな金融モデルの構築・世界経済をリードするアジアの新時代、という5つの観点から、今年春を目途に将来展望とそれへ向けた「シナリオ」の策定を行う事が示された。この中で低炭素社会については、環境分野を一大産業として国内外に新たな需要を生み出すために、固有技術・製品の開発を行うと共に、「CO2等の環境負荷を減らすことが利益につながり、環境配慮が進むように、広い意味でのインフラ、制度、社会システム、ビジネスモデル等を一挙に転換する必要がある」としている。

首相官邸、主な報告書・答申等「経済財政の中長期方針と10年展望について」（1月19日付）のページ：
<http://www.kantei.go.jp/jp/kakugikettei/2009/090119keizaizaisei.pdf>

【行政191】中期目標検討委員会、2020年までの温室効果ガス削減目標についての複数のモデル仮分析結果を発表

地球温暖化問題に関する懇談会中期目標検討委員会は1月23日、第3回会合を開き2020年までの温室効果ガス削減目標についての複数のモデル仮分析結果を発表した。asahi.com（1月24日付）が伝える所によれば、提示された複数案のうち次の4案に議論が集中。（1）1990年比で6%増（「長期エネルギー需給見通し」の努力継続ケース）、（2）同4%減（「長期エネルギー需給見通し」の最大導入ケース）、（3）同15%減（先進国全体で25%削減を行うとした場合の削減コストを各国平等にしたケース）、（4）同25%減（日本が独自に削減を目指すケース）。仮分析は、国立環境研究所、地球環境産業技術研究機構（RITE）、日本エネルギー経済研究所によって行われた。

これらに対し斉藤環境大臣は1月27日の記者会見の中で「想像以上に負の方向に大きな広がりがあるものが出てきた」と感想を述べている。また、15%削減については一つの選択肢になるとしつつも、日本が世界の中でリーダーシップを取るためには「そのような数字で良いのか」と疑問を呈した。

首相官邸、会議等一覧「地球温暖化問題に関する懇談会中期目標検討委員会（第3回）」（1月23日付）のページ：

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tikyuu/kaisai/dai03tyuuki/03gijisidai.html>

asahi.com、「温室効果ガス削減、中期目標4案 90年比6%増～25%減」（1月24日付）のページ：

<http://www.asahi.com/eco/TKY200901230438.html>

環境省、大臣記者会見・談話等「斉藤大臣記者会見録（平成21年1月27日（火））」のページ：

<http://www.env.go.jp/annai/kaiken/h21/0127.html>

【行政192】環境省、地球環境税等研究会（第3回）を2月4日に開催

環境省は1月20日、地球環境税等研究会（第3回）を2月4日に開催することを発表した。同研究会は、2008年7月に閣議決定された「低炭素社会づくり行動計画」に基づき設置され、第1回・第2回では地球環境税等の背景・経緯・あり方等について議論がなされてきた。第3回では、気候変動枠組条約第14回締約国会議（UNFCCC-COP14）等の報告、専門家ヒアリングの結果、報告書骨子案等が議題となっている。

尚、ここでの「地球環境税」とは、国際連帯税等の考え方にに基づき、「気候変動対策（途上国支援や技術開発等）に将来的に必要な巨額の資金の財源として提唱されつつあるもの」とされている。

環境省、報道発表資料「地球環境税等研究会（第3回）の開催について（お知らせ）」（1月20日付）のページ：

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=10665>

【行政193】国土交通省、交通分野における地球環境・エネルギーに関する大臣会合開催

国土交通省は、平成21年1月14日～16日に「交通分野における地球環境・エネルギーに関する大臣会合」を開催した。世界の交通分野CO2排出量の約7割をカバーする主要国の交通担当大臣が、気候変動・大気汚染問題について交通分野全体の取組を議論し、政治的メッセージがはじめて発信された。大臣宣言では、長期ビジョンとして「低炭素・低公害交通システムの実現」を目指して各国が強調して取り組むことで一致。各国による国内交通対策強化、国際航空・国際海運分野の取組促進、各国・機関間の対話の継続と連携強化などを柱とした大臣宣言が採択された。

週刊「エネルギーと環境」No2023（2009年1月22日）によると、30の国・機関の官僚らが出席したが、当初参加予定であった中国からの出席はなく、共同宣言では、国際空港課税などの重要テーマについて踏み込む内容は盛り込まれなかったという。

国土交通省、報道発表資料「大臣会合の成果」（1月16日付）のページ：

<http://www.mlit.go.jp/common/000031002.pdf>

国土交通省、報道発表資料「交通分野における地球環境・エネルギーに関する大臣会合（1月16日付）のページ：

http://www.mlit.go.jp/report/press/sogo05_hh_000007.html

週刊「エネルギーと環境」No2023（2009年1月22日）「交通分野CO2削減への初の閣僚会合、国際空港課税等先送り」

<Carbon Tax Express> 2009年2月号（ナンバー 0051号）

【行政194】神奈川県地方税制等研究会、神奈川県独自の地方炭素税案を発表

神奈川県地方税制等研究会は2月5日、第42回研究会を開催し、神奈川県独自の地方炭素税「かながわ地球環境税（仮称）」案を発表した。たたき台としての案は2種類提示され、これらは課税対象に自動車燃料・航空燃料を含めるかどうかで異なっている。税率は1,600-2,400円/炭素トンで、灯油は税率を2分の1軽減、電気・都市ガス・自動車燃料以外のLPガスは免税または基礎控除制度を設置、鉄鋼の還元用石炭は非課税とされた。課税方法は、（1）ガソリン・軽油・LPガス・灯油は購入時に販売業者による特別徴収等、（2）電気・都市ガスは使用時に事業者による特別徴収等、（3）重油・石炭などは使用時に一定規模以上の使用等をする事業者による申告納付とされた。基本的仕組みとしては、すべての法人に超過課税を行い、CO2排出量が一定未満（例えば年間のエネルギー消費量が1,500kl未満）で、且つ一定の削減努力が客観的に認められる事業者には軽減税率（原則として引き上げ前の税率）を適用。税收用途には、地球温暖化対策などが有力な選択肢に挙げられた。同研究会は環境税（炭素税）について、現在試行中の国内排出量取引制度とは補強・補完関係にあり、「幅広い部門・事業者に対して公平に課税することができ、あらゆる主体の経済合理性に沿った排出抑制などを誘発する仕組み」としている。

また、導入の意義の一つに「フロントランナーとしての意義」を掲げており、環境税（炭素税）は本来国レベルで導入されるべきであるが、それが進まない状況において、導入論議を促進させる意味もあるとしている。

尚、次回の神奈川県地方税制等研究会は3月18日に開催予定とされており、議題は炭素税等導入の検討その他、傍聴は10席可能（3月10日までに応募）との事。

神奈川県、第42回「神奈川県地方税制等研究会配付資料一覧」（2月5日付）のページ：

<http://www.pref.kanagawa.jp/kenzei/kaikaku/kenkyuukai/42kai/42shiryou.html>

神奈川県、「審議会等の会議開催予定」のページ：

<http://www.pref.kanagawa.jp/kenzei/kaikaku/kenkyuukai/43kai/43yoshiki1-2.htm>

【行政195】東京都、温室効果ガス総量削減義務と排出量取引制度に関する具体案等を発表・パブコメを実施

東京都は2月10日、温室効果ガス総量削減義務と排出量取引制度に関する具体案等を発表した。東京都は昨年6月に「東京都環境確保条例」の改正を行った際に、総量削減義務と排出量取引制度の導入を決めており、今回は第1計画期間（2010～2014年度）における削減義務率の案としている。総量削減義務対象となる事業所は、前年度の燃料・熱・電気の使用量が3年度連続して原油換算1,500kl以上の事業所で、基本的には建物・施設単位で指定される（特定地球温暖化対策事業所）。基準排出量は事業者が2002～2007年度のいずれか連続する3カ年度から選択でき、削減計画期間（2010～2014年度）の平均で削減義務量の達成が目指される。

その達成に当たり事業者は、（1）自ら削減、（2）排出量取引、の2つの方法が認められる。総量削減義務対象ガスはエネルギー起源CO2で、排出量報告の対象ガスは6ガス（CO2、CH4、N2O、PFC、HFC、SF6）とされた。総量削減義務の対象とならないガスの削減量は取引には用いられないものの、その事業所の削減義務には利用可能とされた。事業所の削減義務率は3区分に分けられており、（1-1）業務部門に該当する事業所（オフィスビル、官公庁庁舎、商業施設等）と地域冷暖房施設が8%削減、（1-2）業務部門に該当する事業所のうち、全エネルギー使用量に占める地域冷暖房から供給されるエネルギーの割合が20%以

上の事業所が6%削減、(2)区分1-1、区分1-2以外の事業所(産業部門に該当する工場、上下水施設、廃棄物処理施設等)が6%削減、とされた。これらのうち「知事が定める基準」に適合すると認められる優良特定地球温暖化対策事業所(トップレベル事業所)は、削減義務率が半減される。

排出量取引において取引対象となるのは4種類で、(1)対象事業所が義務量を超えて削減した量(基準排出量の2分の1まで移転可。上限なしで削減義務に利用可)、(2)都内中小規模事業所の省エネ対策による削減量(上限なしで削減義務に利用可)、(3)都外の事業所の省エネ対策による削減量(削減義務量の3分の1までの割合で知事が別途定める量を上限として、削減義務に利用可)、(4)グリーンエネルギー証書等(再生可能エネルギー利用による削減量は、その他の場合における電気の使用量の削減より1.5倍大きく換算。上限なしで削減義務に利用可)、とされた。

削減義務の実行性確保のための措置として、削減計画期間後の1年間(2015年度)を整理期間として設けおり、削減義務未達成の事業所は、この間に不足量の最大1.3倍を取引により取得。これが違反される場合、罰金50万円や違反事実の公表等が課せられる。

東京都はこの他、地球温暖化対策報告書制度・地域におけるエネルギー有効利用計画制度・建築物環境計画書制度に関する具体案も発表しており、2月10~28日までの間、総量削減義務と排出量取引制度を合わせた4事項についてパブリックコメントを実施した。

東京都、「「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の改正に基づく新たな制度の重要事項」に対する意見募集について」(2月10日付)のページ:

<http://www2.kankyo.metro.tokyo.jp/sgw/pubcome.htm>

【行政・企業196】「排出量取引試行協議会」が来月にも設立総会を開き、本格的に始動

「排出量取引試行協議会」が来月にも設立総会を開き、本格的に始動する。政府及び日本経団連、日本商工会議所が運営。国内排出量取引の試行実施の普及、課題抽出、情報交換などを行う組織で、企業と政府の関係者から成る。予定会員数は1,103社・団体。

2月12日の首相主導の「第7回地球温暖化問題に関する懇談会」では、会長が東京電力の勝俣恒久会長となったことについて報告された。勝俣氏は同懇談会のメンバーでもある。「排出量取引試行協議会」は、参加企業等にアンケート調査を行った上で、制度についての中間的レビューを行う。中間レビューの内容は、参加企業の目標設定状況の評価、参加者拡大に向けた課題整理・制度改善の検討、価格指標の示し方など取引の活性化に向けた環境整備、排出枠・クレジットの会計処理、税務処理の在り方について、が予定されている。

排出量取引の試行的実施には、2月10日までの時点で528社からの参加申請が集まった。この528社で産業界のCO2排出量の7割以上をカバーしている。

首相官邸、「第7回地球温暖化問題に関する懇談会」(2月12日付)のページ:

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tikyuu/kaisai/dai07/07gijiyousi.pdf>

首相官邸、「「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」の参加申請の受付について」(2月12日付)のページ:

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tikyuu/kaisai/dai07/07siryou2.pdf>

【行政197】環境省、「諸外国における排出量取引の実施・検討状況」を紹介、公表

環境省は2月19日、諸外国における排出量取引の実施・検討状況 米国、EU、その他の国の排出量取引に対する取組状況をまとめた「諸外国における排出量取引の実施・検討状況」を環境省Webサイト内で紹介、公表した。また、補足資料として、各国・地域の取組に関するより詳細な資料も掲載している。

諸外国での排出量取引制度に関する検討状況として、オバマ新大統領のスタンス(環境・エネルギー)、連邦議会における主な排出量取引制度関連法案の概要、リーパーマン・ウォーナー法案の概要、米国の企業の動き、州レベルの動き、シカゴ気候取引所(CCX)など米国の排出量取引制度導入の検討状況が詳細に説明されている。

また、EU-ETS の状況、ニュージーランドの森林部門の 2008 年から排出量取引制度導入、カナダ、豪州の排出量取引制度の導入の検討状況、EU 主要国、米及びカナダの数州、ニュージーランド等による国際炭素行動パートナーシップ (ICAP) の創設、国際的にリンクのためのルール作りについても紹介されている。環境省、「諸外国における排出量取引の実施・検討状況」(2月19日付)のページ:

<http://www.env.go.jp/earth/ondanka/det/os-info/jokyo.pdf>

環境省、諸外国における排出量取引の実施・検討状況のページ:

<http://www.env.go.jp/earth/ondanka/det/os-info/index.html>

【行政198】バイオマスタウンでCO2クレジット化検討・3月中にも集約

週刊エネルギーと環境(2月19日付)によると、農水省のバイオマスタウン加速化戦略委員会は、バイオマス利用拡大機運を踏まえ、事業の具体化と新規計画策定への後押しを審議している。現在戦略のまとめを行っており、そこでは、CO2国内排出量取引のクレジット制度を活用する新たなバイオマス事業化資金の誘導策等を打ち出す見込みである。

2月3日の委員会に事務当局がまとめた骨子案には、バイオマス資源利活用の民間資金が不足していることから、その確保を目的として、国内の排出量取引制度等で認定されるクレジットの活用を提案している。バイオマスタウンを策定したエリア内にある企業等が削減したCO2や廃棄物利用などで創出されたクレジットを他地域の企業等が購入する仕組みを検討。オフセット・クレジット制度と、国内CDM施行制度のどちらを活用するかについての検証を行い、持続可能な森林整備事業等によるクレジット供給などのシステムを創設予定の林野庁との連携も視野に具体的な枠組みを詰める予定である。

週刊エネルギーと環境 No2027、「バイオマスタウンでCO2クレジット化検討・3月中にも集約」(2月19日)

【行政199】総務省、「地域力創造プラン」にカーボン・オフセットの活用を組み込む

週刊エネルギーと環境(2月26日付)によると、総務省は、「地域力創造プラン(鳩山プラン)」に基づき、森林整備などCO2削減に向けた取組みを支援する事業にカーボン・オフセットの活用を組み込み、2009年度の事業開始を予定している。

総務省発表の報道資料によると「地域力創造プラン(鳩山プラン)」は、条件不利地域の自立・活性化の支援、地域連携による「自然との共生」や定住自立圏構想を推進する事業である。事業へのカーボン・オフセットの活用としては、自治体間や自治体と企業との間で結ぶカーボン・オフセット協定を中心に展開することを想定している。

週刊エネルギーと環境 No2028、「総務省がカーボンオフセット協定事業を具体化中」(2月26日)

総務省、「「地域力創造プラン(鳩山プラン)」の展開」(2008年12月19日付)のページ:

http://www.soumu.go.jp/s-news/2008/pdf/081219_4_bs.pdf

【行政200】環境省、カーボン・オフセットに関する検討会および報告会等を開催

環境省は、2008年3月から「カーボン・オフセットに用いられるVER(Verified Emission Reduction)の認証基準に関する検討会」(VER検討会)を設置し、国内排出削減・吸収プロジェクトにより実現された温室効果ガス排出削減・吸収量をJ-VERとして認証する制度について検討を重ね、J-VER制度を創設した。

3月18日に都内で第8回VER検討会を開催し、J-VER制度におけるグリーン電力証書の取り扱いについての議論、森林吸収クレジットの認証基準についても最終報告を予定している。また、VER検討会と併せてカーボン・オフセットモデル事業(株式会社日立製作所、株式会社リサイクルワン等9件のモデル事業)報告会も開催する。

環境省、「カーボン・オフセットに用いられるVER(Verified Emission Reduction)の認証基準に関する検討会(第8回)」及びカーボン・オフセットモデル事業報告会等の開催について(お知らせ)(2月17日付)のページ:

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=10777>

【行政等 201】J-COF の Web サイト「カーボン・オフセットフォーラム」内にカーボン・オフセットの取組に役立つ新ページを追加

カーボン・オフセット活動の情報収集・提供、普及啓発、相談支援等を実施する J-COF の Web サイト「カーボン・オフセットフォーラム」内に「もっと知りたいカーボン・オフセット」のページが新たに追加された。

排出量の算定、削減努力の方法、オフセットに用いるクレジットに関する認証制度など、カーボン・オフセットに取組むにあたって役立つ Web サイトなどが整理されている。

J-COF 事務局のメールマガジン、「J-COF Direct」(2月3日)配信

「もっと知りたいカーボン・オフセット」のページ:

<http://www.j-cof.org/link2.html>

【行政 202】地球温暖化問題に関する懇談会、中期目標の 6 つの選択肢を発表

地球温暖化問題に関する懇談会は 2 月 12 日、第 7 回会合を開催し、今後本格的な分析を行うための中期目標の 6 つの選択肢を発表した。(1)「既存技術の延長線上で機器・設備の効率が改善し、耐用年数を迎えた時点で機器等の入れ替わりが進むケース」として、1990 年比+6% (2005 年比-5%)。(2)「諸外国が発表している中期目標と限界削減費用が同等となるケース」として、EU-20% (1/3 が CDM) と同等とする場合に 1990 年比±0%~+7% (2005 年比-11%~-5%)、米±0%と同等とする場合に 1990 年比-2%~+7% (2005 年比-13%~-5%)。(3)「強制的な手法によらず実現可能な最先端技術の最大導入ケース」として、1990 年比-4% (2005 年比-14%)。(4)「先進国全体の温室効果ガス (GHG) 削減率が 1990 年比-25%であって、先進各国が等しく削減努力を行うケース」として、(4-1) 限界削減費用が均等の場合、1990 年比-12%~-1% (2005 年比~-22%~-12%)、(4-2) GDP 当たりの対策費用が均等の場合、1990 年比-17%~-16% (2005 年比-27%~-26%)、(4-3) 日本の削減率も 1990 年比-25%の場合、1990 年比-25% (2005 年比-30%)。

首相官邸、「地球温暖化問題に関する懇談会 (第 7 回)」(2月12日付)のページ:

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tikyuu/kaisai/dai07/07gijisidai.html>

【行政 203】気候変動条約次期枠組の日本政府提案を提出

週刊エネルギーと環境 (2月12日付)によると、政府は 2月6日、3月にボンで開かれる気候変動枠組条約特別作業部会に向けて提出を求められていた京都議定書の次期枠組交渉に関する日本の新提案をまとめ、条約事務局に送付した。

新提案は、2008年9月提出の日本の提案内容を COP14 の結果などを踏まえて見直した内容になっている。途上国のグルーピング化 (新興国とそれ以外の国との差異化) を求める表現を大幅にトーンダウンさせたが、CO2 排出量の多い主要途上国については、国際的な緩和義務を負うことを改めて明記した。緩和義務として、主な産業分野セクターごとの単位活動量あたり排出量、国全体の GDP 当りの CO2 排出量といった目標設定と遵守及び排出総量見通しの提示を提案。技術に関しては、移転等の障害を解決するための助言機関を産業セクター別に設置するよう具体的な提案を行なった。

週刊エネルギーと環境 No2026、「気候変動条約次期枠組の日本政府提案を提出」(2月12日)

<Carbon Tax Express> 2009年3月号 (ナンバー 0052号)

【行政 204】環境省、地球環境税等研究会 (第 4 回) を開催

環境省は、地球環境税等研究会の第 4 回会合を開催した。この研究会は、低炭素社会の実現に向けて、途上国における気候変動対策支援等に必要な資金を国際社会が連携して調達する「地球環境税」等のあり方について、議論や課題などを研究するのが目的。

貧困撲滅等の達成に必要な資金の財源に「国際連帯税」や「革新的資金メカニズム」が国際的に議論されている。こうした「国際連帯税」等の考え方を踏まえ、気候変動対策に将来的に必要な巨額の資金の財源として地球環境税が提唱されつつある。「福田ビジョン」や2008年7月の「低炭素社会づくり行動計画（閣議決定）」にも、「先進国が中心となって、革新技術の開発や途上国の支援を共同して行うための財源として、国際社会が連携して地球環境税のあり方についても研究していく」といった趣旨が盛り込まれている。環境省では、これを踏まえて、2008年9月に地球環境税等研究会を設置。3月13日に第4回会合を開催した。第4回会合では、研究会報告書（案）について議論された。

環境省、「地球環境税等研究会について」（2008年9月5日付）のページ：

<http://www.env.go.jp/council/40chikyu-tax/yoshi40.html>

環境省、「地球環境税等研究会（第4回）の開催について（お知らせ）」（3月2日付）のページ：

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=10859>

環境省、「地球環境税等研究会（第4回）議事次第」（3月13日付）のページ：

<http://www.env.go.jp/council/40chikyu-tax/y400-04.html>

【行政205】日本国政府とチェコ共和国政府との間において、京都議定書の下でのグリーン投資スキーム（GIS）実施に向けたガイドライン署名

日本政府とチェコ共和国政府との間で3月24日に、グリーン投資スキーム実施に向けたガイドラインが署名され、また31日にはそれに基づき400万トンの割当量（京都メカニズムクレジット）購入契約を締結した。

グリーン投資スキームは、排出量が経済後退により自然減となっている旧ソ連東欧諸国からの割当量（「ホットエア」と言われる）を購入するにあたり、そのままでは削減に寄与しないため、購入資金を具体的な温室効果ガス排出削減やその他環境関連プロジェクトを実施することを確保するための協定を結ぶもの。先のウクライナとの契約とあわせて700万トンの京都メカニズムクレジットを購入しており、契約額は公表されていないが、あわせて700-1000億円程度と見られている

経済産業省「チェコ共和国とのグリーン投資スキーム（GIS）実施に向けたガイドラインへの署名について」（3月24日付）のページ：

<http://www.meti.go.jp/press/20090324007/20090324007.html>

経済産業省「チェコ共和国とのグリーン投資スキーム（GIS）実施に向けた割当量購入契約の締結について」（3月31日付）のページ：

<http://www.meti.go.jp/press/20090331007/20090331007.html>

【行政206】経済産業省地球温暖化対応のための経済的手法研究会（第10回）及び、地球温暖化問題に関する懇談会政策手法分科会（第4回）を開催

経済産業省の第10回地球温暖化対応のための経済的手法研究会が3月24日に開催された。「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」の概要及び参加申請状況、経済産業省所管2008年度目標水準の審査・確認（目標水準の確定）等が行われた。

「排出量取引の国内統合市場の試行的実施について」、「試行排出量取引スキームへの参加申請企業等」、「国内クレジット制度について」、「2008年度目標水準の審査・確認（目標水準の確定）に係る基本的考え方及び審査結果」、「経済産業省所管2008年度目標審査総括表」などの資料が配布された。研究会のWebサイトでは、参考資料として、「「ポスト京都」における我が国の産業分野を中心とした対策について」、「地球温暖化対応のための経済的手法研究会中間報告（案）」に対する意見公募の結果について」、「排出量取引の国内統合市場の試行的実施及び国内クレジット制度について」を入手できる。

3月26日には、地球温暖化問題に関する懇談会 政策手法分科会（第4回）が開かれた。排出量取引の国内統合市場の試行的実施について（現状報告、中間レビュー）意見交換等が行われた。

地球温暖化対応のための経済的手法研究会（第10回）配付資料（3月26日付）のページ：

<http://www.meti.go.jp/committee/materials2/data/g90324aj.html>

首相官邸、地球温暖化問題に関する懇談会 政策手法分科会（第4回）（3月26日付）のページ：

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tikyuu/kaisai/dai04shuhou/04gijisidai.html>

【行政207】環境省、平成18年度自主参加型国内排出量取引制度（JVETS）第2期評価報告書を公表

環境省は、「平成18年度自主参加型国内排出量取引制度（第2期）評価報告書」を公表した。環境省では、自主参加型の国内排出量取引制度（JVETS）を2005年度から開始。2008年9月で第2期事業が終了したため、事業の成果に対する評価を行った。報告書は、その評価を取りまとめたものである。第2期事業では、排出削減目標を有し排出削減を実施する参加者（目標保有参加者）が61社、取引参加者が12社、排出量の検証機関が18社。全目標保有参加者が目標を達成し（19%削減のところ、25%削減）、排出枠は51件、合計54,643-tCO₂が取引された。取引の平均価格は概ね1,250円/t-CO₂であった。

第2期の評価報告書は、2部構成になっており、第1部の「JVETS第2期事業の評価・分析」では、第1期事業への評価を踏まえた提言への対応、JVETSの概要及び結果、JVETS第2期事業（2006年～2008年）の評価及び第1期事業との比較について述べられている。第2部「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」の下でのJVETSの位置付けと役割」では、論点整理や今後のJVETSの役割についてまとめられている。

環境省、「平成18年度自主参加型国内排出量取引制度（第2期）評価報告書の公表について（お知らせ）」（3月19日付）のページ：

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=10935>

環境省、自主参加型国内排出量取引制度評価委員会「平成18年度自主参加型国内排出量取引制度（第2期）評価報告書」（3月）：

http://www.env.go.jp/press/file_view.php?serial=13226&hou_id=10935

【行政208】東京都、大規模事業所に対する総量削減義務と排出量取引制度、地球温暖化対策報告書制度の重要事項を決定

東京都は、「大規模事業所に対する総量削減義務と排出量取引制度（地球温暖化対策計画書制度）」と、「地球温暖化対策報告書制度」の重要事項を決定した。

これらは、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（東京都環境確保条例）の改正に基づく制度。都は、条例改正後の説明会や実地調査で得られた意見等を踏まえ、制度の具体化に向けた検討を進めてきた。今年2月に実施したパブリックコメントの結果等も踏まえ、制度の重要事項が決定された。

温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度において、総量削減義務の対象になる事業所は、エネルギー使用量が原油換算で年間1,500キロリットル以上の事業所。事業所の範囲は、基本的には、建物、施設単位。また、総量削減義務の対象ガスは、燃料、熱、電気の使用に伴い排出されるCO₂で、削減計画期間は、第一計画期間：2010～2014年度、第二計画期間：2015～2019年度。第一計画期間の削減義務率は、02～07年度のうち連続3年間の平均排出量を基準とし、工場などの産業部門が6%、ホテル、医療施設、オフィスビルなどの業務部門が8%の削減としている。総量削減義務の履行手段として、「自らで削減」と「排出量取引」がある。「排出量取引」では、1. 超過削減量、2. 中小（規模事業所削減）クレジット、3. 都外クレジット、4. 再エネクレジットを取引できる。これらは、検証を経て、都に認定される必要がある。削減義務に従わない場合は、企業名の公表や50万円以下の罰金が科せられる。

東京都、「決定した各制度の重要事項の内容」（3月30日付）のページ：

<http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2009/03/DATA/20j3ua02.pdf>

東京都、「「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の改正に基づく新たな制度」の施行に向けて」（3月30日付）のページ：

<http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2009/03/20j3ua00.htm>

【行政209】環境省、オフセット・クレジット（J-VET）制度における温室効果ガス排出削減量の認証第1号を報告

環境省は、オフセット・クレジット（J-VET）認証運営委員会で検証機関による検証結果を踏まえ、オフセットクレジット（J-VET）制度に基づく第1号申請である高知県のプロジェクト（2008年4月1日～9月

30日の期間)の温室効果ガス排出削減量1,039t-CO₂がオフセット・クレジット(J-VER)として認証されたと報告。

このプロジェクトは、セメント工場のボイラー燃料について、化石燃料から未利用林地残材に転換するもの。今後は、所定の手続を経て、J-VERが発行されることになる。J-VERは、オフセット・クレジット(J-VER)登録簿において管理され、登録簿に口座を所有する者同士のJ-VERの取引が可能となる。環境省、「オフセット・クレジット(J-VER)制度における温室効果ガス排出削減量の認証第1号について(お知らせ)」(3月10日付)のページ：

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=10895>

【行政210】環境省、「カーボン・オフセットの取組に対する第三者認証機関による認証基準(Ver.1.0)」をとりまとめ、公表

環境省は、カーボン・オフセットの取組に対する第三者認証機関による認証基準(Ver.1.0)」をとりまとめ、公表した。カーボン・オフセットのガイドライン等に則った適切な取組に対して第三者認証を実施するのが目的。なお、この基準に基づいて、気候変動対策認証センターが4月からカーボン・オフセットの取組に対する第三者認証・ラベリングを実施する。

「カーボン・オフセットの取組に対する第三者認証機関による認証基準(Ver.1.0)」には、大きく分けて「認証基準の趣旨と基本的な考え方」、「カーボン・オフセットの取組に対する第三者認証機関による認証基準」が示されている。

具体的には、認証要件、認証区分、認証のタイミングと適用される認証要件、認証基準における申請の手続き、認証基準の見直し等の認証基準の基本的な考え方が示されている。第三者認証機関による認証基準としては、排出量の認識、削減努力の実施、オフセットに用いるクレジット調達等、排出量の埋め合わせ、情報提供などが示されている。

環境省、「カーボン・オフセットの取組に対する第三者認証機関による認証基準(Ver.1.0)」(3月18日付)のページ：

http://www.env.go.jp/press/file_view.php?serial=13217&hou_id=10929

【行政等211】気候変動対策認証センター、カーボン・オフセットの「あんしんプロバイダー」のWebサイトページ作成

気候変動対策認証センター(気候変動対策事業に対する第三者認証を行う認証機関)に「あんしんプロバイダー」のWebサイト(ページ)が作成された。

「あんしんプロバイダー制度」とは、カーボン・オフセットを実施する際に必要なクレジットの提供や取組の一部を実施するといったサービスなどを提供する事業者である「オフセット・プロバイダー」の信頼性を識別できるようにするための取組。オフセット・プロバイダーの過去一定期間の排出削減量クレジットの取扱方等を確認した上で、Webサイトにおいて公表することで消費者等がオフセット・プロバイダーの信頼性を識別できるようにする。「あんしんプロバイダー制度」の参加者には、三井住友ファイナンス&リース株式会社、株式会社リサイクルワンなどがある。

カーボン・オフセット・フォーラム(J-COF)「新着情報・ニュース」(3月24日付)のページ：

<http://www.j-cof.org/>

気候変動対策認証センター「あんしんプロバイダー」

<http://www.4cj.org/provider.html>

【行政212】経済産業省、カーボンフットプリント制度の基本ルール、CO₂排出量の算定・表示方法等のルールを公表

経済産業省は、事業者、消費者が一体となった、地球温暖化防止に向けた取組を促進するため、「カーボンフットプリント制度」の構築に向けた取組を進めている。これは、商品やサービスのライフサイクル

全体の温室効果ガスの排出量を CO2 量に換算して算定し、マークを使って分かりやすく表示するというもの。

この取組の一環として、カーボンフットプリント制度の基本ルールを決め、CO2 排出量の算定・表示方法等のルールを策定・公表した。「カーボンフットプリント制度の在り方（指針）」では、1. カーボンフットプリント制度の背景・考え方、2. 我が国におけるカーボンフットプリント制度の在り方について、3. カーボンフットプリント制度の実用化・普及に向けた課題、4. CO2 排出量削減に向けた他の制度・アプローチとの関係、5. 他の国際ルールとの整合性、について述べられている。「商品種別算定基準（PCR）策定基準」では、商品種別算定基準（PCR）を定めるにあたり、公平性や透明性を確保するために全ての PCR に共通する概念となる策定基準が定められている。具体的には、1. 用語の定義、2. 共通基準、3. 商品又はサービスの定義と範囲、4. 各ライフサイクル段階におけるデータ収集、5. CO2 排出原単位データ、6. CO2 排出量の算出、7. 表示方法が示されている。

経済産業省、CO2 排出量の算定・表示・評価に関するルール検討会「カーボンフットプリント制度の在り方（指針）」（3月3日）：

<http://www.meti.go.jp/press/20090303004/20090303004-4.pdf>

経済産業省、CO2 排出量の算定・表示・評価に関するルール検討会「カーボンフットプリント制度 商品種別算定基準（PCR）策定基準」（3月3日）：

<http://www.meti.go.jp/press/20090303004/20090303004-5.pdf>

【行政 2 1 3】温室効果ガスの中期目標の選択肢複数案発表

政府の地球温暖化問題に関する懇談会・中期目標検討委員会は 3 月 27 日、「温室効果ガスの中期目標の選択肢」（2020 年の温室効果ガス削減目標）として、1990 年比 4%増から 25%削減までの 5 案を発表した。また、経済影響について、GDP が 2020 年までに 0.6%?6%減少するとの試算が発表された。対策による「グリーンニューディール」などの内需拡大・雇用拡大の効果があまり含まれていないことも報告された。

新聞各紙の報道の中で、読売新聞は、経済へのマイナス効果が強調された内容で、環境分野の投資で景気回復を目指す「グリーンニューディール」が世界的な潮流となる中、環境重視派からは「あまりに一方的」との批判も出そうだ、と報道した。

NGO は、共同声明を発表、（1）CO2 排出量を 90 年より増やす案などが提案されており問題、（2）対策をとらない場合の悪影響への費用との比較は考慮されず、（3）温暖化対策によるエネルギー削減で得をする費用が過小評価、（4）新たな温暖化対策費用追加による雇用創出効果、内需拡大の経済効果が全く考慮されていない、などと批判した。今後パブリックコメントを経て 6 月までに政府部内で決定される。

<Carbon Tax Express> 2009 年 4 月号（ナンバー 0053 号）

【行政 2 1 4】環境省、2007 年度の温室効果ガス排出量（確定値）を公表

環境省は、2007 年度の温室効果ガス排出量の確定値を公表した。同省の報道発表資料によると、温室効果ガスの総排出量は、CO2 換算で約 13 億 7,400 万トン。2006 年度の値である約 13 億 4,200 万トンと比較して約 2.4%（約 3,200 万トン）の増加であった。さらに、京都議定書の規定による基準年（CO2、CH4、N2O は 1990 年、HFCs、PFCs、SF6 は 1995 年）の総排出量（約 12 億 6,100 万トン）と比較すると、約 9.0% 上回る値となった。さらに、京都議定書に基づく吸収源活動の排出・吸収量を算定した結果、2007 年度は約基準年総排出量の約 3.2%（4,070 万トン）の吸収となっている。

環境省、「2007 年度（平成 19 年度）の温室効果ガス排出量（確定値）について（お知らせ）」（4 月 30 日付）のページ：

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=11091>

環境省、2007 年度（平成 19 年度）の温室効果ガス排出量（確定値）について：

http://www.env.go.jp/press/file_view.php?serial=13481&hou_id=11091

【行政215】政府、温室効果ガスの排出量の中期目標決定のための選択肢を公表、パブリックコメントで意見募集

政府は、2009年6月までに温室効果ガス排出量の中期目標（2020年）を決定することとしており、その中期目標の選択肢を公表した。

また、中期目標は、政府・企業・国民の幅広い努力が必要となり、国民的な議論を十分に経た上で決定することが必要であることから、意見を募集。今後、寄せられた意見も踏まえつつ6月までに中期目標を決定するとしている。

政府は、日本の中期目標は、地球全体の温暖化対策に貢献するものであること、裏打ちのない宣言ではなく、技術面・コスト面から見て実行可能であることを満たす必要があると考えており、中期目標の排出量をどの程度にするか意見を求めている（意見募集期間は5月16日まで）。中期目標検討委員会が公表した6つの選択肢、「1. 2005年比-4%、1990年比+4%」「2. 2005年比-6~-12%、1990年比+1~-5%」「3. 2005年比-14%、1990年比-7%」「4. 2005年比-13~-23%、1990年比-8~-17%」「5. 2005年比-21%、1990年比-15%」「6. 2005年比-30%、1990年比-25%」から選択するか、独自にふさわしいと考える排出量をあげ、その理由も述べるように求められている。他にも、中期目標の実現に向けてどのような政策を実施すべきか、2020年頃に向けた日本の地球温暖化対策に関する意見が求められている。

内閣官房、「地球温暖化対策の中期目標に対する意見の募集（パブリックコメント）について」（4月17日付）のページ：

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tikyuu/kaisai/dai07kankyo/tyuuki_iken_syousai1.pdf

首相官邸、「地球温暖化対策の中期目標の選択肢」：

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tikyuu/kaisai/dai07kankyo/index.pdf>

内閣官房、「地球温暖化対策の中期目標について「中期目標検討委員会」の分析結果の概要」（2009年4月）：

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tikyuu/kaisai/dai07kankyo/cyuuki_mokuhyou.pdf

首相官邸、「地球温暖化問題に関する懇談会 中期目標検討委員会（第7回）」（4月14日付）のページ：

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tikyuu/kaisai/dai07tyuuki/07gijisidai.html>

【行政216】神奈川県、低炭素社会の実現に貢献する神奈川県独自の税制に関する検討結果報告書を発表

神奈川県地方税制等研究会は、2008年3月に知事より神奈川の地球温暖化対策における炭素税等導入の検討についての諮問を受け、検討を進め、「低炭素社会の実現に貢献する神奈川県独自の税制に関する検討結果報告書」を発表した。

同研究会の座長神野直彦氏は、報告書で「二酸化炭素の排出抑制を目的とする炭素税については、その効果を考えると全国一律の税制として導入されるべきである」と述べ、まずフロントランナーとして神奈川県で独自の炭素税の導入に向けた議論を行うことの意義について述べている。

報告書の項目は、1. 低炭素社会の実現に向けた取組強化の必要性、現状及び課題、2. 低炭素社会の実現に貢献する税制のあり方、3. 神奈川県における低炭素社会の実現に貢献する税制の構築。神奈川県で独自に「炭素税」を導入する意義、神奈川県独自の炭素税案、既存税制の見直しなどについても報告されている。

神奈川県、「神奈川県地方税制等研究会からの報告について」（3月31日付）のページ：

<http://www.pref.kanagawa.jp/press/0903/125/index.html>

神奈川県、「低炭素社会の実現に貢献する神奈川県独自の税制に関する検討結果報告書」（3月31日）：

<http://www.pref.kanagawa.jp/kenzei/kaikaku/houkoku0903/houkokusyo0903.pdf>

神奈川県、「低炭素社会の実現に貢献する神奈川県独自の税制に関する検討結果報告書の概要」：

<http://www.pref.kanagawa.jp/kenzei/kaikaku/houkoku0903/houkoku-gaiyou0903.pdf>

【行政217】環境相、「緑の経済と社会の変革」を発表、環境税も盛り込まれる

齋藤鉄夫環境相は20日、「緑の経済と社会の変革」（グリーン・イノベーション・ジャパン）を発表した。キャップ&トレード型の排出量取引、環境税、有価証券報告書への環境情報開示の検討必要性を明記。また、原子力発電所の設備利用率の向上や新規施設の着実な実現、高速増殖炉を含めた核燃料サイクルの早期実用化の必要性が明記された。特に、齋藤環境相は、原子力に積極姿勢をとっており、週刊エネルギーと環境 No2036（4月23日付）によると、原子力関係の事項についての明記は環境相の強い意向によるという。

環境省、「緑の経済・社会変革」（4月20日付）のページ：

http://www.env.go.jp/guide/info/gnd/pdf/igecs_main.pdf

週刊エネルギーと環境 No2036、「緑の経済・社会変革」発表、環境税・原子力明記（4月23日）

【行政218】東京都、「中小企業者向け省エネ促進税制」で減免対象設備となる推奨機器の指定基準を定める

東京都は、中小企業者の自主的な省エネ努力を促すために都独自の環境減税を2009年4月から実施することとしており、「中小企業者向け省エネ促進税制」で減免対象設備となる、推奨機器の指定基準を定めた。

環境減税の「中小企業者向け省エネ促進税制」で法人事業税及び個人事業税の減免対象となる設備は、1. 温室効果ガス総量削減義務対象外の事業所において取得したもの、2. 省エネルギー設備及び再生可能エネルギー設備（減価償却資産）で環境局が導入推奨機器として指定するもの、という要件を満たすもの。

指定対象機器は、空調設備（エアコンディショナー、ガスヒートポンプ式冷暖房機）、照明設備（蛍光灯照明器具）、小型ボイラー設備（小型ボイラー類）、再生可能エネルギー設備（太陽光発電システム）。「都内の中小規模事業所における地球温暖化対策推進のための導入推奨機器指定要綱 平成21年3月10日付20環都計第529号」に定められている指定基準を満たす機器を対象に、導入推奨機器として指定していく予定。

東京都、「中小企業者向け省エネ促進税制の対象設備となる環境局の導入推奨機器について」（4月8日付）のページ：<http://www2.kankyo.metro.tokyo.jp/sgw/gennzei/genzzei.htm>

東京都「都内の中小規模事業所における地球温暖化対策推進のための導入推奨機器指定要綱」（3月10日付）のページ

<http://www2.kankyo.metro.tokyo.jp/sgw/gennzei/youkou.pdf>

【行政219】政府、経済危機対策で環境関連に1.6兆円を補正予算案に計上、低燃費車、省エネ家電購入への補助支援措置が中心に

麻生首相は10日発表の経済危機対策で、環境関連に1.6兆円が補正予算案に計上される見通しとした。経済危機対策では、直接的な消費刺激策と省エネ型製品購入促進策を組み合わせた低燃費車、省エネ家電の購入に対する補助支援措置が中心となっている。

自動車に対しては、環境性能の良い自動車の選択を促す措置に3,700億円を計上。省エネ家電の購入支援には、2,900億円（環境省、経済産業省、総務省、3省の合計）を計上、省エネ効果の高い家電製品の購入に対して様々な商品・サービスと交換可能なエコポイントを付与する事業が盛り込まれた。

週刊エネルギーと環境 No. 2035、「低炭素化柱に「経済危機対策」、補正で環境関連1.6兆円（4月16日）経済産業省、「エコポイントの活用によるグリーン家電普及事業（仮称）の実施について」（4月21日付）のページ：

<http://www.meti.go.jp/topic/data/e90421j.html>

環境省、経済産業省、総務省、「グリーン家電エコポイントのお知らせ」：

http://www.env.go.jp/policy/ep_kaden/pdf/info090421.pdf

【行政220】地球環境税等研究会、「平成20年度地球環境税等研究会報告書」を公表

2008年9月に環境省に設置された地球環境税等研究会は、「平成20年度地球環境税等研究会報告書」を公表した。

低炭素社会の実現に向け、先進国が中心となり、革新技術の開発や途上国の支援を共同して実施するための財源として、国際社会が連携した地球環境税等が議論されている。同報告書は、地球環境税等の状況について、基礎的な情報を収集・整理し、基礎的評価を行った結果を報告書として取りまとめ（同研究会の設置と報告書発表までの流れについては、3月のCarbon Tax Expressをご参照ください。）、気候変動分野における中長期的な資金調達に関し、一定の見通しを示すことを目指したものである。

地球環境税等の各種資金調達方式の評価では、各種方式ごとの個別評価を行うとともに、資金調達の手法が類似するものを「A. 炭素税型」「B. 排出量取引制度からの調達型」「C. 通貨取引課税型」「D. 輸送課税・負担金賦課型」「E. 国家予算による資金拠出（又は信用創出）型」「F. 炭素クレジット付与による資金誘導型」「G. その他」の7グループに分類し、公平性や中立の原則など9つの評価軸で概括評価を行っている。

環境省、「地球環境税等研究会報告書について（お知らせ）」（3月31日付）のページ：

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=11021>

地球環境税等研究会、「平成20年度地球環境税等研究会報告書」（2009年3月）：

<http://www.env.go.jp/council/40chikyu-tax/r400-01.pdf>

【行政・企業等221】排出量取引試行協議会、発起人会の開催及び第1回総会開催

排出量取引試行協議会発起人会の開催及び第1回総会が開催。排出量取引試行協議会は、排出量取引の国内統合市場の試行的実施の運営等について官民の関係者間で協議を行い、試行的実施の普及、課題の抽出、評価、情報交換等を行う目的で設立されることになった。協議会は、試行的実施に参加を申請した523社を含め、1,100を超える企業・団体を会員として発足する予定。同協議会の会長には、勝俣恒久東京電力株式会社取締役会長が選任されている。協議会設立のため、4月2日に5人の発起人（下記）によって排出量取引試行協議会の発起人会が開催され、後日、協議会の第1回総会も開催。

発起人は、岡村正（日本商工会議所会頭、（株）東芝取締役会長）、奥田碩（トヨタ自動車（株）取締役相談役、地球温暖化問題に関する懇談会座長）、勝俣恒久（東京電力（株）取締役会長）、坂根正弘（社）日本経済団体連合会環境安全委員会委員長、（株）小松製作所代表取締役会長）、三村明夫（新日本製鐵（株）代表取締役会長）。

環境省、「排出量取引試行協議会発起人会の開催及び第1回総会開催の案内について（お知らせ）」（4月3日付）のページ：

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=11015>

環境省、「排出量取引試行協議会について」（4月2日付）のページ：

http://www.env.go.jp/press/file_view.php?serial=13376&hou_id=11015

【行政222】試行排出量取引スキームポータルサイトを内閣官房・経済産業省・環境省で構成する運営事務局が開設

試行排出量取引スキームポータルサイトが内閣官房・経済産業省・環境省で構成する運営事務局によって開設された。

ポータルサイトは、政府が2008年10月21日から開始した排出量取引の国内統合市場の試行的実施の軸となる試行的排出量スキームの参加者に対する情報提供や一般に制度の概要等を普及することを目的としている。制度概要、実施要領等のコンテンツがある。

試行排出量取引スキームポータルサイト：

<http://www.shikou-et.jp/>

その他、排出量取引に関する情報提供を行っているサイト

環境省、排出量取引インサイト（排出量取引に関する基礎的な情報を提供）：

<http://www.ets-japan.jp/>

【行政223】農林水産省、排出量取引の国内統合市場の試行的実施で第1号の森林バイオマスの申請案件がクレジット認証委員会で報告されたと発表

農林水産省は、排出量取引の国内統合市場の試行的実施で森林バイオマス案件として第1号となる申請案件が、第3回国内クレジット認証委員会で報告されたと発表した。

申請案件は、(1) 製材所における大鋸屑（おがくず）を有効利用した清滝温泉（福岡県那珂川町）事業（年平均削減予定量 約950 t-CO₂）、(2) 八女の森林バイオマスを有効利用したべんがら村温泉（福岡県八女市）事業（年平均削減予定量 約610 t-CO₂）、(3) 小国町（山形県小国町）のスギ材を熱源とする融雪・暖房用バイオマスボイラー導入事業（年平均削減予定量約380 t-CO₂）。

現行では、バイオマスボイラーを導入する前に化石燃料を使用していたもののみが国内クレジット案件の対象であったが、バイオマスを燃料とするボイラーの新設の申請がされた。委員会で申請が承認されれば、バイオマスボイラーを新設する場合でも国内クレジットの対象と認められることになる。

農林水産省、試行排出量取引における森林バイオマス関連第1号申請案件等について（4月15日付）のページ：

<http://www.maff.go.jp/j/press/kanbo/kankyo/090415.html>

【行政224】経済産業省、第3回国内クレジット認証委員会の結果について公表

経済産業省は、4月15日に第3回国内クレジット認証委員会を開催。同認証委員会の結果について、4月16日に公表した。

第2回委員会において申請を受け付けた、9件の排出削減方法論について、パブリックコメントに基づく必要な修正を行い、事務局での各種承認要件に係る審査を行った上で委員会における審議を通じ、承認。第1回、第2回委員会において申請を受け付けた合計12件の排出削減事業のうち10件について、事務局による各種承認要件に係る審査を行った上で、委員会における審議を通じ、承認。排出削減事業及び排出削減方法論の新規申請受付も行き、排出削減事業の申請受付数は、合計23となった。第4回委員会は、5月中に開催される予定。

経済産業省、「第3回国内クレジット認証委員会の結果について」（4月16日付）のページ：

<http://www.meti.go.jp/press/20090416002/20090416002-1.pdf>

国内クレジット認証委員会、「第3回国内クレジット認証委員会の結果について」（4月15日付）のページ：

<http://www.meti.go.jp/press/20090416002/20090416002-2.pdf>

【企業・行政等225】カーボン・オフセット推進ネットワーク（CO-Net）、設立総会開催

4月8日、都内でカーボン・オフセットを推進する事業者を中心に、社団法人海外環境協力センター(OECC)が世話人となり、カーボン・オフセット推進ネットワーク（CO-Net）の構築・設立にあたっての総会が開催された。

カーボン・オフセット推進ネットワークは、カーボン・オフセットをきっかけとした地球温暖化対策の取組の推進を行うことを目的として設立された。カーボン・オフセットやJ-VERに関する勉強会、カーボン・オフセット商品の設計のための意見交換や販売促進支援活動などを行っていく。環境省は、このネットワークと協調しつつ、カーボン・オフセットの取組の一層の普及促進に努めていくとしている。

環境省、「カーボン・オフセット推進ネットワーク（略称：CO-Net）設立総会の開催について（お知らせ）」（4月3日付）のページ：

http://www.env.go.jp/press/file_view.php?serial=13378&hou_id=11017

環境省、「カーボン・オフセット推進ネットワーク（CO-Net）設立総会の開催について（お知らせ）」（4月6日付）のページ：

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=11017>

【行政等 2 2 6】 NEDO、2008 年度京都メカニズムクレジット取得事業の結果について公表

NEDO(政府からの委託により 2006 年度から京都メカニズムクレジット取得事業を開始している)は、2008 年度の京都メカニズムクレジット取得事業の結果について公表した。

NEDO のプレスリリース(4 月 1 日)によると、2008 年度の事業では、通年公募により応募があった提案及び日本国政府と相手国政府が署名した GIS(グリーン投資スキーム)に関する覚書等に基づく案件等の中から、契約を締結。

2008 年度の総契約量は、3,208.7 万トン(CO2 換算)。事業開始以降の総契約量合計は、5,510.4 万トン(CO2 換算)となった。2008 年度の政府へのクレジット移転実績総量は、291.5 万トン(CO2 換算)。事業開始以降の移転実績総量は 314.9 万トン(CO2 換算)となった。

2008 年度の総契約量 3,208.7 万トンのうち、契約締結先の構成は、丸紅株式会社(日本)、山西昔陽豊匯煤業有言責任公司(中国)、有限責任公司(中国)、陝西興龍熱電有限責任公司(中国)、ウクライナ環境投資庁(ウクライナ)となっている。契約クレジット量のうち、最も多くを占めるのは、ウクライナ環境投資庁との契約で、3,000 万トン(CO2 換算)となっている。ウクライナのプロジェクトは、GIS を活用した排出割当量購入契約に基づく、温室効果ガス排出削減プロジェクト等の実施である。

NEDO、「平成 20 年度京都メカニズムクレジット取得事業の結果について」(4 月 1 日付)のページ：

http://www.env.go.jp/press/file_view.php?serial=13359&hou_id=11005

【行政 2 2 7】 政府、気候変動次期枠組議定書草案を提出

政府は 24 日、気候変動次期枠組議定書草案を気候変動枠組条約事務局に提出した。週刊エネルギーと環境 No2037 によると、草案では、2050 年までに世界全体の CO2 等排出量を少なくとも 50%削減、次の 10~20 年でピークアウトとすることが明記されているという。排出削減義務については、先進国の削減義務は排出総量と複数の基準年からの削減率で表示する。途上国には、国別行動計画の提出を義務付け、新興国には、効率目標の達成を義務付けるとした。さらに、京都議定書にはない、「適応」「技術」「資金」の各規定を新設するとした。

週刊エネルギーと環境 No2037、「日本政府、気候変動次期枠組み議定書草案を提出」(4 月 30 日)

<Carbon Tax Express> 2009 年 5 月号 (ナンバー 0054 号)

【行政 2 2 8】 東京都税制調査会小委員会開催、地方税制のグリーン化について議論

東京都税制調査会小委員会は、第 2 回小委員会を開催。テーマは、「地方税制のグリーン化の理念と制度設計について」。

主な論点は、東京都の資料「平成 21 年度 東京都税制調査会小委員会 第 2 回の論点」によると、以下の通りである。既存のエネルギー関係諸税との関係整理をどのように進めることが適当か。環境税は、どのような考え方に基いて制度設計(課税のインパクト、課税主体、課税対象など)すべきか。また、地方税として仕組むことは可能か。レベニュー・ニュートラルのメニューとして、どのようなことが考えられるか。地方税のグリーン化について、他にどのようなメニューが考えられるか。

東京都、「平成 21 年度東京都税制調査会第 2 回小委員会の開催について(5 月 7 日付)のページ：

<http://www.metro.tokyo.jp/INET/KONDAN/2009/05/40j57100.htm>

東京都、「平成 21 年度 東京都税制調査会 第 2 回小委員会 次第」(5 月 12 日)：

http://www.tax.metro.tokyo.jp/report/tzc21_s2/01.pdf

東京都、「平成 21 年度 東京都税制調査会小委員会 第 2 回の論点」：

http://www.tax.metro.tokyo.jp/report/tzc21_s2/03.pdf

東京都、東京都税制調査会第 2 回小委員会 配布資料一覧：

http://www.tax.metro.tokyo.jp/report/tzc21_s2.htm

【行政229】神奈川県、「かながわ水源環境保全・再生の取組の現状と課題－水源環境保全税による特別対策事業の点検結果報告書－」を公表

神奈川県は5月20日、同県Webサイトで「かながわ水源環境保全・再生の取組の現状と課題－水源環境保全税による特別対策事業の点検結果報告書－」を公表した。

神奈川県は、環境税の一種である、水源環境保全税を導入している。県民会議は、同税の税金を利用した「かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」に位置付けられた特別対策事業について、実施状況を点検・評価し、県民会議委員の任期第1期（平成19年度～20年度）を総括する意味で点検結果報告書として取りまとめた。

各特別対策事業とその最終目標である「良質な水の安定的確保」という効果を評価する道筋を整理。また、(1)事業進捗状況から見た評価、(2)モニタリング調査結果に基づく評価、(3)事業モニター意見、(4)県フォーラム意見、の4つの視点から平成19年度実績を中心に多面的な点検を行っている。施策の19年度税収は36億円、事業費は32億円。5か年計画のすべての事業をスタート。市町村事業の一部では、計画に達しないものもあったが、県事業は計画通りに行われたとのこと。

神奈川県、「かながわ水源環境保全・再生の取組の現状と課題（点検結果報告書）を掲載しました（5月20日）」（5月20日）：

<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/ryokusei/suigenkankyo/index.html>

神奈川県、「かながわ水源環境保全・再生の取組の現状と課題－水源環境保全税による特別対策事業の点検結果報告書－（全体版）」（3月）：

http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/ryokusei/suigenkankyo/join/tenkenkekka/tenkenkekka_all.pdf

【行政230】環境省・経済産業省・総務省、エコポイント数や交換商品等の基本的考え方について公表

環境省、経済産業省及び総務省は、5月15日以降の購入で取得できる(1)エコポイント数（家電のリスト）、(2)交換商品等の基本的考え方について公表した。

エコポイントの対象となるのは、エアコン、冷蔵庫、地上デジタル放送対応テレビ。それぞれ家電の容量等に応じてポイント数が決められている。エコポイントを利用して交換できる商品等は、現時点においては基本的に(1)省エネ・環境配慮に優れた商品、(2)全国で使える商品券・プリペイドカード（提供事業者が環境寄付を行うなど、環境配慮型のもの）、(3)地域振興に資するもの、を中心として選定する考えだという。具体的な品目については、提供事業者からの応募を受け、エコポイント事務局の受託事業者が決定された後に第三者委員会を設置して決定、決まった段階で発表される予定。

環境省・経済産業省・総務省、「エコポイントの活用によるグリーン家電普及促進事業におけるエコポイント数及び交換商品等の基本的考え方について」（5月12日付）のページ：

http://www.env.go.jp/policy/ep_kaden/point.html

【行政231】経済産業省、国内クレジット制度に関する先進事例セミナーを開催予定

経済産業省は、国内クレジット制度の先進事例報告や政府からの現状説明を内容とするセミナーを全国主要都市で開催すると発表した。

国内クレジット制度は、2008年10月から開始されており、これまでに合計23件の事業計画の申請があったという（うち10件は、第3回国内クレジット認証委員会で事業計画の承認が行われた。）。

政府は、国内クレジット制度には(1)これまで取組が十分進んでいない、中小企業・農林業・民生部門（サービス業）における排出削減を促進する、(2)これまで京都メカニズムクレジット購入のために海外に一方向的に流出していた資金の国内への還流を促進する、等の意義があるとし、積極的に普及活動を行っている。5月中に東京、6月に大阪、6月中旬以降に名古屋、札幌、福岡において順次セミナーが開催される予定となっている。

経済産業省、「国内クレジット制度に関する先進事例セミナー」の開催について」（5月8日付）のページ：

<http://www.meti.go.jp/press/20090508004/20090508004-1.pdf>

【行政232】環境省、自主参加型国内排出量取引制度（JVETS）の第5期目標保有参加者を採択

環境省は、自主参加型国内排出量取引制度（JVETS）の第5期目標保有参加者を2009年2月下旬からの公募に応募していた事業者から57件採択した。

事業者は、補助金を受けながら一定量のCO2排出削減を約束し、削減努力と同時に、排出量のモニタリング・算定体制の整備、第三者検証の受審や排出枠の取引等の実務を通じて、排出量取引制度についての知見・経験を獲得する。また、事業者は、試行排出量取引スキームの参加者として位置付けられることとなる。

自主参加型国内排出量取引制度への参加には、（1）目標保有参加者タイプA：一定量の排出削減を約束し、CO2排出抑制設備の整備に対する補助金と排出枠の交付を受ける参加者、（2）目標保有参加者タイプB：設備補助を受けることなく、基準年度排出量に比べ、2010年度において少なくとも1%の排出削減を約束する参加者、（3）取引参加者：排出枠の取引を行うことを目的として、登録簿システムに口座を設け、取引を行う参加者（取引参加者に対しては、補助金及び排出枠の交付はなされない）、と3つのタイプがある。今回採択された57件は、（1）目標保有参加者タイプAの案件。

環境省、「自主参加型国内排出量取引制度（JVETS）第5期 目標保有参加者の決定について（「平成21年度温室効果ガスの自主削減目標設定に係る設備補助事業」の採択結果）（お知らせ）」（5月21日付）のページ：

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=11146>

【行政233】環境省、カーボン・オフセット認証制度案件の募集開始

環境省は、気候変動対策認証センター（社団法人海外環境協力センター内）がカーボン・オフセット認証制度案件の募集を開始することになったと発表した。環境省では、カーボン・オフセットの取組に関する信頼性を構築するために、2009年3月に「カーボン・オフセットの取組に対する第三者認証機関による認証基準（Ver.1.0）」を公表しており、募集案件の認証は、同認証基準に基づく。

カーボン・オフセット認証制度は、信頼性の高いカーボン・オフセットの取組を普及させることを目的としており、気候変動対策認証センターが第三者認証を実施すると共に、認証された取組に対するラベリングを実施する。カーボン・オフセット認証制度に基づく申請は、5月14日から。

気候変動対策認証センターWebサイト：<http://www.4cj.org>

環境省、「カーボン・オフセット認証制度における案件募集開始について（お知らせ）」（5月13日付）のページ：

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=11118>

社団法人 海外環境協力センター、「カーボン・オフセット認証制度における案件募集開始について（お知らせ）」（5月13日付）のページ：

http://www.env.go.jp/press/file_view.php?serial=13519&hou_id=11118

【行政234】政府、地球温暖化対策の中期目標に関する世論調査を実施

政府の地球温暖化対策の中期目標に関する世論調査の結果、政府の中期目標検討委員会が発表した6つの選択肢のうち、選択肢3. 2005年比-14%、1990年比-7%削減の支持が45.4%を占めたという。調査は、5月7日～17日にかけて、社団法人情報センターに政府が委託し、調査員による個別面接聴取によって実施された。無作為で、全国20歳以上の者4,000人を選び、1,222人から回答を得た。

「「地球温暖化対策の中期目標に関する世論調査」の結果（概要）」によると、各選択肢を選んだ場合の家計の負担をわかりやすく具体的（金額）に示した設問はあるが、他の先進国と比較して負担が平等であるかに関して具体的に示した設問はない。なお、中期目標に対するパブリックコメント募集時の資料には、数値目標が米・EUが掲げる中期目標と同等であるかなどについて示されていた。

内閣官房、「「地球温暖化対策の中期目標に関する世論調査」の結果（概要）」（5月24日付）のページ：

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tikyuu/kaisai/dai09/09siryou1-2.pdf>

【行政235】麻生総理、「地球温暖化問題に関する懇談会（第9回）」で地球温暖化対策の中期目標について意見交換を実施

政府インターネットテレビ（5月24日）によると、首相官邸で開催された「地球温暖化問題に関する懇談会（第9回）」において、地球温暖化対策の中期目標について意見交換が行われた。懇談会では懇談会の委員以外に経済団体、環境NGO、労働団体、消費者などからの参加もあった。総理は、6月に中期目標を発表すると述べた。

官邸、「地球温暖化問題に関する懇談会（第9回）」（5月24日付）のページ：

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tikyuu/kaisai/dai09/09gijisidai.html>

政府インターネットテレビ、「総理の動きー地球温暖化問題に関する懇談会（第9回）」（5月24日付）のページ：

<http://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg2590.html>

【行政236】麻生総理、第15回国際交流会議のスピーチで「京都議定書」の弱点、新たな枠組ですべての主要排出国の参加の必要性について言及

麻生総理は、第15回国際交流会議「アジアの未来」のスピーチ、「経済危機を超え、再び飛躍するアジアへ」において、国境を越える諸問題として、地球温暖化について触れた。

「京都議定書」の弱点は、世界全体の排出量の30%しかカバーしていないという点であると指摘。また、新たな枠組は、（1）すべての主要排出国が参加し、問題解決への十分高い野心を有すること、（2）経済成長やエネルギー安全保障とのバランスを取る必要がある、と述べた。さらに、日本は、アジア、世界のために、「低炭素革命」をリードしたいとし、太陽光発電、電気自動車、省エネ家電の普及のための大規模プロジェクトを開始していることに触れた。

官邸、麻生内閣総理大臣スピーチ 第15回国際交流会議「アジアの未来」「経済危機を超え、再び飛躍するアジアへ」（5月21日付）のページ：

<http://www.kantei.go.jp/jp/asospeech/2009/05/21speech.html>

<Carbon Tax Express> 2009年6月号（ナンバー 0055号）

【行政237】環境省、来年度施策の課題に税制グリーン化や排出量取引制度等をあげ、排出量取引などの学術研究にも乗り出す

週刊エネルギーと環境（6月18日）によると、環境省は、来年度の重点施策を自民党の環境部会に報告した。重点課題のひとつに低炭素革命をあげており、そのなかの筆頭課題は、「緑の経済と社会の変革」を実現するために一層の税制グリーン化と排出量取引制度創設、カーボンオフセット制度、環境投資・情報開示促進制度などとされている。

また、asahi.com（6月22日）によると、環境省は、環境産業の動向を示す経済指標を導入し、環境短観を定期的に公表することで温室効果ガス削減につながる技術開発を行う企業への投資を促すこと、国際的な排出量取引制度など環境と経済を両立させるための政策づくりに役立つ学術研究にも乗り出すという。

週刊エネルギーと環境 No2043「環境省の来年度重点施策、自民党環境部会に報告」（6月18日）

asahi.com、「10年度から「環境短観」導入 環境省が新指標づくり」（6月22日付）のページ：

<http://www.asahi.com/business/update/0622/TKY200906220211.html>

【行政238】東京都、環境確保条例に基づく総量削減義務と排出量取引制度説明会を開催

東京都の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）に基づく温室効果ガスの総量削減義務と排出量取引制度では、来年4月から、削減義務を開始する。対象事業所の基準排出量や毎年度の排出量の算定について第三者機関による検証が必要とされており、検証は、あらかじめ知事により登録されている機関が行うことになっている。東京都は、7月17日に検証機関としての登録を希望する者を対象として、環境確保条例に基づく総量削減義務と排出量取引制度登録検証機関希望者向け説明会を開催す

る。説明会は、(1) 総量削減義務と排出量取引制度の概要、(2) 環境確保条例における検証機関の主な業務内容、遵守すべき義務など（特定温室効果ガスの算定・検証、その他ガス削減量の算定・検証の概要など）、(3) 登録に必要な要件、登録のための手続など、(4) 質疑応答を予定。

また、東京都は、環境確保条例に関連して、6月29日、7月2日に環境確保条例に基づく総量削減義務と排出量取引制度説明会も開催。

東京都環境局、「環境確保条例に基づく総量削減義務と排出量取引制度 制度説明会参加対象者の拡大について」（6月15日付）のページ：

<http://www.metro.tokyo.jp/INET/BOSHU/2009/06/22j6f100.htm>

東京都環境局、「環境確保条例に基づく総量削減義務と排出量取引制度登録検証機関希望者向け説明会の開催について」（6月15日付）のページ：

<http://www.metro.tokyo.jp/INET/BOSHU/2009/06/22j6f200.htm>

【行政239】環境省、オフセット・クレジット制度活用事業者支援事業を開始

環境省は、オフセット・クレジット制度活用事業者支援事業を開始した。昨年11月に創設したオフセット・クレジット制度の活用を促進するため、制度の活用を希望する事業者に対して、申請書及びモニタリング報告書の作成、検証の受検などの支援を行う。

申請書作成支援の対象事業者については7月中、モニタリング報告書作成・受検支援の対象事業者は11月中を目途に選定。オフセット・クレジット制度の利用・申請に関する問い合わせには、三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社、株式会社三菱総合研究所、社団法人海外環境協力センターが電話等で対応。

「オフセット・クレジット（J-VER）制度活用事業者支援事業の開始について（お知らせ）」（5月29日付）のページ：

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=11187>

【行政240】経済産業省、第5回国内クレジット認証委員会の結果について公表

経済産業省は、第5回国内クレジット認証委員会を開催し、その結果を公表した。同委員会では、国内クレジットの認証申請があった、東京大学病院における冷凍機の設備更新、静岡県の中小企業におけるボイラーの燃料転換、山梨県の温泉におけるヒートポンプ導入の3事業について認証を行い、制度開始後初となる国内クレジットを創出した（3件 延べ認証期間：16.9月 認証国内クレジット量：990t-CO2）。

前回（第4回）委員会（5月29日）から6月19日までに受け付けた18件（25,776トン-CO2）の排出削減事業について概要の公表を了解。これにより、申請受付件数は、累計で118件（年削減量（見込）：114,271トン-CO2）となった。

経済産業省、「第5回国内クレジット認証委員会の結果について」（6月19日付）のページ：

<http://www.meti.go.jp/press/20090619005/20090619005.html>

経済産業省産業技術環境局、「排出削減事業の申請受付について」（6月19日付）のページ：

<http://www.meti.go.jp/press/20090619005/20090619005-2.pdf>

【行政241】環境省、平成21年度CDM/JI事業調査に係るプロジェクト案件の募集を実施

環境省は、CDM/JI事業として有望なプロジェクトについて実現可能性調査を実施するため、日本の民間企業、民間法人、特定非営利活動法人（NPO）等からプロジェクト案件の募集を6月2日（火）～6月25日（木）に実施した。

京都議定書の削減目標を達成するためにCDMやJIが盛り込まれている。環境省では、1999年度から日本の企業、NGO等を対象に温室効果ガスの排出削減や吸収源強化につながると考えられるプロジェクト案件の募集及び選定された案件についての実現可能性調査を実施している。これによって、CDM/JI事業として有望なプロジェクトの発掘とCDM/JIの仕組に関する国内・国際ルール作りのための知見、クレジット獲

得のための手法などの蓄積が行われてきた。今回は特に公害対策と温暖化対策のコベネフィットを実現する CDM/JI 事業を中心として、調査案件を広く一般から募集。

環境省、「平成 21 年度 CDM/JI 事業調査に係るプロジェクト案件の募集について（お知らせ）」（6 月 2 日付）のページ：

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=11202>

環境省、「平成 21 年度 CDM/JI 実現可能性調査 募集要項」

http://www.env.go.jp/press/file_view.php?serial=13648&hou_id=11202

【行政 2 4 2】麻生総理、日本の 2020 年までの温室効果ガス削減の「中期目標」について発表

麻生総理は 6 月 10 日、官邸での記者会見で、日本の 2020 年までの温室効果ガス削減の「中期目標」について「2005 年比で 15%減」とすることを発表した。首相官邸の記事によると、この数値は、2005 年比で 4%減から 30%減までの 6 案の選択肢の中から 14%減を軸に調整を行ってきたが、削減幅を太陽光発電の大胆な上乗せなどにより、更に大きくしたものであるという（ヨーロッパは 2005 年比 13%減、米国オバマ政権は 2005 年比 14%減を設定）。

首相官邸、「麻生内閣総理大臣記者会見」（6 月 10 日付）のページ：

<http://www.kantei.go.jp/jp/asophoto/2009/06/10kaiken.html>

【行政 2 4 3】環境省、「気候変動枠組条約の下での長期的協力の行動のための特別作業部会第 6 回会合（AWG-LCA6）」等の概要と評価について公表

環境省は、6 月 1～12 日にドイツ・ボンにおいて行われた「条約の下での長期的協力の行動のための特別作業部会第 6 回会合（AWG-LCA6）」「京都議定書の下での附属書 1 国の更なる約束に関する特別作業部会第 8 回会合（AWG-KP8）」の概要と評価を公表した。これらの会議では、2013 年以降の気候変動に関する国際枠組に係る議論が行われた。

環境省発表の報告書によれば、AWG-LCA6 では、温室効果ガスの削減目標について、途上国と先進国の間で意見が対立したことなどが報告されている。AWG-KP8 では、附属書 1 国の排出削減量、削減手段、法的論点等について、事前に各国の見解をまとめた文書を基に議論が行われ、特に、附属書 1 国の排出削減量の議論に大半の時間が費やされたという。さらに、同報告書では、会議の評価として、2013 年以降の国際枠組みのあり方について各国の意見を収斂させるプロセスには至らなかったことなどについて述べられている。

日本政府代表団、「「条約の下での長期的協力の行動のための特別作業部会第 6 回会合（AWG-LCA6）」、「京都議定書の下での附属書 1 国の更なる約束に関する特別作業部会第 8 回会合（AWG-KP8）」、「気候変動枠組条約第 30 回補助機関会合（SB30）」一概要と評価」（6 月 12 日付）のページ：

http://www.env.go.jp/press/file_view.php?serial=13742&hou_id=11240